

## 令和6年第2回浅川町議会定例会

### 議 事 日 程 (第2号)

令和6年6月12日(水曜日) 午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員(10名)

|    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 須 藤 孝 夫 君 | 2番  | 富 永 勉 君   |
| 3番 | 菅 野 朝 興 君 | 4番  | 兼 子 長 一 君 |
| 5番 | 木 田 治 喜 君 | 6番  | 岡 部 宗 寿 君 |
| 7番 | 須 藤 浩 二 君 | 8番  | 上 野 信 直 君 |
| 9番 | 会 田 哲 男 君 | 10番 | 水 野 秀 一 君 |

#### 欠席議員(なし)

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|         |           |                     |             |
|---------|-----------|---------------------|-------------|
| 町 長     | 江 田 文 男 君 | 副 町 長               | 加 藤 守 君     |
| 教 育 長   | 真 田 秀 男 君 | 総 務 課 長             | 生 田 目 源 寿 君 |
| 企画商工課長  | 我 妻 悌 君   | 農 政 課 長             | 関 根 恵 美 子 君 |
| 建設水道課長  | 生 田 目 聡 君 | 会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 | 坂 本 克 幸 君   |
| 保健福祉課長  | 佐 川 建 治 君 | 住 民 課 長             | 高 野 喜 寛 君   |
| 教 育 課 長 | 我 妻 美 幸 君 |                     |             |

#### 会議に職務のため出席した者の職・氏名

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 議会事務局長 | 田 子 広 子 | 会計年度任用 | 芳 賀 純 弓 |
|--------|---------|--------|---------|

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

---

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、9人で24項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） それでは、同趣旨扱いを報告いたします。

別紙の一般質問の同趣旨扱いをご覧ください。

質問順2、6番、岡部宗寿議員の（1）学校給食センター運営について、質問順4、5番、木田治喜議員の（3）学校給食の民間委託について、質問順8、3番、菅野朝興議員の（1）給食センターの民営化は決定事項なのか、質問順9、8番、上野信直議員の（6）子どものためにも学校給食の調理業務の民間委託は白紙撤回をの4項目が同趣旨扱い。

次に、質問順3、9番、会田哲男議員の（2）大型遊具・芝生広場等のある新たな公園の設置を、質問順5、4番、兼子長一議員の（2）遊具の充実した公園整備について、質問順6、7番、須藤浩二議員の（1）新しい公園を造るべきの3項目が同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置き短く、さらに明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順 1、2 番、富永勉君、（1）幹線道路等の防犯カメラ設置についての質問を許します。

2 番、富永勉君。

〔2 番 富永 勉君起立〕

○2 番（富永 勉君） 本日は傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本町は、安心・安全なまちづくりを推進して、様々な防犯対策に取り組んでおります。昨今、広域的窃盗犯罪が発生しており、本町も公共物や農業機械、農作物等の窃盗被害が多く出ております。直近では、旧ゴルフ場で、銅線を盗もうとした不審者の逃走事案が発生しております。他地域から犯罪の流入を未然に防ぎ、犯罪の起こりにくい防犯環境の整備について、見解を伺います。

そこで、防犯カメラを幹線道路等（他地域境界や主要拠点）へ設置することで、犯罪の流入防止、犯罪抑止効果や犯罪発生時の追跡捜査に大きな役割を果たすものであり、警察との協定や連携を図り、防犯力の高い安心・安全なまちづくりへ取り組む考えについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、町においては、過去に収獲した米や農機具の盗難、さらにはU字溝の網状の蓋、いわゆるグレーチングの盗難が発生しており、先月には袖山地内にある太陽光発電施設において、銅線の窃盗事件も発生しております。

なお、これらの事件につきましては、ほとんどが未解決となっている状況です。今後、町においては、犯罪の流入防止や抑止力を高めるために、警察との連携を図り、町防犯協会など関係機関と協力し、町全体の防犯を一層強化してまいります。

また今後、幹線道路等への防犯カメラの設置も視野に入れつつ、さらなる安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2 番、富永勉君。

○2 番（富永 勉君） それでは、再質問させていただきます。

今ほど答弁いただきまして、前向きにということでございます。

まさに防犯カメラ、重要な防犯対策のアイテムの一つであります。当町では、昨年 6 月に、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを作成しております。まさにこれから実行、いわゆる設置に向けて移行する段階を迎えておると思います。

今ほどの主要幹線道路への設置というところでは、イメージとしては国道118号線、やはり関東方面からの南側からの流入対策として、簗輪地区の交差点信号機の設置というイメージを持っておるところでございます。さらに設置の目的というところでは、今ほどもありましたけれども、犯罪の抑止力、さらには犯罪に対する町

民の不安意識の軽減、さらにはソサエの活用、いわゆる早期検挙につながると。さらには地域防犯力の向上として、やはり町民の防犯に対する意識の醸成が図られるというところでございます。町の執行の役割として、町民の生命と財産、安心・安全を守るという使命は大きいものがあると思います。

そこで、やはり犯罪者が最も嫌がるのは、そういった犯罪は許さないという町の雰囲気、防犯カメラ設置の町という、そういったPRが十分されているよと。看板等が設置されているかというところも一つ大事かと思っています。そういった取組に向けて防犯カメラを活用し、町と警察がしっかりと連携する。そして、浅川町のコンパクトな町、これは十分にそういった取組ができる、そういった環境づくりができると私は思います。そういった面で、他自治体に先駆けていち早く協定連携を警察と図り、取り組んでいくというところで、いま一度考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、警察とあるいは町防犯協会と、そしてまた町民との連携を図り、一層強化を図るとともに、今後、防犯カメラをどこに設置するのか。そういう警察の方々とお話しをして、前向きに検討して、町民の安心・安全なまちづくりを進めていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 最後に、今後の展開というところで、質問させていただきたいと思います。

今ほどありましたけれども、まずは、私は幹線道路の交差点に防犯カメラを設置する。そしてこれを契機として、先ほど申し上げましたように、他自治体に先駆けて、安全・安心に暮らすまちづくりに向けて、次には町の主要拠点、駅周辺、通学路、公園などへ計画的に設置し、さらなる犯罪防止を図っていく必要があると考えます。そういった今後の展開について、見解をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課に説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

議員さんおただしのとおりなんですが、町としましては、昨年度も木田議員さんからご質問がございました。その後の町の展開なんですが、ガイドラインの策定は済んでおります。昨年度、事業を実施するつもりはしておりましたが、踏ん切りがつかなかったといいますか、実際、今現在は宙ぶらりんの状態ではありました。

しかし、今回、このご質問がありましたから、これを機に改めて仕切り直して、今年度、先ほど町長が答弁したとおり視野に入れまして、まず主要道路118号線、この道路沿いに1か所、北関東からの流入を監視するためにも設置の方向で考えております。今後、町としましては、策定、そのプロセスの確定ですね。それと関係団体への意見の照会、石川署とかとなります。あわせて、あとはパブコメですね、パブリックコメント、意見聴取、こちらを主にしまして、早期に設置の方向と考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 一つ安心・安全なまちづくりへ向けて、期待させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（２）農地の保全と担い手育成についての質問を許します。

２番、富永勉君。

〔２番 富永 勉君起立〕

○２番（富永 勉君） それでは、次の質問をさせていただきます。

農地の保全と担い手育成について質問します。

地域の農業は、農業従事者の高齢化、後継者不足に加え、農作物の価格低迷や農業経営の状況悪化により、生産意欲低下や生産基盤弱体化が懸念されております。このような中、離農や生産縮小が進み、年々耕作放棄地が増え続け、周辺農地や住民へ悪影響を及ぼす状況にあって、解消に向け、どのように取り組んでいくのか見解を伺いたいと思います。

１つ目は、増え続ける耕作放棄地（遊休農地）の解消策と再生利活用の取組について。

２つ目は、担い手育成に向けた取組と支援策について。

３点目は、担い手・認定農業者の農地の集積、集約化による農業機械導入（大型など）や、スマート農業導入に対し、支援策を手厚く改善する考えについて。

以上、伺います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

まず、１点目につきましては、本町では令和２年度に人・農地プランを作成しましたが、今年度は町内13か所において、地域計画の作成を予定しております。その中で耕作放棄地の解消や、再生利活用ができるような取組について話し合っていていただくとともに、地域の課題である担い手の高齢化や、担い手不足についても話し合っていていただけるよう、進めてまいりたいと考えております。

２点目につきましては、これまでも地域の担い手につきましては、人・農地プランに位置づけるとともに、新規就農や認定農業者となるべく支援を行ってきたところであります。今後も、新規就農や経営の継承など、地域の担い手になっていただけるような相談があった場合については、関係者と連携しながら支援を行っていく考えでございます。

３点目につきましては、現在、本町では、農業による地域リーダーを育成するため、認定農業者及び新規就農者に対し、農業担い手育成支援事業として、農業機械等の購入補助を行っているところでございます。引き続きこの制度を維持し、農業経営の規模拡大や作業効率の向上、省力化等のために活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ２番、富永勉君。

○２番（富永 勉君） ありがとうございます。

それでは、再質問で、まず１点目の質問をさせていただきたいと思います。

いわゆる解消策と再生利活用の取組でございます。答弁にありましたように、高齢化、それから、担い手不足という話もありました。確かに、一番この耕作放棄地が増えている理由については、その２つであります。

担い手の高齢化、そして後継者が不足していることに伴って、いわゆる農業を行う人がいなくなって、土地が放棄されているケースでございます。悪影響も非常に多く出ていると。廃棄物の不法投棄、さらには野生動物、イノシシ等の餌場となっていると。

改善に向けてというところでは答弁でもありました、いわゆる集約、集積化を図っていくと。いわゆる担い手、認定農業者に向けて図っていくと。まさに今、人・農地プランを経て、地域計画に向けて計画中でございます。しかしながら、大きな一つの壁というところでは、先ほどの高齢化と担い手不足でございます。

そのほかに場所の悪いところ、いわゆる耕作条件の悪い地域は、どうしてもそういった再生利用がかなわない。どうしても荒れていってしまう、残ってしまう、そういったところ。そういったところは、どうしてもやっぱり地域の担い手も、いわゆる再生利用というところに取り組むことは困難であるということになります。そうしますと、再生の利活用というところに取り組まざるを得なくなってきました。

そうしますと、再生利活用の取組ということは、まさに社会的問題を解決しながら、新たな創造、地域価値の創出を図っていくと。地域の活性化にもつながっていくというところでは、いろんなモデルがございます。果樹を植えてみたり、花を植えてみたりというところで、そういった地域の活性につなげていくと。こういった、ひとつ町としてモデルを積極的に提案しながら、サポート、支援していくというところは非常に大事かと思えます。

ひとつ現状というところでは、認定農業者は現在40名おりますけれども、なかなかこの40名では、将来の農業、浅川町の800町歩の田んぼ、畑を担っていくのには十分な人数ではございません。遊休農地も現在30町歩を越す勢いで増えております。そういった現状を鑑みて、こういった再生利活用というところに向けて、町の考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、2番議員から、場所の悪いところ、再生利活用、花あるいは果樹などを作って、まず浅川町が提案をして、モデル事業をやっていこうというお話しであります、やはりそういう考えもあると思っております。認定農業者と今後そういう話す場をもって、前に進めていきたいと思っております。

なお、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうからも補足答弁させていただきます。

今、議員さんからおたしありましたように、遊休農地、特に山間部の耕作者がなかなか見つからないところは、どうしても遊休農地になりがちでございます。この問題につきましては、浅川町だけではなく全国的な課題となっておりますが、農業従事者の減少や高齢化などによりまして、その増加が危惧されてございます。山間部の遊休農地が増えるということは、今、議員さんからもお話しありましたように、鳥獣害の発生や水源等にも影響があり、様々な問題を抱えていくことになります。

今年度につきましては、地域計画を策定する予定でございますので、その中で、国のほうでは、荒廃農地の解消の優良事例集ですとか取組について、それから、県のほうでも、遊休農地を解消するための利用の調整事例などを持っております。今、その資料等を集めてございますので、県内の事例なども参考に紹介することによりまして、農業委員会の皆さんや、地域策定時に地域の方々、多面的とか中山間の代表の方々と情報共有

しながら、浅川町のモデルになり得るような情報を提示しながら、話し合いを進めてまいりたいと考えております。

また、遊休農地を解消するためには、再生利活用の研究対策交付金ですとか、農地の耕作条件改善事業などもございますが、耕作放棄地の再生利用に当たりましては、地域の皆さんが例えば何を作るのか、土地の条件はどうなっているのかなどによりまして、使える事業等が変わってくると思いますので、地域の話し合いの中で、具体的な案や施策が具体的になってきましたらば、取り組める可能性があるものを模索しながら、支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） それでは、遊休農地の取組については、ひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2つ目の質問でありました担い手育成の問題について、再質問させていただきます。

まさに数が十分でないと。浅川町の農地を担っていくのには、今の担い手の数では足りないというところでは、そうしますと新規就農者の確保、そして、さらには、移住者なども確保していかなければならないというところがございます。

こういった取組については、国と地域自治体、JAなど、足並みそろえ、サポート対策をしっかり取っていく必要があるかと思ひます。特に、新規就農者の確保についてはUターンやIターン、こういった取組によりまして、成り手の確保をいかに図っていくかというところは重要かと思ひます。

それで、私はやっぱり確保というところでは、例えば奨学金の返金支援。例えば、農業に新規就農者に従事していただければ、そういった返金支援などを町独自で行っていくと。さらには、先進的な農業経営の視察や実践研修、まさに農業も経営でございますんで、そういった専門家による経営アドバイス、時代に対応できる知識や技術を習得することを目的とする、そういったサポートも必要かと思ひます。

そこで、こういった担い手育成として、新規就農者の確保に成り手の確保、どのように取り組んでいくかというところで、見解を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、お答えいたします。

新たな担い手の育成としましては、今年度も新規就農フェアが12月でございますので、そちらに参加するとともに、また、企画商工課などで参加する、移住・定住相談会などもございましたら積極的に参加し、相談、支援等を行ってまいりたいと考えてございます。

また、地域計画策定時の地域での話し合いの中で、よく地域の方のお話しをお聞きしながら、新たな新規就農につながるような相談にも応じてまいりたいと考えております。

議員さんおっしゃっていたような、農業者に対する支援等なんですけれども、県のほうでは、農業経営・就農支援センターというものを昨年度から立ち上げておりまして、就農を希望するだけではなく、現在農業に従

事している方につきましても、就農後の規模の拡大や法人化など、経営に係る研修会や情報の提供など、専門家が経営改善に向けたアドバイスを行うという支援も行っております。新規就農者はもちろんのことですが、認定農業者や現在農業を営まれている農業者に対しましても、研修会や意見交換会などを通じまして、地域の担い手を育成できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。

ひとつ、担い手育成については、今後も農業を維持できる、そういった取組を期待したいと思います。

もう1つ、3つ目の質問で再質問させていただきたいと思います。

支援を手厚く改善する、そういった取組でありますけれども、担い手、いわゆる新規就農者への支援というところでは、先ほどありましたように、国・県の手厚い支援がございます。しかしながら、農業を維持しているそれ以外の方については、個人でそういった国・県の支援というところを申請しても、該当するのは困難でございます。やはり、原則として法人格の申請というところになってきます。

そんな中、これ先ほどの遊休農地の解消に向けても、集約、集積が進みますと、当然ながら担い手は規模がどんどん大きくなってきます。そうしますと、特に水稻農業においては、大型機械の導入ということになってきます。浅川町は約830町歩、これを40名で例えば維持していくということになりますと、1人単純に20町歩ほどの面積を担ってやっていかなければなりません。ちなみに、20町歩以上の農家を維持、経営していくということになれば、農業機械だけで約1億弱のそういった費用がかかってきます。個人ではこれは大きなコストの壁にぶつかります。そういったときに、まさに国・県の支援が絶対必要であります。しかし、法人化に持っていくというところではなかなか困難でございます。そういった場合、やはり少しでも町の手厚い助成というところは不可欠になってきます。

そこで、今後、農業の未来を担うと、未来をつくっていくということでは、スマート農業に大きな期待が寄せられております。高齢化になりますと、やはり作業の効率化、省力化を図っていくには絶対不可欠でございます。そういった場合に、まずはこういったドローン等のいわゆる講習費用、約5万から10万だそうでございますけれども、そういった部分を、まさに浅川町の独自資金であります農業担い手育成支援事業補助金、これ本年は昨年から500万上がりまして、今、上限1,000万でありますけれども、こういったところについては、農業機械の導入等、ビニールハウス等の張り替え費用でありますけれども、こういったところにドローンの操作研修費も含んでいただき、さらには意欲あるそういった担い手、大型機械も導入しなければならない、そういった地域の意欲ある農業者に、新たな町独自の導入支援の事業補助金をつけていくと。上限……先ほどの町の独自は、すみません、1,000万ではなくて100万でございます。ですから、他町村はこういった農業機械、大型機械導入に特化した事業補助金を出しております。限度額は500万でございます。浅川町の5倍の上限をもって、そういった個人では3ヘクタール以上の1つ基準を設け、法人では15ヘクタール以上というところで、非常に厚く手当てをしております。

そういった状況であります。ぜひとも生産意欲をなくさない支援、維持する支援として、そういった手厚い支援を今後検討するということで、見解を最後にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） お答えいたします。

今、議員さんのほうから大型機械の導入や、それから、スマート農業に向けた補助のさらなる導入というお話でしたが、確かに認定農業者や新規就農者につきましては、経営規模が拡大されますと、施設や設備についても、大型化や省力化が図られることになってございます。

現在の町の事業では、新規就農者や認定農業者に対しまして、それぞれの経営改善計画書に基づいた取組としまして、昨年度から補助割合を拡大しまして、100万円以上の施設設備などに対しては2割補助としたところ です。現在の町としましては、今後も地域の担い手として規模の拡大や作業の効率化、省力化を図っていただくためには、現在の制度を維持しまして、有効に活用していただきたいというふうには考えております。

また、経営規模や内容によりましては、国・県の事業を活用できるような支援もあるかと思っておりますので、関係者と連携しながら、それぞれの経営内容に合った支援をしてまいりたいと考えております。担い手づくりの総合支援事業などですと融資残の10分の3ですとか、そのほかにも担い手確保支援事業、GPS活用によるスマート農業加速化推進事業がそれぞれ10分の3。それから3分の2補助で、上限が150万、180万というものも ございます。町の農業機械の導入の補助よりは高い割合で補助を受けられることもございますが、議員さんか らお話しありましたように、確かに国・県の補助ですと、今、GAPの取得ですとか、経営管理ですとか法人 化、それから、作業日誌を作成しているかどうかとか、細かいポイント制度になってございます。使いにくい 部分もあるかと思っておりますが、より農業者の方が経営するのに支援を受けられるように、町としても支援してま いりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ぜひとも、深刻化するこの農業問題へ、今こそ積極的な対策を期待しまして、私の質問 を終わります。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、6番、岡部宗寿君、（1）学校給食センター運営についての質問を許 します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） それでは、質問に入らせていただきます。

これは3月議会で、2番、富永議員の質問の件で、2番目の質問ですね。課題に対応し、安定的に提供でき る運営方式への考えはの答弁で、町は安定的に提供できる方式として、調理業務の民間委託により、感染の対 応や、組織において人員確保や移動が可能となり、提供できない状況を防げる。今後、切替えを検討していき たいとの答弁でした。

この答弁が、今回4人の議員の質問になったわけだと思います。今現在、働いている職員へ不安を与えたの ではないかと心配でたまりません。その件について4点ほど伺います。

1点目は、民間委託によるメリット、デメリットを伺います。

2番目、3月議会での一般質問で、同じですが、2番議員の2番目の質問の件で、町は調理員の話を開かれ

たのか伺います。

3番目、主食の米は100%町産であると答えられました。その他の食材は18.2%とのことでしたが、どのような食材を利用しているのか詳しく伺います。

4番目、現在、所長は民間出身の方がされていますが、町職員にすることはできないのでしょうか。以前、兼任されていた時期があったと思うのですが伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、5番、木田治喜君、（3）学校給食の民間委託についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 今、同僚議員からもありましたとおり、令和6年の第1回3月の定例会議質疑において、学校給食に対して民間委託というワードが発せられたと認識しております。

今回も、先ほどもありましたけれども、同僚議員が4名ほど、こちらの同趣旨の質問をいたしております。これは、中学校建設や新型コロナウイルスワクチンの接種状況等々以来の同趣旨の多さだというふうになっていると思うんですが、それだけ町全体で注目されている内容なのかなというふうになっています。正式には、次年度の予算案以降の中で明確になるものと推察はしておるんですが、現段階での町構想について伺います。

そもそも、学校給食の運営については、昭和60年に、当時の文部省から、学校給食業務の運営の合理化について各都道府県教育委員会宛てに通知され、地域の実情に応じてパートタイムの職員の活用や、民間委託等の適切な方法により、給食業務の合理化を推進するよう指針が示されたと承知しています。また、国は、歳出の合理化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進し、学校給食費の需要額算定においても、平成28年度から同方式が導入され、経費の区分が給与費から委託料へと変更されていることも併せて承知しています。国も、学校給食運営については、外部委託を前提としているということの表れだというふうな認識ですが、ただし、実際の外部委託については、手順も含めて諸問題が顕在化しています。

その中で4点ほど伺います。

1点目、学校給食の民間委託構想、本当にこれはあるのかどうか。有無をお伺いします。

それで2点目、民間委託構想があるのであれば、民間委託構想の内容について、今分かる段階でお伺いします。

それから3点目、構想があるならば、民間委託先ですね。その目安があるということだと思うんですが、その目安があればお知らせください。

それから4点目、外部委託を実施しているあさかわこども園の委託料の予算額は承知しているんですが、実績額推移及び確定供給人数推移ですね、令和元年度から令和5年度についてお伺いいたします。

以上、4点ほどお伺いします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、3番、菅野朝興君、（1）給食センターの民営化は決定事項なのかの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 同趣旨ということでご質問いたします。

今年3月の定例議会の中で、令和7年度から、給食センターには民間の業者が入るといようなお話が出たかと思います。何点か伺いをいたします。

1つ目は、民営化するメリットとデメリットということで伺います。

2つ目は、給食費が高くなるのではないかと伺います。

3つ目は、スタッフの給料形態は、これからどうなるのかと伺います。

4つ目は、いつから民間業者と契約する予定なのかと伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、8番、上野信直君、（6）子どものためにも学校給食の調理業務の民間委託は白紙撤回をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 3月議会で、給食センターの調理業務は、来年度からの民間委託に向けて検討する、こういう話がありました。しかし、考えてみると、民間委託はメリットが乏しく、デメリットばかりが危惧されます。検討は白紙撤回すべきではないかという観点から、6点質問します。

1点目です。調理業務を民間委託すれば、今よりも安全でおいしい給食を子どもたちに提供できるようになるのかどうか伺います。

2点目です。民間委託すれば安定的に給食を提供できるようになると言われていますが、業者の倒産や慢性的な人手不足からの急な撤退など、必ずしもそうではないのではないかと伺いますが、認識を伺います。

3点目です。民間委託して、地元の食材を使った給食が可能なのかどうか伺います。メフォスに委託しているあさかわこども園では、昨年度、浅川町産の食材をどのくらい使用したかも併せて伺います。

4点目です。民間委託にすると今より費用がかかると説明されました。どのくらい費用が増える見込みなのか伺います。また、保育所時代にメフォスに委託した当初の委託料と、今年度のこども園のメフォスへの委託料の金額も併せて伺います。

5点目です。今、町では、働く場の確保が重要課題になっています。せっかく期末手当や勤勉手当ができ、少しずつ給料も上がってきた給食センターという職場を、時給幾らの民間委託にすれば、職場を一つ潰すことになるのではないのでしょうか。認識を伺います。

なお、あさかわこども園の給食調理員の給料の現状についても併せて伺います。

6点目です。今回の民間委託話の直接のきっかけは、調理員間でコロナがはやり、給食を提供できなかったことがあるということでありました。給食を提供できなかったとき、保護者の方からどれだけ苦情があったのか伺いたいと思います。

来年度から民間委託となれば、調理員はコロナにかかったために、今年度で会計年度任用職員を解雇されるということになります。コロナで休んだ町職員は大勢います。給食調理員なら解雇してもいいとお考えなので

しょうか。認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

初めに、6番、岡部議員にお答えいたします。

1点目ですが、メリットとしましては、調理技術、安全衛生管理面の向上、柔軟な人員配置などが挙げられます。デメリットとしましては、経費全体としては増額となる可能性がある点です。

2点目につきましては、調理員の方々には、以前から複数回にわたり、ご説明と対話の場を設けさせていただいております。

3点目につきましては、主食となる米につきましては、100%浅川町産となっております。その他の食材につきましては、春はアスパラガスやブロッコリー、夏はキュウリ、ピーマン、ジャガイモ、秋には大根、ネギ、冬は白菜などを利用しております。

4点目につきましては、過去には町職員が所長を務めたこともありましたが、町職員については、現在のところ考えておりません。

次に、5番、木田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、構想という形では作成しておりませんが、民間委託に向けた実施計画案は作成してあります。

2点目につきましては、その主な内容ですが、民間委託する業務の範囲、配置職員及び調理員の身分保障、民間委託後の学校給食の責任、委託契約の内容等です。

3点目につきましては、今後検討していくことになると考えております。

4点目につきましては、令和元年度は807万4,000円、令和2年度、3年度、4年度の3年間は同額で818万4,000円、令和5年度は854万円7,000円となっております。また、供給人数推移につきましては、児童、職員合わせて令和元年度は61人、令和2年度は66人、令和3年度は53人、令和4年度は59人、令和5年度は63人となっております。

次に、3番、菅野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、メリット、デメリットは、6番議員に答弁したとおりです。

2点目につきましては、令和5年度より給食費無償化を実施しておりますので、高くなるという心配はありません。

3点目につきましては、スタッフの給料は委託業者から支払われることとなりますが、現在の給料額が下回らないよう、町の要求額で支払うことは可能と聞いております。

4点目につきましては、決定事項ではありませんので、検討してからになると思います。

次に、8番、上野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、安全面、衛生面での管理がより徹底されると聞いております。おいしい給食につきましては、民間の場合ですと定期的に調理技術講習会を開催しており、今までと同等以上のおいしい給食を提

供できるものと思います。また、栄養士の意向に沿った献立や、手作りメニューが増えることが期待できます。

2点目につきましては、業者の選定に当たっては、実績、現時点における経営の安定性、専門性、技術力等、総合的に判断したいと考えています。

3点目につきましては、食材の購入は町の発注となりますので、今までと変わらず、米も野菜も浅川町産のものを購入することが可能となります。また、こども園の保育部では、地元の商店から食材を購入しております。野菜、米、肉などは、浅川町産と福島県産などと伺っております。

4点目につきましては、諸経費や消費税が加算されますので、今より費用はかかることになります。

また、保育所時代にメフォスに委託した当初の委託料は、10年前となりますが、平成25年度のときで税抜き680万1,000円です。今年度のこども園保育部の委託料は、税抜きで818万4,000円となっております。

5点目につきましては、希望があれば、現在勤務中の職員を採用する、地元採用を中心に考えているというふうに伺っております。職場を潰すことにはならないと考えております。なお、こども園の給食調理員の給料の現状ですが、パート社員1日5時間勤務で5,000円、1か月16日勤務で8万円となっております。

6点目につきましては、以前から検討を行ってきており、コロナにより給食が提供できなくなったことが直接の理由ではありません。給食が提供できなかったとき、一部の保護者からは、「民間ならこういうことにはならなかった」という声も聞かれています。また、コロナに雇ったからという理由で解雇するということではございません。

現在、所属している調理員の方々へは、以前から複数回にわたり、ご説明と対話の場を設けさせていただいております。浅川町の会計年度任用職員は、調理員のみならず、今年度末をもちまして雇用期間が満了することになり、再募集をするということです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 我々4人も全く同趣旨。結局、我々4人は民間委託反対の話なんですよ、教育長。

今、言われたのは、全く民間にしたらどうなんだという話で、いいことは必ず書いてある。しかし、今現在、全国で民間委託にしたらどうなんだということを検索すると、まず、80%の団体がちょっと早まったと。それはなぜかという、こないだ、ある県で突然、明日から学校給食が提供できなくなりましたと、民間がバンザイしました。そうなったときにどうしたかという、牛乳は来ていました。それで、各スーパーやコンビニに行って、パンとかを買って提供したそうです。それが長々と1週間ぐらい続いた。これが全国的な話になって、今の現在で、この話が町で繰り返さないで、逆に持ち上げて民間にするという話が出てきたので、私はちょっとびっくりしております。

まず、一番最初、メリット、デメリットといいますけれども、実は民間にしたらまず何がメリットなんだという、行政はタッチすることができなくなる、やめる。給料を計算したり、職員との間のトラブル等、そういうのも一切聞く必要もないから楽になる。そういうことだけらしいんです。今言ったように、教育長も言いましたけれども、町産もいっぱい使ってくれる。これは何の根拠もないです。民間は利益を上げなくちゃならないんです。

利益を上げるためにどういうふうな段取りを取るかという、まず、食材は安いものを大量に買います。そ

して簡単に料理できるものに移行します。ですから、今まで6人で給食センターを運営していたのが、民間になると3人になるらしいです。そして、その中の1人だけはある程度理屈は分かるんです。そのほかの人は、今で言えばハウレンソウをお浸しにすることすらできないらしいです。お湯を沸かしてそこに入れるか、チンするだけの仕事らしいです。そういうのがいいのか悪いのかは、これはこれからの町の皆さんにかかってくると思いますので、その辺もメリット、デメリットのことを少し考えて、教育長、調べたほうがよろしいかと思います。

それと、2番目の件ですね。

この件はどういう状況だったのか、職員の方にちょこっと聞いたんですね。そしたら、1人か2人、コロナにかかって給食センターに行けないので。でも、実は補充員というのがいるらしいんですね。例えば、病氣したとかというときのために補充員という人がいるらしくて、その人に言ったらその人は「できる」と。じゃ、「学校給食はどうなんだ」と言ったら、「そのときやったの」と言ったら、「いや、実は私たちは『できる』って言ったんですが、所長に言ったら『いや、コロナかかったんだから駄目だ』と。だから休む」と。一方的に言われたらしいんですね。職員らで聞いたら、補充員いるからできるって言ったらしいです。でも、所長はできないということになって、それがきつと、今回の民間委託までできた話だと思うんですけども、間違っていたらすみません。

それと、100%町産でやっている。でも、先ほども言いましたけれども、これ民間になったらその保障はないですから。さっきも言いましたけれども、民間はまず利益を求めるためには、町産の高い米とか、町で作った野菜なんか買いません。全部出来合いを使います。これは結果的に、全国の民間経営の給食の献立の本を見るとほとんど書いてあります。町産で使っている民営はないです、と私は思います。調べた限り。

それとあと4番目ですね。町の予算が大体決まっていて、職員の方に聞くと、いろんな機材、道具、そんなのもやっぱり、幾らかは破損したり壊れたりすると。そういうのも新しいのに変えてほしいんだと言っているらしいんですが、でもやっぱり所長が、今までの所長じゃないのが入ってきて、何かそれは今はできないとかという話で、何とか直しながら使ってくださいとかという話だったんですが、これ、今の所長と職員、これ合わないんじゃないですかね。普通そういう職員というのは、所長が中心になって、目的は子どもに安心・安全な給食を出す仕事だと思うんですよ、給食というのは。これは本来であれば、教育関係で言えば、教育法の中に入っている給食法だと思うんですが、それが何か分からないんですけども、今ちょっとしっくりこない状況なのかなというのが私の見解でした。その辺も教育長、ちょっとお伺いします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目ですが、これは、民間になると6人から3人というようなお話しでしたが、これは交渉によって、現在の人数で雇用することが可能であるということも聞いております。

それから、3点目も1点目と食材についてのお話しありましたが、町産を使わなくなるということはないと。町産を使うのであれば、それも業者との交渉といえますか、話でそれも可能であるというふうに聞いております。

それから、2点目の補充員といいますが、代替調理員と言っているんですけども、調理員の方が6人で、

人数が不足すれば代替調理員に連絡をして入ってもらおうということになるんですが、代替調理員の方もコロナにかかってしまったということで、それで、通常の調理員の方と代替調理員の方を合わせてもちょっと人数を確保できないということで、代替の方もコロナになってしまったということでできなかったという、そういう経緯です。

それから、所長さんの話ですが、現在、私は支障なく調理員が調理業務できているというふうに見ております。私はそのように見ております。支障はないというふうに見ております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 我々の質問も5問までですが、我々のほかにもあと3人いますが、今、教育長が言ったようなものは全く我々と違う話なんですね、我々が聞いているのは。この話は、職員が我々の家に来ました。実はこういうわけなんですと。これ3月議会終わってからすぐ来ました。これは切羽詰まった話だと思います。

先ほど、私の質問の中にもありました。職員に少しでも不安を与えるような行政では駄目なんですよ、教育長。分かりますか。今、学校給食、私は子どもに毎日ぐらい聞きます。「今日、学校給食どうだった」、「昨日はどうだった」と。私はほとんど毎日聞きます、必ず。「うまかった」、これの何が悪いんですか。最高じゃないですか。こないだ私、逆の質問を1回しました。学校給食が最近まずくて、随分残っているんじゃないかという質問をしたことがあります。そこから何か分からないけれども、いつの間にか、調理員は一緒なんです、料理を、献立を考える人らもちょっと変わっただけで一気にうまくなって、残菜も減って、最高の話であると思ったときにこういう話。私、実はほかの議員が質問しなかったら、ここに7ページか8ページあるやつ全部読むかと思ったんですが、これ読んでもどうしようもないんですが、要するに給食は誰が喜ぶんだといたら子どもなんです。子どもが今喜んでいるときに、喜ばないような話をしたんではやっぱり俺はまずいと思います。まず、それです。

最後に、まとめて私ちょっと書いてきました。学校給食をコスト情報のみで考えるのではなく、今の外食産業が、あるんですね。コストだけで考えれば今の外食産業です。分かりますか。それで、家庭で今、個食というのが増えているらしいですね。当然、朝御飯も食べて来ない、そういう家庭が増えているらしい。でも、それをなくすのは、今なくしているのが学校給食らしいですね。学校給食でみんなで集まって食べる、これは、本来であれば学校給食も教育の一環なんですね。食育だと思いますが、それを今、学校でやってくれているおかげで子どもらが優しくなったり、話をしたりできるというんですね。それを、だから、もし民間だったら、ファミリーレストラン辺りでみんなで食ったり、例えばコンビニでおにぎりを食ったりすればいいじゃないですか。民間にするのであればですよ。でも、そういうことでもないと思うんですよ。学校給食は、子どもたちにおいしいものを提供して、単なる食欲を満たすためではなく、人間的な触れ合いの役割をつくる場ではないでしょうかとうたっております。

これから進めようとしている民間委託は、コスト論のみを取上げ、住民や議会を納得させるため、安くて今までの給食と変わらない給食を出すんだとうたい文句に、実施されている傾向があるらしいです。しかし、それは委託を前提としての話で、その背景には外部委託を強く推進する一部の政治家の圧力があるらしいです。何が動いているかちょっと分からないんですが、そうらしいです。

今年1月に北陸のほうで大きな地震があつて、当然、福島も東北も地震がありました。そのときに、例えばですよ、浅川小学校とか中学校を緊急避難の場にしくちやならないとき、例えば町で給食センターなんかあれば、住民が避難したときに、そのときに炊き出しとか、そういうことを率先してできるらしいんですね。それは公務員として敏速に対応できるらしいんです。しかしこれが、例えばこれが民間でやっている給食センターだとすると、契約の範囲内ではないと。だから業務だけだからやらないというのが、民間でやるらしいですね。これはやっぱり困っちゃうじゃないですか。いざというときに使えない。そういうことも踏まえ、また、町センターならこういう契約に縛られないで、利益も考えることもないじゃないですか。だから住民サービスのためとか、敏速に対応できるのが給食センターだと思うんです。

学校給食センターはコスト論のみではなく、いいメリットもあります。それらを含めて、住民や議会に広く情報を開示し、正しい判断を求めていくことが大切です。食育を含めた将来の学校給食をどうするのか、そのためには、学校給食業務体系をどのようにするのか。責任を持ってみんなで考え、住民と議会と十分に時間をかけ議論し、決めていく必要があると思います。しかし、先ほども言いましたが、何よりもサービスを受けるのは子どもたちです。そんな子どもたちに影響や動揺を与えることがないように、そして、保護者の負担増にならないことが大切ではないでしょうか。これが今の3番目の質問ですが、いかがですか、教育長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、コスト問題とか、いかに安くするかじゃないんですよ。お金じゃないんじゃないんですか。まずは、子どもたちの一番の楽しみの給食を、我々が愛情込めて作って、おいしいのを出すのが当たり前じゃないですか。今までやってきていると思っていますよ。それで、料理というのは人が作るんですよ。愛情がなければいい料理ができないんですよ。

そういう中で、職員の不安をあおっているという言葉を使いましたよね。私は今、そういう話を聞いていないんですよ。それで所長も今一生懸命やっていますよ。調理だけではない、今、町でもスポーツ指導員とか、様々なことをやっています。そういう中、私は職員の不安をあおっていないと思っています。ただ、その所長と職員の間にはどういうことがあるか分かりませんが、規則は規則でちゃんとやっていると思っています。

それと、調理員が各議員さんのところに行ったという情報も入っていましたよ、私のところに。そういう問題で今日は4件が出ていると思っています。あと、所長を私は今度職員に変えるつもりもありません。やはりもう少し、今の現状のままでいきたいと思っています。

あと民間委託、3月に言ったとおりに、私は今後の検討課題というお話しをしていると思います。職員としてはいろいろもんでいると思います。それで、最終判断は私と教育長がすると思っていますので、また、私は民間の話は今もんでいるところでもありますので、とにかく民間であろうが、調理員であろうが、おいしい食事を作るのが当たり前と思っていますので、今後ともおいしい食事を作っていきたいと思っています。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、私からもお答えさせていただきます。

先ほど、民間になれば、子どもが喜ばないような給食になるのではないかというお話しでしたが、それはないと思います。今、町長が答えたように、やはり調理員の皆さんが一生懸命作っていただいていますので、そ

うということはないと思います。今もおいしい給食を作っていただいています。民間によって、それが逆行するようなことはないと思います。

それから、教育の一環というお話もありましたけれども、これも民間になることによって、人間的な触れ合いがなくなるのではないかということは、これもないと思います。栄養士の先生もいます。調理員さんだけでなく、栄養士の先生も一生懸命頑張っています。栄養士の先生が食育の推進ということで頑張っていますので、そういうマイナスのほうにはいかないかと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長、さっき私も言ったように、学校給食は子どもらのためなんですよ。それ分かっているのにそう言っていますけれども、そして今職員が議員らのところに回ってきたというのも分かっていたと言っていますけれども、ただ回っていたというんじゃないんですよ、町長。困ったから回ったんじゃないですか。それを、例えば1人をかばうために職員を切り捨てるのかといえば、それだってちょっとおかしいじゃないですか。それは町長、やっぱり何かがあるから職員らがそういった行動を起こしたんだから、我々はそういう職員も守らなくちゃならないじゃないですか、議員は。俺はそれが食育という教育だと思います。

最後になるんですが、今、給食を食べている児童・生徒、毎日のように、先ほども言いましたが、私が聞いたなら「おいしい」、「おいしかったよ」といつも答えてくれています。そう答えている子どもらがいるのに、今の職員が作っているおいしい給食、どこが問題があるんですか。民間にしなくちゃいけない、何で。民間にしたらおいしいものを作ると言うけれども、私が今調べた、全国から上がっている、そういった民間にしたときのメリット、デメリットの話聞いたとき、ほぼ80%が失敗したと言っているんですよ、民間にして。さっきも言いました、民間は自分らのメリットしか考えないですよ。もうかる主義しか考えない。教育長も言いましたけれども、町産を使ってもらえる。民間にしちゃったら誰が使うんですか。何、民間になったら、町がその食材を民間に提供するんですか、そういうのが面倒くさくて民間にするわけじゃないですか。俺はそう思いますよ。民間にする意味ってそういうことじゃないですか。誰も町も関係なく民間が全部やって、提供してもらえばいいんだというだけじゃないですか。でも、町長、これ詳しく調べると、本当に全国80%以上の自治体が失敗したと。これが本音らしいです。

町の米でも何でも使ってもらえるって言いましたけれども、そういう保障、民間にしたら、最初は必ずそういうふうにならないうたっています。民間業者、全部うたっています。最初、町の全ての食材全部使います、町の職員も使うと。さっきもちらつと言いました、最初6人で働いていたのが、いつの間にか民間になったら3人に減らされた。当たり前じゃないですか、もうからないんだから。

そういうことで最後になりますが、とにかく私の考えは、給食センターの民営化は絶対に反対と申し上げまして、私の質問に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 職員を切り捨てるって教育長が答弁したんですか。

あの、教育長はこう言ったんですよ。今年度末をもちまして雇用期間が満了することになり、再募集すると

ということなんです。いいですか、切捨てじゃないですからね。それと、私、3月に言ったとおりに、民間ってまだ決定していないんですよ。今、検討時期じゃないの。これ、もう民間の話しているんですよ。それで、民間だから職員は6人から3人に切り捨てるとかそれは先のことであって、これが民間だって言ったらその話をしてきてください。職員とか町民にまだまだお話しをしなければならぬことがいっぱいありますから、まだ全然決まっていないじゃないですか。

確かに、教育課ではそういうお話しはしています。私がいろいろ検討しろという話をしていますから。ですから、職員を切り捨てるということはまずないです。どんなことがあっても。コロナにかかったからって、そういうことも絶対ないですよ。これはあくまでも再募集をするということですから。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、るる質疑を聞いていました。

それで、私、冒頭にお話ししたと思うんですけども、質問の内容にもありました。民間委託構想があるかないかということを問合せしました。ですから、民間委託が一人歩きしているというふうな話で持っていつているわけではありません、私は。ですから、構想があるかないかだけ伺っています。

それで私もちょっと勘違いしていたんですが、以前も話したとおり、なぜ国が官から民へということを推し進めているか、推進したか、これは先ほど言いましたように昭和60年から始まっています。これはずっと、県でも承知していることだと思います。ずっとその流れてきていました。その大きな理由はなぜかと言ったら、コスト削減なんです、民間委託するということは。それが今、るる話を聞いていると、コストが上がるんだという話なので、私がこれから再質問するに当たって、私の内容としては、コスト削減をするから民間委託なんだというものに合わせて私はつくっています。

また、先ほど、同僚議員からの質疑に対しても、重複する箇所が多々あるかもしれませんが、ちょっと私なりの、私はそこに持つていくまでの間のことをちょっと質問したいということで、再質問させていただいたんですが、2023年9月、先ほどもちょっとありましたけれども、衝撃的なニュースが飛び込んできました。これ、「学校給食の提供停止相次ぐ、供給会社が破産手続」という見出しですね。これは一面に、全国紙に出ていましたので、これは広島にある食堂運営会社、ホーユーという会社です。これ、全国に150施設持っています。それで、そのうちの半数が提供停止したというんで、ホーユーという会社、皆さんもご存じのとおり最大手です。ここの給食、メフォスなんかと比べれば相当数違う、格の違いといいますかね、非常に大きなところ。メフォスも大きい。もともとは大日本給食と言われて昔から大きなところなので、その辺ではそんなに遜色ないのかなというふうに思っています。

ただ、最大手と言われたホーユーが、コロナウイルスの感染拡大とか、利用者の減少とか、物価高騰とか、人件費増によって経営状態が悪化して倒産したということなんです、民間企業ではあり得る事象です。これこそが外部委託した場合の最大のリスクということを冒頭にお話しさせていただいて、再質問いたします。

とある自治体では、外部委託に関して、検討委員会を設置して7回の委員会を開催に2年を費やしたという記事があります。自治体の大きい小さいはあると思うんですが、検討課題も多種多様であることは、自治体の大きい小さいには関係ないだろうというふうに思っています。それで、大きな検討課題としては、民間

委託の効果について、まずこれをはっきりさせておく。それから、学校給食事業の課題の洗い出し。これもちゃんと事前にしておく。それから、近隣自治体の学校給食運営状況、これは前回の質疑のときもちらっとあったのかな、石川管内では確かにほかの町村が民間委託しているのもこれは私も承知しています。そういったもので近隣状態の状況を調べたらどうですかということは、それによつてのメリット、デメリット、今思えばこうなんだよという情報が多分簡単に入るので、その辺の調査も必要じゃないですかという意味で私は言っています。それから町民アンケート調査、民間活力を活用する、関する方向性のまとめですね。こういったものが必要じゃないかというふうに思っているんですが、そこで再質問いたします。

当町では検討委員会の設置予定、これはあるのでしょうか。それから、現段階でこのような検討課題で、大きな検討課題として検討された項目、これとこれは検討したというようなことが現時点であるのであれば、お知らせ願いたいというふうに思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

検討委員会の設置予定ということですが、今後、検討して判断をしていきたいというふうに考えております。

それから、検討事項ですね。それにつきましても、まだ今は検討期間ですんで、今後検討して、それも判断をしたいというふうに考えております。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

何分にもこれからだと。先ほど町長さんからも答弁ありましたように、方向性が決まったわけじゃないんだと。これからなんですよということなんで、それを冒頭に、ちょっと私のほうも念頭に置きながら、お話しさせていただきたいと思うんですが、全てが検討だということで検討委員会も検討する、検討委員会もつくることを検討する、それから、検討課題もこれから今後検討するんだということだと思うんですが、じゃ、国が外部委託について、日本全体の公立学校でどのぐらいあるんだということなんですけれども、委託項目としては、調理、運搬、物資購入及び管理、食器洗浄、ボイラー管理と区分されているようです。これは皆さんもご存じだと思うんですが、この5部門に区分されているんだということなんです、平成30年度の時点で調理が51%、運搬が46%、物資購入管理が11%、食器洗浄が50%、ボイラー管理が25%になっていました。それが令和3年ですね、令和3年の調査においては、調理が55%、運搬が47%、物資購入及び管理が13%、食器洗浄が52%、ボイラー管理が28%と。主要委託項目の調理においては4%の微増になっています。

これどういうことなんだろうということなんです、1985年に文部省の指針がありました。それから2005年、総務省の新地方行革指針というのがあります。これで官から民へ相当急速に図ったんですが、現状はさほどの数値、先ほど同僚議員にもありました、さほど進んでいないというのが現状なんです。ということは、何らかの問題があるんでしょうと、全国的に見ても、いろんなことがあるんだろうと思います。いいこともあれば悪いこともある。そして、先ほど冒頭に私言いましたけれども、何のために民間委託するんだと言ったらば、コスト削減だというふうに言っていましたので、調理員削減イコール、民間委託導入イコール、コスト削減とい

う図式が成り立っているんだろうなというふうに私は思っていました。

ただ、話を聞いていると、そればかりでもないんだというような感じはしていますが、じゃ、コスト削減ってどんなふうに見るんだと言ったら、これなかなか難しくて、はっきりしないところがあって、教育費や町の予算全体から相当微々たるものなので、表すのも難しいんだろうなということと言おうと思っていたんですが、コスト削減ではなくてコストは増えるんだというお話しなので、全く私が考えたのと違うんですが、これは構想がはっきりした段階、いわゆる運用状況がはっきりした段階、案がはっきりした段階の質問といたしますが、それでは、当町で学校給食のアウトソーシングの構想を図っているそもそもの根本的理由、そもそもの根本的理由を現時点で回答できるのであればお願いしたいのと、それから、子どもたちへの食はどのようになるか、この2つですね。ちょっと再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、答弁がちょっとまとまっていないから、私ちょっと一言お願いいたします。

この検討委員会、5番議員もご存じのとおり、学校問題、中学校の校舎問題とか、5町村が抱えていた最終処分場とか、様々なことは検討委員会をつくってやっております。私は独自で指示して、来年度からやると言ったのは一度も今のところございません。やはり、学校給食は本当に大変な問題なんですよ。そして子どもたちが一番迷うところですから、やはり何だかんだいっても、調理員さんが安心して給食を作るのが一番じゃないですか。私はそこにまず持っていきたいと思っておりますので、今後先ほども申したとおりに、様々なことを検討させていただきたいと思います。検討委員会をつくるのも検討委員会をつくる方向でもいいですし、今後とも長い目で見ていただきたいと思います。

ということで、教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 先ほど、木田議員さんからアウトソーシングのご質問もありましたが、そういうものも含めまして、今後十分に検討を行っていく必要があると思っておりますので、検討させてください。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 私たちのこの質問って、先ほどから同僚議員がちょこっと言ったんですけれども、町の中の誰々が来て、私の家に来てお話しさせてもらっているから、私はこの問題を出したわけじゃないんです。

というのは、先ほど一番先に言いましたように、前回の質疑の中でちゃんと一番先に言ったと思うんですけれども、民間委託というワードが出てきたので私は話させてもらっているんです。まだまだ何か雲をつかむような話の中で、私が質問しているわけじゃないんですよ。だったら、その段階で民間委託なんて言葉出しちゃいけないんですよ、何も決まっていないんだったら。何も答えられないんだったらそれは言うべきじゃないし、いろんな方向性があるから、いろんなことを検討しているんですよにとどめるべきなんですよ。だったら、町長さんの今の回答はよく分かります。今後そういったもろもろを検討して、全て子どもたちのために給食の関係を考えるんだということはいいいだろうと、私はそう思っています。

それが1つあるんですが、じゃ、これも聞いても多分、やってないのかもしれませんが、先ほど、同僚議員からの質問にもありましたあさかわこども園、これは既にメフォスというところに外部委託しています。それ

で、予算ベースで委託料を令和元年100とすると、令和6年には10.44%のアップになっていますと。これは、民間であればそういうことがあり得るということなんで、これは私も納得なんです。私も民間出身ですので。ただ、今の民間のところって、何かといったら受注単価の値下げですよ、逆に言うと。どんどん値下げさせられて、それで苦しくなって潰れちゃうところもあります。ですから、物価高騰等のいろんな要素はあるんだと思いますが、それで10%も値上げされるということは、民間委託の会社にとってはありがたいことだと私は思います。

それでその中で当然現状分析、これもされていると思うんですが、こども園における民間委託の良い点、今後の改善等があれば、もし調べているのであれば、そちらをちょっとお知らせ願いたいなというふうに思いますし、先ほどお話しした民間委託のメリットというのは、調理業務にかかる経費を削減できると私は思っていたんですがちょっと違ったようなので、じゃ、民間委託した場合の調理員と、現状の町調理員との労働条件の差は何でしょうかとか、いろんなことを質問しようと思ったんですが、これもちょっと……あれですね、だからこの質問もちょっとやめます。

それで、先ほどちらっと出ました。調理業務には、学校栄養士と調理のチームワークのコミュニケーションが不可欠であります。民間委託した場合は、栄養士が調理師に直接指示できないですよね。先ほど何かコミュニケーション図ると言っていましたけれども、これできないはずなんです。委託した場合はできないんですよ。なぜかといったら指揮系統権は民間会社に移動しますので、そこでやっぱり請負になっちゃうんですよ。これは違います。だから、民間委託で栄養士が直接の調理員に指示することはできないと私は認識しています。これ間違っていたら教えてください。私はそう思っていますが、そういった意味で、栄養士が民間に直接指導できないと心得ていますが、その辺はどうなのでしょうかと。この2つですね。こども園における民間委託のいい点と、それから、これは今後こうすればよかったねと、いいねというようなことがあればちょっとお知らせ願いたいのと、それから栄養士さんですね。調理員とのコミュニケーション、これはどういうふうに取られるんだろうかと。直接の指示はできないだろうと私は認識しているんですが、その辺が間違っていたら教えてください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 民間委託、これは3月に私が使わせていただきました。民間にするのか、このまま続行するのかということで、私は検討させてくださいという言葉を使いました。民間委託は私が最初に使った言葉です。ですから、職員も恐らく私が使ったから、民間という言葉を使っていると思います。

あと、コスト削減はできないですよ。まずはこれから、本当に何でもそうだと思いますが、高騰する一方だと思っています。特に人件費はこれからもっと上がると、私の予想では上がると思っていますので、とにかく何だかんだ言いながらも、いろんな方向性を今後出させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、2点ご質問ありましたが、1点目につきましては、メリット、デメリットということになるかと思いますが、重複するかと思いますので省略させていただきます。

それから2点目の、栄養士の立場ということになるかと思いますが、日常的な調理遂行の指示につきましては、責任者がおりますのでそちらの指示になるかと思いますが、業者のほうの責任者と栄養士との打合せや協

議を行うということは、これは法的に問題がないというふうになっております。それから食品衛生上、緊急な場合には、必要に応じて直接指示を行うことができるということになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 私もちっと分からないと思って。

先ほど、重複するのでメリット、デメリットという話出したんですが、私はこども園における実績を聞いたんです。一緒だということならばそれで結構なんです、私は実際に運用しているこども園でどうなんだろうと。教育長さんから見て、教育課から見て、「ああ、ここはこういうところ直してもらったほうがいいんだよね」、「ここはもっと推し進めてもらったほうがいいんだよね」と、いろいろあるんだと思います。この現状分析やらずして、また同じような業者になるかどうかそれは分かりませんが、そこに委託するということは、事前の準備なしに全て丸投げしちゃうというのと同じような感覚に私は思っています。

私はその辺の関係、2問目は分かりません。質問時とも言いましたが、その辺のところがよく分かりません。ただ、学校栄養士と調理員のチームワークといいますか、コミュニケーションが非常に大事ななというもので、そういった管理者に対してはコミュニケーション取れるんだという、今、回答でしたので、そうなのかなというふうに思います。これも私、実際のところどうなのか、ちょっと調べてみたいというふうに思っています。

それで、先ほど、同僚議員からのあれもありました。学校給食、そもそもこれは釈迦に説法的なところになっちゃうんですが、ご存じのとおり学校給食法第2条に書かれています。「義務教育諸学校の教育目的を実現するため」と明記されています。教育の一環です。あくまで教育の一環だということなんですが、偏った栄養摂取、先ほどちょっと出ました。「朝食の欠食などの食生活の乱れ、肥満、それから痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。こうした問題を解決する重要な役割を果たすのが食育です」ということなんですが、平成17年に食育基本法が、18年に食育推進基本計画が制定されて、「子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要」となっています。

町もいろんな観点から、方向性を探っていることに対しては理解するところなんです。様々な事柄を丁寧に説明する、町民と合意形成を図ることが重要ですし、現実、現状より不利益を被るであろう町民がいることも念頭に置かなければなりません、ということなんです。当然、行政側が全ての町民のために政策を実行していることは承知しています。これは町長さんから何回も聞いている。全ては町民のためにこの政策も行っていることを、私も承知しています。あらゆる手段を講じていることも承知しています。子どもを持つ保護者の皆様や、若い人たちも非常に興味のある政策という思いですが、明確な運用方法が現状では不透明な部分もあります。たくさんありますと。ぜひ、学校給食の民間委託構想があるならば、議会の議決は不要と言いながら、段階を踏まえた議論を実行して、町民の大多数が納得した形で行えるように要望いたしますと。それについての町の見解を伺って、私はこれ以上の詳細な質問をしても、多分検討ということになるかと思いますので、大きな意味での構想があるんだということで、それに対しての合意形成が必要ですよ私は思っていますので、町民との合意形成をどのように図るのか。それから、図る必要があると思いののか、その辺のところを町見

解を伺って終わりにしますので、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、子どもたちの父兄さんにも納得していただかねばなりません。町民の方々にも納得していただかなければなりません。そういうもので、私はいろいろな方向性を出していきたいと思っております。今のところはとにかく民間委託はまだまだ検討しなければなりませんので、とにかく子どもたちが一番喜ぶ給食を出したいなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） まず1点目について、民営化するメリット、デメリットはということでお聞きしたわけですが、メリットのほうは調理技術が上がるとか、おいしくなるとかということがあるということでございまして、メリットのほうはたくさんいろいろあるのかなと思いましたが、デメリットということで、まず、経費が増額をするというようなことが言われておりました。5番議員が、民営化するのにコスト削減になっていないと、経費が増額してしまっていると。町長がこれから増額していくのはしょうがないというようなことを言っておるんですけれども、民営化しなければ、増額の幅も狭めることができるのかなというようなところがあるのではないかと思います。

2点目、給食費が高くなるのではないかとということでご質問いたしましたが、これについては、高くなることはないというようなことを言っていたいたわけですが、これは、保護者の方は町が全額免除と、全額無料化ということでやっておりますので、これは保護者の方はとてもありがたいことでありますが、これ、町の予算をどんどんと注入していくようなことになっていくというようなことでもございまして、高くなるということはないかも、保護者の方はそうかもしれませんが、町全体としては、町の予算を使ってしまうのではないかとということでもございます。

そして3つ目が、スタッフの給料形態はどうなってしまうのかということでもございまして、下がらないようにするというお答えがありました。これも、町がどんどんと町の予算を注入していくことになってしまうのではないかとということで、懸念をしております。

そして4つ目の、いつから民間業者と契約する予定なのかということで、まだまだ町長も教育長も、検討課題であるということでもございまして、決して決定はしていないということでもございます。これはかなり、5番議員も言いましたが、検討委員会を立ち上げるなり、よっぽど検討していったら、町民の方の意見も聞くとか、やっぱりそういうことが必要になってくるのではないかと思います。

それで、そうですね、民営化全体としてですが、国内だけではなく、世界的にも様々民営化、日本に先んじて民営化をして、それでそれがうまくいっていないというような事例をよく聞いております。やはり民営化するにはここも検討して、よくよく考えてからやっていくというようなことが必要ではないかと思いますが、再度ご質問いたします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

まず、菅野議員さん、民営化ということでおっしゃっておりますが、民営化と民間委託は全く違いますので、

民間委託ですと業務を分担するようになりますんで、先ほどのどなたかのご質問とも関連しますが、食材の発注は町で行うようになり、業務は分担されますんで、これが民間委託です。それで、ただいまご質問ありましたけれども、民営化しなければ増額にならないだろうということですが、民間委託にすれば、先ほど答弁したとおり増額になるという試算となっております。

それから、給食費につきましても、これは食材の値上がりとかそういったことがあれば、当然これは町予算としての増額ということにはなるかと思います。

それから、給料面につきましては、これは民間にする場合は、交渉していかなければならない内容であると思います。あとは何度も答弁させていただいていますが、現在のところあくまでも予定ということですので、決定事項ということではありませんので、今後十分検討して、そして修正すべき点があれば、修正をするのは当然であると思います。様々な面において、さらに検討を続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、6番議員から、町内産のものが18%ほど使われているということでございますが、これをさらにパーセントをどんどん上げていくということ、町内産のものを使っていく、そして、町内の農家の人に生産をしてもらうということをやっていかないといけないというようなところに、何か水を差すというようなことになってしまうのではないかとということでございまして、やはり民間の業者に頼んでしまいますと、安いものを求めて町内産のものは使わないというようなことで、今の18%がどんどん下がってしまっているのではないかとというようなことも懸念されてしまいますので、やはり様々に検討していただいくことが大切かと思います。検討をよろしくお願いいたします。答弁は結構です。町長、もしあればお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 食材は当然これ町内産、なるべくは町内産なんです。そして町内産は、たとえ食材が高かろうが安かろうが、町の食材を使わなければ農家の人がかわいそうです。作っている人がかわいそうなんです。ですから、私は高くても町内産は使いたいと思っております。

それで、これコスト、本当に安くないんです。幾らかかっても私は本当にいいと思っているんです。というのは、この学校給食費を国で面倒見れば、その3,300万浮くじゃないですか、だって。それを、食材でも、町内に回せるじゃないですか。ですから私は、東京に行くたびに学校給食はとにかく早くやってくれということで、日本全国が今ようやく盛り上がっているんです。ですから、これ今年度の後半、あるいは来年度にやっていただければ、本当に町内の業者が潤うと思っていますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っています。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、ちょっと確認させていただきたいんですけども、3月の議会では、令和7年度からの調理業務の委託に向けて検討をしたいと。こういうようなお話しで、来年度から調理業務は民間委託されるのかというふうに受け止めたんですけども、先ほどの答弁では再募集すると。会計年度任用職員を再募

集するということで、来年度は民間委託はしないと。こういうことでいいんですね。確認をしたいと思います。

それから、調理業務を民間委託すると、民間に委託されるのは調理員さんの業務ですよね。それと、栄養士さんはどうなのでしょう。それと、施設の管理者である給食センターの所長さん、今の所長さんですね。この立場の人はどういうふうになるのか、まずその点を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 令和7年度ですけれども、民間委託にならないとすれば、会計年度任用職員の再募集ということになります。

それから2点目ですが、民間委託になった場合に、調理員さんについては、民間の業者のほうに所属をするということになります。栄養士については、これはこれまでと同じく県費負担職員になります。それから、所長については、これは町でどのようにするかということになるかと思いますが、現状ということもあり得と思います。これは検討するようになると思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 令和7年度に民間に委託することにならないとすれば再募集、今までどおり続けると。こういうお話ですけれども、何かいまいち歯切れが悪いんですが、7年度はどうなるんですか。端的にまずお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、調理員さんは業者のほうの調理員さんを使うということですよね。栄養士さんはそのまま残ると。給食センターの所長さんもそのまま残るんですかね。そうすると、その業者の責任者という話が先ほど出ましたけれども、責任者という方も調理員の中にはいるんですね。どういうふうな系統になるんですか、これ。ごちやごちやするんですけれども。

誰が浅川町産の食材を使いますと決定するんですか。栄養士さんは栄養の面から、恐らくこういう献立を考えて、カロリー計算とかいろいろやって、それでこういう野菜を使ってくださいという話にはなと思うんですけれども、それをどこから納入させるかというのは誰が決めるんですか。給食センターの所長さんですか、それとも、その現場の責任者の方なんです。これももちろん発注するのは町でしょうけれども、食材ですから。決定するのは誰が決定するのか。そこがはっきりしないと、幾ら浅川町産の食材を使う使うと言ったって、これはそうならないかもしれないので、その点を明らかにしていただきたいというふうに思います。まず最初、そこね。

それで、一番最初の話に戻るんですけれども、民間に調理業務を委託するメリット、まず、より安全性が高まるという話がありました、冒頭に。しかし、浅川町の学校給食は、以前に保健所から再三指摘をされた問題のある古い給食センター時代においても、調理員の皆さんが頑張って、それ以来1回も、食中毒事故なんていうのは1回も起こしたことないですよ。議員さんの中には、給食センターの所長さんを経験した方もいらっしゃると思うんですけれども、一番気を遣うのは、最高に気を遣うのは安全面だと思うんです。これは今でも、最高に気を遣っていると思うんです。それが、安全性がさらに高まるというのは、これは単なる業者のうたい文句に乗っかっているとしか私は思えない。今現状が安全性に問題があるということであれば、それは安全性のある業者に委託するという話も分かるけれども、今、最高に気を遣っていて、食中毒事故なんか起きても

いない。そういう部分がもっとよくなりますよなんていうのは、これは、何かそれはちょっとどうなのか。そういう理由でというのはいりますが、その辺の認識を一つ伺います。

それから、調理員さんが急に欠員が生じたときも、継続的に給食の提供ができると。これは幾らでも補充できてという話だと思うんですけども、ところが、いろいろネットとか何かで調べてみると大変ですよ、調理業務を担っている会社というのは。幾ら募集しても、給料が安いために人が集まらない。常に慢性的に人手不足。それで急に、朝、どこかの職場に行ってくださいと、応援行ってくださいと。こういうのが日常茶飯事。何かネット見ると評判がひどい。本当にひどい。そういうところに任せて、人が来るから大丈夫ですと本当に言えるんですか。

それから、今まで浅川町の給食調理場で働いたこともない人が突然やって来て、調理できますか。考えてみてくださいよ。誰かの家に行って夕食作ってあげますと言ったって、どこに何があるか分からなければやりようがないじゃないですか。それと同じだと思うんですよ。ですから、安定的に給食の調理業務が提供できますというの、これもあんまりうのみにしないほうがいいんじゃないかと私は思うんですけども、その点について、どのようにお考えになるか伺いたいと思います。

それから、4点目に関わりますけれども、保育所時代に、メフォスという会社に保育所の給食調理業務を委託しました。先ほどの答弁では、それは10年前で680万円で委託をしました。そして今年度、こども園になって、今メフォスが引き続き調理業務を担っているわけですが、今年度の委託契約の金額は818万円と。大体120%増ということです。でも、120%増にとどまらないんですね。というのは、提供する給食の数が減っているんです、大幅に。保育所時代はゼロ歳から5歳までの子どもたちの給食を提供していました。でも、今、こども園では、ゼロ歳、1歳、2歳、この3つの子どもしか給食提供していないんですよ。人数で考えたら120%どころの話じゃない、大変な値上げになっている。こういうのもやはり考える必要があると思います。民間の場合、最初は安く請け負ってそして毎年上げていく。これが常套手段だと、利益を上げる集団でありますからそういうことになるんでしょうけれども、そういうのもやはり考慮すべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、5点目に関わります働く人の処遇の問題です。

3番議員の答弁の中に、現在の支払い額で支払うのは可能だと。今の調理員さんをそっくりそのまま引き受けて、いままでどおりのあれで支払うのは可能だと、こういう言葉もありました。

その一方で、あさかわこども園の調理業務を請け負っているメフォスの調理員さん、1日5,000円を支給していると、支給されていると、こういう話であります。私もちょっと予算書見ながら単純に計算したんですけども、給食センターの調理員さん、おおざっぱな計算ですよ。年間で給料と手当を含めて、1人当たり幾らになるかという321万円です。あんまり大きく違ってないと思うんですけども。

ところが、1日5,000円のこども園の調理員さん、200日調理業務をしたとしても100万円です。3分の1しかもらえない。こういうアンバランスが、もし同じ会社が取ったとすれば生じるわけですよ。給食センターで働いている人たちは三百何十万円、こども園は100万円。こういうのはありますか。にわかに考えられますか、こういうこと。それで現在の支払い額で支払うのは可能だと、これいつまでも続けてくれるんですか。もしかしらば1年間そういうふうにして、2年目以降は配置転換です、あなたはあそこに行ってください、こっち

行ってくださいと言って、それがババにされるということだって十分考えられる。

それから、民間の調理員さんになると、応援といって、人手の足りないところに行くのは当たり前らしいです。あと長期休業中、この方たちはどこかに行かせられる、行かないと給料がもらえないと。こういうことになるんです。そしたらば、同じような金額がもらえるんですか、その先の職場で。常識的に考えたらもらえないでしょう、これ。それこそ向こうの職場だって、予算組んで契約しているわけですから。そうすると、この現在の支払い額で支払うのは可能だということもうのみして、待遇が全然変わらないんだよというふうに思ったら、これは大間違いということに私はなりかねないと思うんです。その点については、どういうふうにお考えなのか伺いたいと思います。

それから、最後の6点目ですけれども、3月議会で調理業務の民間委託の話が出た流れが、コロナで給食が提供できなかったということからということだったのでこういうふうに言ったんですけれども、前々から検討していた問題なんだということで、1つのきっかけだったということではありますけれども、きっかけにしてもあんまりタイミングが悪過ぎたというふうに私は思うんですね。コロナにかかったせいで辞めさせられるのかというふうな思いはやっぱり拭えません。ということで、その辺についての認識も伺っておきたいと思います。長くなりましたけれども、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 5点目の給与関係につきましては、課長より答弁いたします。

まず、1点目ですけれども、民間になった場合ということでお話ししますけれども、献立を作成するのは栄養士になります。これまでと同じですね。それから食材の購入、これも町側になります。食材の検収、受入れもこれも町になります。調理業務について、民間に委託をするということですね。

それから2点目ですが、食中毒は起きておりません。幸いにありませんけれども、過去には衛生面で保健所から指摘を受けたことがありました。それから、小さい虫類が給食に混入していたと。虫といいましても、異物混入ということで報告が上がってきておりますが、騒ぐほどのものではないと思いますが、野菜に虫がついていたということだったものですが、これもやはりよく注意をして洗えば、ある程度は防げることなのかなというふうに思っております。今年度、4月、5月で11件という報告ですね。

それから、欠員が生じたときですね。働いたことがなくて調理できるかということですが、これは、もし入れ替わりがあったとしても、新しい人が入るようになるとしても経験者が教えてやると。指導しながら調理業務をするようになると思いますんで、あるいは経験のない方ですと、その調理場で経験がないという方ですと、食材の洗浄の作業を行っていただくとか業務の分担をして、スムーズな調理業務ができるのではないかなというふうに思っております。

それから、委託料についてですね。120%ということですが、供給数が違うのではないかと、ゼロ歳から5歳児まで。今はゼロ歳から2歳児が減っているのではないかとということですので、これは10年前の金額ということで、単純な比較はできないかと思うんですが、人数が減ったにしても、あとは10年前のことですんで、確かに委託料はパーセント的には増というふうにはなっているかと思いますが、ちょっとこれは単純に比較できませんので、さらに考察を加えたいと思います。

給与面については、課長のほうからお答えをいたします。

それから、最後の6点目ですか、コロナがきっかけということではありません。会計年度任用職員の再募集ということになりますので、浅川町の場合、更新、更新で再任用ということで5年間行ってきました。それでいよいよ再募集ということで、これは給食センターに限らず、役場全体での会計年度任用職員の再募集ということになります。ですから、応募者数、調理員についてももちろん募集をしますので、応募者数によっては、今の調理員の方全員がそのまま雇用されるという、そういう保障はないかと思います。これあくまでも前提としてですから、民間委託であれば6名全員の雇用をそのまま継続するという、そういう交渉をするようになるだろうということと考えておりましたので、雇用の確保、保障ということで言えば、再募集した場合にどうなるのかということですね。何名オーバーになるか分かりませんが、全員が保障されるということには、保障ということでは、それはそうなるということとは言えないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、給料面のご質問にお答えをさせていただきます。

こども園の調理の方につきましては、1日5時間勤務ということになりますので、1日5時間で5,000円、給食センターの調理員の方の場合は7時間勤務となります。それで、夏休みですとか冬休み、春休みの期間なんですが、その期間中につきましては、現在の給食センター調理員の方はお給料は出ておりません。ただ、社会保険料ですとか、そういう控除は月々同じように引かれてしまいますので、手取りが少なくなるということになります。仮に民間委託になった場合には、その休み期間中も応援に行くこともあるかもしれませんが、その期間につきましては給料の支給がありますので、手取り額は変わらないかと思われます。2年目以降の配置転換につきましては、そちらはもしそういうように委託となった場合には、交渉次第だと思われます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 一番最初に言った、来年度はどうするんですかと。端的に答えてくださいというところが答弁がなかったので、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、5番だか6番だか忘れましたが、来年度は今のところはやる予定はございません。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 来年度は調理業務の民間委託はしないという、やる考えはないということで、さらに検討を続けたいと、こういうことでよろしいんですね。それで、検討するに当たって、私はあんまり言うことではないなというふうに、確かに私の家にも調理員さんの方が何人かみえられて、お話しは聞いたんですけども、私はそれ以前から、3月議会のときから、これはちょっとどうなのかなという疑問は持っておりました。

今、ずっと述べたわけですが、でも、翻って考えてみると、調理員の待遇は変えない、今の人たちを引き続き雇用する、栄養士がいて町の食材を使う、給食センターの所長さんも置くと、こういうことだと。何でお金かかるのに、調理業務を民間委託するの。そもそも何でという話になると思うんですよ。今と変わらないのに、何で高いお金出して調理業務委託するのということになると思うんですね。そこら辺をよくよく考え

ていただきたいというふうに思います。

それで、6番議員も再三指摘をされましたけれども、子どもたちにおいしい安全な給食を提供すると。これが一番です。やはりプロの調理員さんが愛情込めて作るということが、これ大事になってくると思うんですけれども、時給1,000円で、そして言ってみればひどいですよ、今ね。5番議員さんが3月の議会で、こども園の給食調理業務の委託料が何でこんなに上がるのかと指摘した際に、町側の答弁は、今のままだと人件費で最低賃金を下回るおそれがあるから、メフォスのほうから委託料を上げてくれと言われたと。こういうことを言われて、まさに最低賃金すれすれで働かされているというのが今のこども園の現状じゃないですか。確かに1時間1,000円、これはそういうことなのかなというふうに思うんですけれども、そういう待遇で働かされて、本当に子どもたちのために、愛情持って、いい給食作ってあげましょうなんていうふうには普通はならない。まして、今までそれなりの、あんまり高いとも自慢して言えるほどの金額ではないですけれども、それなりの給料もらって、期末手当をもらって、今年度からは勤勉手当も1か月分新たに付くと。こういうふうになったのに、その後、時給1,000円の職場になりましたということでは、これは調理員さんも愛情持って給食作ろうというふうになかなか私はならないというふうに思います。ですから、今後検討するに当たっては、そうしたこともより十分検討していただきたいということを要望したいと思います。

私、率直に言いますけれども、調理の職場が明るくて、みんなが力を合わせて、そして子どもたちにいい給食を提供しようと、こういうふうにとまとまる。これが今一番求められていることじゃないかなというふうに思うんですよ。大体、地方自治体が民間に業務を委託する一番の理由は、どなたかも指摘されましたけれども、面倒くさい仕事はやっぱり業者に、民間に預けちゃう、自分たちが楽する。これは6番議員が指摘をしたんですね、そのことだと思うんですよ。今、あちこちの自治体でそういうふうな流れになっていますよ。確かに、調理員さんを確保するのも容易ではない。それから、職場のごたごたがあったとすれば、それを解決するのも容易ではない。こんなのだったらもう民間に任せてしまえと、お金多少かかってもいいやと、こういう流れなんです。でも、その結果が、子どもたちにとって本当にいいことになるのかと言ったら、私はそうではないと思うんですね。

今、もし浅川町の給食センターにそういう状況があるとするならば、栄養士さんも若いフレッシュな方がいらっしやいました。調理員さんは長年のベテランがそろっています。所長さんも、いろんな団体のリーダーとして活躍しておられる方でもあります。それぞれ素晴らしい人材がそろっているんですから、その人たちが心を一つにして仕事に当たれるように、これ、そういう職場づくりを進めていくというのが、これが今極めて重要ではないんでしょうか。その点について、町長と教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全くそのとおりですよ、本当に。

それで、職場は自分自身が……ちょっといいですか、自分自身がいい職場をつくるんですよ。これ、私がいい職場をつくと違うんですよ。私は職員の訓示には必ず言うんですよ、風通しのよい職場をつくってくださいということを、私は常々これを言っているんですよ。これは社協さんにもそう、こども園さんにもそうですよ。風通しのよい職場つくらなかつたら、いい仕事ができないですよ。そういうことです。

まず、自分自身が本当にいい職場をつくるためには、教育長、課長、そして所長、そして調理場の職員の

方々が、いい職場をつくるためにはどのようにするのか、まず自分自身で考えていただきたいと思っております。本当に私は長い目で、この職場づくりを見ていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 先ほど議員さんおっしゃったような、そういう職場を目指したいと思っております。以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 最後になります。

ぜひそうしていただきたいと思うんです。優秀な人材はそろっているんですから、給食センターには。ですから、そういう職場をつくるというのは、これは上司の仕事ですよ。いろいろな問題が生じても、それを何とかな、解決していく。それに、その仕事に当たるのはやはり上司の方、最終的には副町長、町長と、こういうことになるかと思うんですけれども、教育長ですね、あとね。

ぜひ今回、ある意味では、その一つのきっかけになったと思うんですね。ですから、このきっかけを逃さないで、率直に皆さんで意見交換し合ったり何なりしながら、やっていただきたいというふうに思うんですけれども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私もそういう職場、風通しのよい職場をつくっていききたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ここで、11時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（2）浅川町ロードレース大会についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） 今年も6月23日に、第28回花火の里ロードレース大会が開催されます。大会の趣旨では、一人一人が生涯スポーツを目指し、心身の健康についての意識を高め、気軽に参加できる大会とする。また、町内外からの多くの参加者を募り、選手同士のコミュニケーションや町民との触れ合いを図るとともに、町の活性化を図るとうたっております。でも、町の活性化を図るとは書いていますが、本当にそうなのでしょうか。それらを踏まえ、3点伺います。

まず1点目、スタッフ用のTシャツは毎年新調していますが、2年、3年と使用することはできないのか、その浮いた費用で、前にも私も質問しましたが、シャワー室なり温泉などを造ることはできないのか伺います。

2つ目、毎年、1,000人以上の町外からの参加者がいる大会です。走ってただ帰ってもらうだけではもったいないと思います。その中でも、浅川町で希望者を募ってバスで浅川町の観光をしてもらってという話はいか

がでしょうか、伺います。

3点目、大会での上位入賞者に、例えば1位から3位まで、浅川町の町内飲食店で使える商品券など、当日、また出店している店などで使える商品券をつけるのはいかがでしょうか。町長、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 大変ありがたいんですが、これ教育関係ですので、教育長より答弁させてください。  
後ほど、答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目ですが、Tシャツにつきましては、令和元年の第23回大会より、競技役員として分かりやすくするためにお渡ししております。また、ボランティアでお願いしているため、謝礼の意味もあり、毎回お渡しをしています。

シャワー室の設置につきましては、今年も1,590名の申込みがあり、シャワー室があれば使用を希望される方が相当数いると思われるため、混雑が予想されます。浅川町には入浴する施設がないため、近隣町村の入浴施設の案内を会場内でお知らせをしたいと思います。

2点目につきましては、バスによる観光は、大会当日、交通規制もあり、また、参加者の多くは自家用車で来町し、大会の終了を待たずに帰宅される方が多くおられます。

町を知っていただくために、昨年度は、町のPRブースを設け、各施設のパンフレットや観光地の道順を示した地図等によりPRをいたしました。

また、小貫の即身仏保存会にご協力をいただき、大会当日、予約不要で即身仏を拝観できるよう対応いただいております。

なお、今年度につきましても、即身仏保存会と地域おこし協力隊の協力により、予約不要とし、拝観時間も延長する方向で考えております。

3点目につきましては、各部門の優勝者には、副賞として浅川町の特産品を贈呈しております。また、参加者全員を対象として、毎年お楽しみ抽選会を行っており、こちらの賞品につきましては、ご協賛をいただいている各お店からの品物をお配りしております。以上のことから、商品券につきましては、今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） まず1点目です。

参加者はマラソン走っている方で全国から集まっている方は、このTシャツ専門に集めている人もいらっしゃるんです。これは喜ばれていると思います。残念なのは、これスタッフに配っているTシャツです。毎年大体配っています。これは、スタッフには、人より目立つ格好だから同じもので着てるのは構わないんですが、でも終わったら、たったその時4時間、マラソン終わるまでが4時間、5時間ぐらいの間なんです。それ終わったらたんすに洗ってしまうか、またはそのまま捨てるかだと思うんです。だから逆に言えば、これをもっと、ちょっと丈夫なようなTシャツとかにして、二、三年、最低でも着られるようなの使ってみるのもありだと思

うんですが、いかがでしょう。

そして、まず私が言うのは経費を削減して、先ほど言いましたけれども、浅川町には泊まる場所がない、なおかつ風呂入るところもない、それで、シャワーなんかも全くない。これはもう何年もこの話しているわけじゃないですか。始まったときですから、もう相当たっているわけですが、これを毎年しているのに、なぜそういうものをこの町で造らないのか、私はずっとこう言って、前には私言ったのは、浅川町で1か所だけ風呂がある場所があるんです。浅川町地域福祉センターというところの話、以前私もしましたが、そこを以前のようにちょっと改修をして、全てそういうときに入って、着替えたりしたりすることできないのか。前にもこの質問はしているわけなんです、これを今なぜやれないのか。これ本当に前々から聞いているんですが、それがまだ分からないので、これもまたお伺いします。

あと2点目です。

今言った、福祉センターを着替えやシャワーとか風呂を使ってもらえば、あと大広間なんかでも休んだりすることもできるんです。そして何がいいかというと、そこからバスを出して町観光、城山に行ったり、先ほど言った小貫、車で来る人も確かにいます。でも、こういったものが町で例えば定期的にバスで走って行けるんだということになれば、1人が2人、2人が3人ということで、何人でも構わないからとくかく行ってもらうのが観光の始まりではないかと思います。

それと、3つ目にもあるんですが、今、来たように例えば商品券、さっき言った町の食堂で使える商品券、例えば帰りじゃラーメン食って帰るかとか、浅川町はラーメンがうまいんだと、そういうアピールをすれば、ラーメンマップを作ったり、食堂マップを作って配った人らに回ってもらえるんじゃないかと。それもあると思います。

これが、まず町の経済効果であり、活性化につながると思うんです、いかがでしょう。さっきも言いましたが我が町には宿泊所がなく、観光案内だけって何か寂しくないですか、町長。例えば浅川にはないけれど東村にはきつねはある、石川にはいっぱいあるんだなんて、棚倉にもある、浅川だけにはないけれども。何かこれ、町長、格好悪いよね。だから、この辺のことを考えて、あとさっき言った地域福祉センターのところに人が来てくれれば、そこで例えば町で作った物産、いろんな作っているものをあそこに一堂に集めてそこで販売したり、試食やったり、そういったこともできるような気がするんですがいかがでしょう。

それと、3点目です。

今言った商品券のことで、それは買物に使ってもらう、そうすれば必ず、まず町の活性化に何らつながらないようなマラソン大会やる意味もなくなっちゃうと思うんです。だから町の活性化につながると思うんです。町長はこのぐらいいつも考えているとは思いますが、いかがでしょう。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ありがとうございます。考えています、本当に。

それで、まずこのTシャツは、これ第何回と入れちゃっているんだよね。ですから、このTシャツは、今後のここだけは検討課題にさせていただきます。そして、こういう不満が出ればやはり今までどおりにちょっとしたいなどは思っております。

あと、このシャワー室、社協、これは大変難しいです。社協はやはり高齢者の方がかなり多く、今、使って

おります。大広間も今、デイサービスで使っておりますから、これちょっと社協はかなり厳しいであります。ですから、ここも当然今後の検討課題にさせていただきます。

あと、この観光の案内、お楽しみ抽せん会、今、何社来ているか分かりますか。今、すごい数を、優勝、何々飛び賞でかなり出しています。そして、大変喜んでおります。ですから、今度このお楽しみ抽せん会をもっと広げるのかは、今後検討委員会でさらに出ると思いますので、ここももう少しお待ちいただきたいと思います。

それで、町の一番の人気あるのは何だか知っていますか、本当のこと言って。豚汁ですからね。いやいや本当に。豚汁をマラソン、その各市町村で出しているのは今のところ浅川町だけです。これ何十年と続いています。それで、今回は麓山豚の豚汁を2,000食の予定です。それで今度、旗も立てたいなと思っています、あの旗。それで、本当に来た人に1杯でも2杯でも食べていただきたいと思っていますので、今、そのところに今回は力を入れようと思っていますので、とにかくこの1,500名以上参加するロードレースは、この近隣町村では浅川町だけです。このまま継続していきたいと思っています。そしてまた、町の活性化にもつなげたいと思っています。いろいろとご指導のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） さすがはやっぱり町長です。でも、豚汁ばかりじゃないですよ、有名な。浅川の町長も有名なんです。結構、私は口下手ですが、うちの町長は割としゃべってくれますんで、よその町から来た人らは、いや、浅川の町長は結構明るい人だななんて言ってもらえる。それも一つのキャラクターだと思います。よろしくお願いします。

さて、今日は3つぐらいしかちょっと考えていなかったものですから、それで、そのほかでちょっと詰めた話なんです、ロードレース大会の予算の件なんです、私たち議員の中では、報告というのが町体育協会助成金として575万上がつたり出て、需用費、消耗品というところで82万9,000円だけ出て、それだけです。これはスポーツへの人気ということらしいんですが、あとそのほかに何かあるんでしたら、それ聞きたいと思います。

そのほかに、ロードレース大会には、当然参加費というのがあって、1人3,000円ぐらい徴収していると思います。その収入として入っていると思うんですが、残念ながら我々議員にはそこまでの権限がなかったものですから、全然分からなかったのが残念でなりません。

まず、毎年この予算を町で出している、今回で29回目ですか、このロードレースで町でまず、誰がまず喜ぶのか、ロードレースをやってまず誰が喜ぶのか、それも教えて。

それと、今まで何人も議員が、さっき言った風呂とシャワーの話ですが、私言っているのは浅川町唯一風呂とシャワーがあるのは、その社会福祉協議会のところしかない。これ副町長が今度よそから来て、今、聞いたらびっくりしているんじゃないかと思いますけれども、実はそうなんです、ないんです。ないのに千何百人も集めた毎年こういう大規模なマラソン大会やっているんです。すばらしいことじゃないですか、副町長。なかなかないのにやっているんです。これをやっぱり29年間も実はじゃバイと言って終わったわけですから、せめてそろそろもう来年当たりいうと30周年記念ですよ、これ。だったらそういう節目に合わせて、今、社会福祉協議会使えないとか使えるの問題じゃなく、あそこしかないんだったらば、それを今、例えば新たに使っ

て何とかということ言っているわけじゃないじゃないですか。やっぱり今、はやりじゃないですか、何でも、そういったものを直して入る、古いものを直して入る。こういうことを、何で町でできないのか、これがまず分からない。これ今までも何人も言っている。

でも、これ最初始まった当時、あの社会福祉協議会、一般の人が風呂入りに行っていたんです。町長らは入ったことないですか。私らは祭りだなんだで入っていたんです。400円だか300円とか払って入っていたんです。それが何かいつの間には入れられなくなったんだか何だか分からないけれども。そしたら今になったら年寄りが何とかと言いますけれども、前よりは縮小しているじゃないですか。今回、これ日曜日なんです。日曜日って社会福祉協議会休みじゃないですか。そのときに、休みのときぐらい何とかそのお年寄りも喜ぶじゃないですか、直して入れば。リフォームですよ、今でいうリフォーム。それで、あそこでしたら年寄りの方でもやるし、手すりもみんなついているわけですから。その辺をもう少し煮詰めて、今の江田町長になったら、何だ、風呂とシャワーできたない、いやいやそう言われたほうがみんな幸せだっぺないなんてそうと思いますが、町長、再度お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 社協は日曜日、確かに休みです。それで、社協は本当に高齢者が使っているところなんです。やはりこれで、もしも30人、50人、あるいは100人使った場合、もし何かあった場合は困りますから、社協は駄目なんです。もし本当にやるのであれば簡単じゃないですか、だって。あのプールあるじゃないですか、町民プール、違いますか。あそこシャワーもあるじゃないですか、だって。あえて高齢者が使っているところは、私は本当使いたくないんです。本当に検討してあるのであれば、今後本当にそういうふうにあれがあれば、私は町民プールは大丈夫だと思っています。そうでしょう、あるいはそのまま飛び込んでもいいかもしれないし、ですから、それもやはりそういうこと含めて今後の検討課題にさせてください。そしたら、今度は一歩ずつ前進しますから、ぜひお願いいたします。

あと、本当にしつこいようですが、今まで29回連続でやってきました。これやめるのは簡単なんです。やはり継続は力なりで、町長、スポーツ、スポーツと言いながらもやめちゃったんだってよと言われますよ。ですから、せっかく29年来たんですから、そして豚汁で売っているんですから、そうでしょう。いやいや本当に。ですから、皆さん今度豚汁食べてください。おいしいですから、調理員が作っているんです。2,000食作っていますから。そして麓山豚ですから、町民の方が作っている麓山ですから、豚ですから。ですから、ぜひその豚汁を売るように、まずは一言お願いいたします。

それで、今のシャワーは、本当に検討課題にさせてください。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今の町長の発言がキャラなんです。これが浅川町長のいいところです。私はこれをプラスあるし。町長、私、1回もやめろなんてこと一言も言っていないですからね、申し訳ないですが。これ続けるための話をしているわけですから。だからその辺で、今、町長が言ったようにプール使うのもありじゃないですか。ただ、何せ冷たいですから、その辺は、例えば仮設のシャワーはどのくらいでできるんだかという話になったって、これから一歩ずつ、マラソンも一歩ずつじゃないですか、町長。29歩まで来たんですから、

あと一步で30歩です。その一步のために、今年で皆さんでもう一度検討委員会でも何でも開いて、そこで考えてもらって、とにかく来た人らに、なんだ、浅川30年もかかってやってくっちゃないなんて言われるぐらいの息巻いでやりましょうよ。

それと、麓山高原豚の話ですが、町長、豚汁もうまいんだけど、あれはやっぱり浅川では作っている人、何人もいないかもしれないけれども、レタスとしゃぶしゃぶで食うとうまいから、これもやっぱり町長のキャラで言ってもらえば、ああ、麓山高原豚とレタスって合うんだなんて、それが今度浅川の特産になるかもしれないじゃないですか。だから、その辺のを込めて。

ただ、最後に町長、このロードレース大会の収支ということなんですが、残念ながら私たちは今まで知ることあまりできなかったんで、後で結構ですので、会計のほうでどういうふうな状況になっているか、今じゃなくていいですから、議会終わってでも何でもいいですから、分かればそのときに私のほうにちょっとでも見せてやってください。

以上で終わります。ありがとうございます。町長、麓山高原豚うまいです。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、9番、会田哲男君、（1）高齢者健康管理事業（温泉利用）の助成金額等の見直しをの質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） 高齢者健康管理事業の助成金額等の見直しをについてお伺いいたします。

この事業は、65歳以上の高齢者の健康増進と高齢者同士の相互コミュニケーションの場を提供する目的で、高齢者5人以上のグループで町指定の温泉旅館に宿泊したときに、1人1泊1,000円を助成するものであります。高齢者が外に出、親しい人との交流の機会となり、健康増進、また、突き詰めれば認知症予防にもつながっていると考えております。高齢者に対しては大変有効な施策と考えているところでございます。

しかしながら、この事業は平成11年4月1日から施行され、二十五、六もたっております。1泊1,000円では、今の社会状況、物価上昇等、多くの高齢者方、年金暮らしの方が多いのが状況でございます。そういうような点から、今のこの時代に合った、1,000円ではなくもっと増やす、助成金の増額、これが必要と考えております。以下、伺いたいと思います。

1つとして、令和2年度から5年度の4年間の各年の利用者人数の実績と助成金の実績はどうでしょうか。

2番目として、助成金1,000円は、1泊2,000円から、あるいは3,000円程度に引き上げるべきと思っております。また、要件である5人要件というのは、もっと緩和して3人以上とかに緩和すべきと思いますが、町の考え方を伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和2年度が2件、24人、2万4,000円、令和3年度と令和4年度はコロナ禍のため実績はありませんでした。令和5年度が7件、118人、11万8,000円の利用実績となっております。

2点目につきましては、令和3年度、令和4年度はコロナ禍で利用実績はありませんでしたが、令和5年度はコロナが5類になったこともあり、利用者数も回復してきている状況でございます。

おただしのとおり、実施後、26年経過したことや近年の物価高騰の問題もございます。これらの背景も考慮し、これからの今年度の利用実績も参考にしながら、この事業が充実した高齢者施策となるように、来年度からの助成金の引上げと利用要件の緩和の実施について、前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 分かりました。

2年度は24件、1人1,000円ですから2万4,000円ですね。予算的にいうと2年度は60万円の予算ありました。これに対し24人、2万4,000円、3年度、4年度はそれぞれ30万の予算に対して実績はゼロと。令和5年度が20万の予算に対して11万8,000円と、今、確認いたしました。令和6年度は40万、1泊1,000円という形ですと400人分ということであります。

今、町長さんから、来年度は緩和あるいは増額について検討したいという前向きな答弁がございました。今年、4月から始まって令和6年度何人の申込みがあるか、もし後から、もう一度聞きたいんですけども、今現在です。予算の枠があるわけです。来年度からということじゃなくて、できれば今年から、補助金交付要綱でございますので、町長決裁で改正できます。議会にかける必要はございませんので、実施要項でございますので、これを早急に改正して、できれば来年度を待たず前倒しで今年からやっていただくような考えを持っていただければと思うんですが、いかがでございましょうか。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 令和6年度の実績は、担当課長より説明させていただきます。

それで、前倒しで実施していただきたいということですが、今回の実績をちょっと考慮しながらありますが、ぜひ来年度はいい方向で実施しますので、もし今年度できなかったら大変申し訳ありませんが、とにかく、今、会田議員が言ったとおりに、来年度いい方向で必ずいきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、今年度の今までの申請状況というところですが、4月、5月、6月になったところですが、今、話をいただいている件も数えますと、3件で50人程度であります。ちなみに令和元年の実績ですと、14件で336人の利用者はありました。やっぱり2年、3年、4年とこのコロナが始まった頃ですので、この辺は致し方ないというところで、町長答弁にもありましたように5年度は若干118人と回復してきて、今年度どこまで伸びるかというところをちょっと検討材料にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 分かりました。

コロナがあったと、5類に移行したということで、令和6年度は大分増えているというような状況、今現在3組50人、これからまだ来年の3月までありますので、大分伸びてくるのかなと思っております。伸びてくるのは、年寄りには本当に、私も65、70近いんですけども、独居老人、あるいは2人暮らし、奥さんと2人、なかなか自分から、自分たちだけで行こうというのはなかなか難しい。老人クラブ等に属しているのであれば老人クラブの働きかけで温泉入り行こうかと誘いはあるかと思うんですが、入っていない方等もございます。そ

の面から町長、来年度は緩和、いい方向に持っていくというような返答でございましたので、今年の状況は多分40万の予算でございますので、今の状況からいえば増えてくるのかなと思っておりまして、今年は前倒しというのは難しいなと思うんですが、来年度、本当に年寄りの生きがいににつながる、あるいは長生きにつながる、健康増進にもつながる、ひいては医療費の抑制にもつながると思っておりまして、この辺、金額の増額、要件の緩和、これをぜひお願いいたしまして私の質問を終わりたいと思いますが、最後にもう一度答弁よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そうですね、当然高齢者福祉施策のために、必ず来年度は増額させていただきます。

それと、やはり今、9番議員が言ったとおり、本当に健康が一番だと思っております。当然町民福祉向上のために、隣にいる8番議員も恐らくそう願っていると思います。やはり何だかんだ言っても、町民が健康で、福祉向上のためになることなら私も積極的にやらさせていただきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで、昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順3、（2）大型遊具・芝生広場等のある新たな公園の設置をの質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） 大型遊具・芝生広場等のある新たな公園の設置をについてご質問いたします。

これは私、今回で3回目なのですが、令和3年と令和4年、公園の設置については、今回3回目の質問になりますが、それを踏まえて、同じような質問内容になりますが、質問して伺いたいと思います。

浅川町第5次振興計画策定時のアンケート結果を見ると、公園や遊び場を造ってほしいとの声が多く上がっております。小・中学生、子育て世代、若者世代、孫を預かる祖父母世代からも、遊具、芝生広場、自然に触れ合える、駐車場のある、子供たちと親子が伸び伸び遊べる広々とした公園が欲しいとの声が多くあります。浅川町第5次振興計画あさかわスマイルプラン後期基本計画では、公園緑化の主要施策の中で、新たな公園を整備、検討するとしております。

今回、令和6年度、7年度、2年度において、第6次振興計画も策定される予定でございます。多くの町民が集う場として、子供の遊び場として、町民の交流の場として、さらに若者の定着と子育て支援、交流人口の増にもつながる新たな公園づくりが必要だと考え、再度お伺いいたします。

1つとして、新たな公園の設置について今までも何回か提案したが、町として設置のための調査、検討はされたのか。

2つとして、国、県の補助内容、採択要件等について、調査、検討はされたか。

3つ、第6次振興計画実施計画に明確に記載、または、事業費を計上し、町民の多くが望む新たな公園の設置に早急に取り組むべきと思うが、町の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5、4番、兼子長一君、（2）遊具の充実した公園整備についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 私も公園の遊具の充実についての質問をさせていただきます。

人口減少が進行する中で、交流人口を拡大することは、地域活性化を図る上で大事な方策であります。また、子育て世代からは、公園の遊具を充実してほしいとの要望が多くあることから、お伺いをいたします。

1点目ですが、遊具が充実した公園を整備して、他町村からも訪れるような公園を整備する考えはあるのかどうか伺います。

2点目、遊具は大変高額であります。そのため、財政状況によってなかなか整備が進まないという事情は理解できますが、補助事業などについて調査をしたことはあるのかお伺いをいたします。

3点目、新しい公園を整備するのはなかなか財政的にも容易でないと思いますので、例えばもう既にある公園を充実して、遊具なんかもいいものを置いてやるという方法もあるかと思います。そういう考えをお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、7番、須藤浩二君、（1）新しい公園を造るべきの質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） 新しい公園を造るべきについて質問いたします。

多くの町民の皆さんから要望が多い、特に子育て世代の方々からの要望が多い公園の新設を町はどのように考えているのか、2点ほど伺います。

まず1点目、魅力ある町づくり、子育てしやすい町づくりには、子供が自然と触れ合い、伸び伸びと遊べる公園を早急に計画し建設するべきと思うが、町の考えはいかがですか。

2点目、現在、浅川町には宿泊施設がありません。公園と併設でキャンプ場を造ることにより、交流人口が増え、魅力ある町になると思うが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、9番議員にお答えいたします。

1点目、2点目につきましては、一括してお答えいたします。

新たな公園の設置については、都市公園の設置に対する国の補助がございますが、補助の要件としまして、面積が2ヘクタール以上で総事業費が2億5,000万円以上となっており、すぐに活用できる国、県の補助金等がないのが現状であります。引き続き、活用可能な補助金等がないか調査しながら、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、令和8年度からの第6次振興計画には一歩進んだ形で記載し、新たな公園等の設置

を進めてまいりたいと考えております。

次に、4番、兼子議員にお答えいたします。

1点目につきましては、すぐに活用できる補助金等がないのが現状であります。多くの方に利用していただけるような新しい公園の設置に向け、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、9番議員へ答弁したとおりです。

3点目につきましては、既存公園を有効に活用することは大変重要であると考えております。既存の公園については、遊具を塗装することなどにより、維持管理に努めているところでございます。既存公園の遊具の充実については、公園内に十分な敷地がないため、遊具を直ちに増設することは困難であります。古い遊具を更新する際には、より一層充実した遊具が設置できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、7番、須藤浩二議員にお答えいたします。

1点目、2点目につきましては、一括してお答えいたします。

新たな公園につきましては、町の魅力を向上させる上で重要な施設であると認識しております。

7番議員のおただしのとおり、本町には宿泊施設がございませんので、キャンプやグランピングが楽しめる施設を併設することで、本町の新たな名所となり、住民サービスだけでなく、観光客の誘致なども期待でき、移住者や交流人口等の増が図られるものと考えております。

新しい公園の設置に向け、これからの公園の在り方を含め、引き続き調査、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 今、町長の答弁、前と同じようなあれですね。計画に乗っけて、具体化に向けて令和8年度から振興計画には、より具体的な形で載つけるというような答弁だったと思います。

私、3年3月の議会と4年12月の議会と同じような質問したんですが、町長の答弁は、町の財政状況を見据えて検討したい。また、何らかの補助金があると思っている。中途半端なものは造りたくない、もう少しお待ち願いたいということ、3年、4年、5年、6年であったわけですけれども、浅川町、町長さんご承知のとおり、あと25年後には、2050年には県南地方、全ての町村、浅川町を含めて消滅町村に一応、推計上はなっています、前の発表ですと。そうした中ではありますが、浅川町の出生率などを見ると、県平均が1.37に対して、新聞紙上ですけれども1.38という形で、県よりは若干いいような出生率になっております。

また、別なのでは、県内で子供が18万人も減ったというような報道もございます。少子化が加速というような状況でございます。ぜひ、私思うのは、少子化加速する中でも、浅川町の町残しのためにも、幾らかでも町村がなくなる期間を遅らせるというような意味においても、ぜひ浅川町、今、町長も、皆さんからも、よその議員からも話あったんですが、浅川町ではもう何年も前から話出ているんですが、風呂もない、公園もない、宿泊所もないというような状況でございます。ひとつ、宿泊所、温泉なんていうのはこれはなかなか難しいと思うんですが、公園はぜひ具体化に向けて取り組んでいただきたいと私は思います。振興計画に載つけるのも当然なんですが、待ったなしでぜひこの公園づくりに、担当課も町長も取り組んでいただきたいと。取組の実際に当たっていただきたいと思っております。

国の補助、今、話あったとおり、都市公園というような補助がございます。これは今言ったように、2町歩以上、あるいは2億以上の事業費が必要でございますが、これにぶっつけると言ったら言葉悪いんですが、ぶっつけて計画するということは、多分可能だと思うんです。敷地、用地の選定も含めて可能だと思っております。これでいきますと、市町村で公園造る場合は、施設は2分の1、土地の購入も補助になるような状況がございます。この2分の1補助というのは、大変有効、有利な補助金だと思っています。ただ、問題は今言ったように2億円以上の事業費、あるいは2ヘクタール以上の敷地が必要だということでございまして、ただ、浅川町こう見ますと、実際には2ヘクタールないかもしれないんですけども、造成によっては山も活用する、あるいは遊休農地も活用する、そうした中でいけば、2ヘクタールの事業規模は取れると思います。また、公園の整備も作文という言葉は悪いんですが、国、県に申請する場合に、計画をちゃんと練って、また、その前に県のほうとも内容等十分聞いて、かつ十分協議してやっていけば、やれることだと私は思います。

また、私もこの中には出していないんですが、他町村でもこの管内を見ても、古殿にしろ、石川にしろ、玉川はまたこれは別ですけども、玉川の乙字ヶ滝のところ、ああいうところもやっています。あれもなかなか事業費は大きいものです。古殿も公園、何ていう公園だかちょっと私忘れたんですけども、山のてっぺんのほうにありますよね。あれも町単独で絶対やってはいないはずですよ。その辺も町なりで調査をして、どのような取組をしたのか、どのような計画を上げていったのか、そして採択になったのか、その辺を勉強、こういう言葉悪いんですが、調べていただければ、何とか浅川町でも同じような人口規模ですから、財政規模もそんなに、ただ片方は古殿は僻地と、あと石川も僻地ということになっていますが、絶対できないことはない、私は思っております。ぜひ十分、場所等の検討もそうですが、その辺の具体性にぜひ向けて取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、浅川町は消滅何とかという言葉使いましたが、私は後ほど一般質問でそういうことが来ていますので、お話しはするんでありますが、確かに浅川町は人口減少しております。でも、必ず浅川町は生き残りますから。私は自信を持っておりますので、ぜひ議員さんも自信を持ってください。

それと、私数年前に、中途半端に公園は造りたくないとおっしゃいました。私、自分の後援会のチラシにも書いたんでありますが、山林を利用して大きな公園を造りたいと思っています。というのは、全く7番の須藤議員に答弁したとおりなんです。これキャンプ場造ったり、グランピングとか、そういう山を散策できるような公園も造ったり、大きな遊具を一緒に造るんです。それも大きな山を買い求めてやれば全然違います。だから、私は数年前からもこういう中途半端な公園は造りたくないとおっしゃっています。

ですから、子供たち、若い世代が生き残れるためにも、そしてまた交流人口が増えるためにも、そういう公園を造っていきたいと思っております。ぜひご協力お願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 公園の構想、私も町長と同じ考えです。ぜひそのような公園づくりに向けて着手していただきたいと思います。

それで、先ほど人口減少、消滅町村という話出たんですが、私もそう思っています。自信を持って消滅しな

いようにやっていかなければならない。先ほど私も言いましたが、出生率は浅川は悪くないです、管内でもトップですし、石川管内でも。そういうような面からすれば、より子供たち、また、子育て世帯に対するサービスを充実しなくちゃならないと。まして、そういうことは私は考えておりますが、消滅する、あるいはまた前の合併問題となったときに、石川どこと合併するような話が出てくるかこれは分かりませんが、そのようになったときに、浅川町だけではその公園づくりなんていうのは多分できなくなってくると思います。ですから、今しかないと思うんです。今、取り組んでいただいて、ぜひ実現に向けて早い段階から現地調査等も含めて、あるいは検討の協議、あるいは補助金の調べ方、あるいは県にお願い、国にお願いというような形で、ぜひ目に見える形で取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、本町は小学校、そしてまた、体育館、公民館、そして今度庁舎が本当にある程度、もう少し過ぎれば目処がつかますから。そしたらその次に、本当に夢のような大きな公園を造っていきたいと思っています。それには、莫大な土地もありますので、まずはもう少しの間、庁舎とか学校問題、煮詰まってある程度の形がついたら必ず実現しますので、浅川町が生き延びるためにも、子供たちの将来の夢に向かって頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 町長の意気込みは分かりました。ぜひいろいろ問題あるでしょうけれども、今、町長が言ったように学校問題とか、庁舎の問題とかあるかと思うんですが、これを何とか工面して、片方やっているからこれができないということじゃなくて、平行して何とか進めていただくようにお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 今、9番議員とのやり取りをお聞きしてまして、なかなかそういう公園の整備といろんな課題との兼ね合い、これでなかなか調整が難しいというのは、重々これは以前から私もこのやり取りを聞いてまして理解はしております。ただ、実態としては、例えば小さい子供を連れて、浅川の町内の何か所かにある公園に行っても、ブランコと滑り台程度しかなくて、もう30分もたないと。子供がすぐ飽きてしまうんだということで、この声は以前から私も聞いております。しかしながら、依然としてそういう問題は解決しないで、先ほど答弁にあったように、今ある公園の遊具を塗装したり維持管理していきますという答弁でした。

そういった中で、そう言われてしまうとそれなんですが、そこをもっと一步踏み出して、何か財源的なもの、答弁で都市公園という手法が答弁されましたけれども、これはいわゆる都市計画法に基づく都市公園です。これはいろんな手続がありまして、法律に基づいて計画決定する、いわゆる面積要件、そういったもろもろのハードル高いです、この公園は。それしか、今、答弁なかったんですけれども、補助がないという答弁でしたけれども、例えば浅川町、以前から農村公園という手法で背戸谷地農村公園とか、東大畑の恵比寿の宮とか、これ整備しています。多分農林水産省絡みの補助、いわゆるまだこういう手法、何かあるんじゃないかと思うんです。それから、厚生労働省管轄のそういう子供の遊び場確保、そういう事業、これは何かしらあると思うんです。だから、都市計画に基づく都市公園というくくりだけでなく、いろんな国の制度、あるいは復興庁の震災特別措置法とか復興の問題でも何かしら該当するような、そういう事業があるかと思うんですが、そういう分野について、私質問で補助事業は調べましたかということなんですが、その辺の調べたというか調査は

したんでしょうか。その辺ちょっと、再度お聞きます。

それから、私、3点目で言っている新規の公園でなくて、もう既にある先ほど言いましたけれども、そういう農村公園とか、あるいは城山頂上にある、今、ありますね、遊具、ブランコとか滑り台。それから、花火の里ニュータウンにも2か所あります。そういう場所を利用して、もっと子供たちが1時間以上、2時間ぐらい遊べる遊具を設置するという。

今、町長答弁したように山林を利用したキャンプ場とかと今構想もあるようですけれども、例えば城山頂上の今ある広場、ああいうところにそういう充実した遊具を設置して、そこにいわゆるキャンプ場的なもの、多少敷地のいろんな問題あるでしょうけれども、そういうものにエリアを広げていくという、そういう段階的に整備していくという手法も考えられると思うんです。いきなり新しい広大な面積を求めてどうということとなると、これはなかなか実現が難しいです。実現よりも計画さえも難しいと思うんです。そういう構想はあったとしても。だからそこから進められなくなりますから。だからあまり背伸びしたことを考えないで、今ある公園を最大限活用して、ちょっと遊具、だからあさかわこども園の遊具ありますね、あれ結構いい遊具だと思うんです。あの遊具を城山公園なり花火の里ニュータウンにでも設置してやると。

こども園を開放してやってきましたけれども、結局なかなか効果ないです。やはり公園利用したいという人は、いつでも自由な時間に入りたいんで、なかなかそういうこども園の施設に入るとするのは、なかなか抵抗があるんで、これはなかなか難しいと思います。なので、いろんな補助事業と遊具の充実、今ある公園ですよね。そういったものを利用して、実効性の高いそういう考え方というんですか、それを再度考えるべきではないかと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、いろいろと既存公園を塗装したりして、本当に町民の子供たちのために気を使って、今、ここ数年やっていると思っております。

それで、今、この農村公園はじめ、町には数か所ありますが、今、この公園で一番使っているところ、どこだか分かりますか。私調べさせていただきました。今、恵比寿の宮の公園が、今、土日はすごいですよ、今。あそこの公園が。それで、私聞くんです、どうしたのと言ったら、あそこに松の木とか桜の木とかいろんながあるんです。あ、なるほどな、やはりそういう樹木がなければ駄目なのかなと思ったんです。それで、弁当食べていました、この前は。ですから、全く今の既存の公園を否定するものではないと思っています。それで、本当に古いやつは塗装したり、新しい遊具を設置しますので、今のまま、私やっていきたいと思っております。

それと、実現しないという、そうしたら、実現しなかったら計画できないんです。やはり本当に恐らく7番議員から厳しくくると思うんです。私は本当にそういう公園を造らなければ、必ず浅川町は生き残れないです、中途半端では。ですから、やはりいろいろ当然今度検討委員会とか立ち上がるでしょう。だからもう少しこの庁舎ははじめそういうの、ある程度間もなく落ち着きますから。そしたらやはり子供たちのためにやっていかなければ浅川町は生き残れないというのは、そこなんです。そういうふうで、私はやっていきたいと思っております。そして、当然既存の公園はちゃんとやりますから、よろしく願いいたします。

〔「答弁漏れ、補助事業調べたのか」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、私のほうから補足説明させていただきます。

補助金の関係で、他町村の公園整備に活用した財源について紹介させていただきます。

まず、大きい公園になりますけれども、平田村にありますジュピアランドひらたにつきましては、もう30年以上前のものになりますけれども、ふるさと創生事業の1億円を活用した事業となっております。それから、石川町の本郷付近の公園につきましては、地方創生関係の交付金を活用しております。それから、旧表郷村の鶴子山公園の遊具の更新につきましては、過疎対策事業債を活用しております。それから、本町の例ですけれども、月斎陣場のコミュニティ公園につきましては、宝くじのコミュニティ助成事業を活用しております。そのほかに古殿町、先ほど話に出ましたが、こちらの憩いの森公園という公園なんですけれども、古殿町が林業の町ということで、古殿町産の材木を使って遊具を造るということで、町の単独事業ということで実施したと聞いております。

このように、いろいろな補助金等ございますけれども、どこにどのような公園を造り、どのように活用して、どのような効果を求めるのかによって、活用できる補助金等が変わってきますので、公園の在り方を含めまして、これからはどのような補助金が活用できるか、引き続き調査、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 町長、あれですよ、私言っているのは、実現できないんじゃないくて、実現するためにはやはりいろんな課題がある、さっきの公共施設の老朽化の問題やら、いろんな政策があって、その中で公園を整備するという調整、いろんな財源の問題も含めて。当然それは実現するためには、やはり構想をして計画をつくって、そしていろんな皆さんとの意見交換をして、場所やらその内容という。それはいわゆるそういう段階踏んで実現するわけでしょうけれども、それは町長が持っている大規模な、中途半端なものはしないという公園を造る上では、それは大変大事な進め方であります。それはそのとおりでございます。

ただ、私言っているのは、すぐにでも実行できる話なんです、今、私言っているのは。その大規模な公園って結局構想をつくって計画つくって事業着手まで何年かかっちゃうのかなという話ですよ。そうであれば、やっぱりすぐ着手できる、今言ったように既存公園の、さっき言った恵比寿の宮公園も大変利用されているということであれば、あそこをもっと充実して、もうちょっといい遊具を造ったりとか、あるいはちょっと駐車場でも整備しようとか、そういう進め方もあると思うんです。

その辺のことで、ちょっと先ほど聞いたわけなんですけれども。ですので、やはりそういう分け方、将来に向けて、ある程度規模の大きい公園を進めるのと、やはり今ある公園の充実、遊具をもうちょっといいものをつけて、子供たちがちょっと1時間、2時間、親子共々過ごせるようなものをやるとか、そういうもので進めていただきたいと思うんですが、再度お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 恵比寿の宮は、数年前に塗装して、大きい遊具を置こうと思ったんですが、狭くて駄目なんです。というのは、子供たちがあそこを駆けずり回ったり、バドミントンかな、そういうのをやるのに大きな遊具置くと、やはり狭くなって全然できませんでした。ですから、今あるやつを塗装したりして、故障していたのを直して、今、使っております。

そういう中でも、やはりああいう自然の中にあるんだなという、利用している人は使っていると思うんです。ですから、私、今の既存の公園をないがしろにするわけではありません。やはり遊具が置ければ、やっぱりそれなりの遊具は置いてあげたいし、子供たちが喜びたいことをしてやりたいと思っております。それは本当に企画商工課はじめ、我々もそれは本当に検討しているところでありますから、とにかく子供たちのために今後やっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 今、恵比寿の宮公園に限っての話ですけれども、それはどこもペンキ塗ったりなんなりするのは分かりますが、例えば城山の頂上、あと花火の里ニュータウン、そういったところにも、あそこは広いですから、ある程度の遊具置いてもスペースは大丈夫だと思うんです。

あさかわこども園の遊具、あれの整備費は幾らだったんですか。ちょっとこれ通告していないからあれなんですけれども。だからそんなに大変な負担でなくても、あの程度のこども園にある遊具、あのぐらいの設置するにはどのぐらいの事業費なんでしょうか。ちょっとその辺も調べてやるという方法もあると思うんですけれども、いわゆる既存公園を活用するという案です。それで財源的に、そこに何らかの補助事業を絡めて、そういったものをつけるという方法もあるかと思うんですが。大体ざっくりでいいですから、あさかわこども園の遊具って、あれ当時事業費は幾らだったんでしょうか。

それと、既存公園の活用について、再度お聞きます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、私のほうからこども園の遊具の工事費についてご説明させていただきます。

こども園の遊具につきましては、平成30年度に整備いたしました。工事費につきましては、約2,880万円となっております。

遊具の内容としましては、複合型の滑り台、それからブランコ、鉄棒、はんと棒、砂場、ジャングルジム、うんてい、あずまや等となっております、繰り返しになりますが、工事費としましては約2,880万円となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） おおむね3,000万かかったということで、確かに遊具というのは高いんです。私もそれは承知しております。ただ、こども園を例にするばかりではないですけれども、その中である程度遊具を絞って、じゃ1,000万円とか1,500万円程度の遊具を、じゃ、もともとある公園につけようかという方法もあると思うんです。ブランコとか滑り台はそれはもともとあるものを利用する、そこに新たにちょっとぐるぐる回るような滑り台でしょうか、そういったものをちょっとつけるとか。そういうことも財源的に可能じゃないかなとは思いますが。そこに補助事業が採択になれば、なおいいいわけなんです。そういったものを、今後ぜひひとつ調査検討していただいて、これからのやはり子育て、少子化対策、そういったものもやっぱり公園

というのも大事な要素だと思うんです。そういったもので町づくりに向けて進めていただきたいなと思います。

町長、最後にこの思いを答弁お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） しつこいようではありますが、本当に既存公園は当然維持しながら、子供たちのために今、やっているつもりであります。それで、じゃ1,000万、1,500万円の遊具を1個、2個つけば、今度あちこちに、じゃ、うちのほうもつけてくれ、うちの公園にもつけてという話になるかもしれませんが、どこに設置するかの話なんです、まずは。じゃ一番どこ使っているんだというところを選ばなきゃいけないと思うんです。

ですから、本当にそれは今後の検討課題だと思っております。とにかく子供たちに迷惑かけないようにやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 私も何度かこの公園問題にご質問いたしました。やっと町長の思いが前向きになったなという答弁を、今日はいただいてほっとしております。

私んちも孫ができて、孫が恵比寿の宮公園に行って遊んでおります。それを見ていると、やはり今町長が言ったとおりなんです。遊具がどうのこうのじゃないんです。走り回って自然のもの、滑り台なんか2回、3回やれば終わりなんです。松ぼっくり拾って喜んで、木にたかっている虫いじくって遊んで、そういうものが結局子供は望むんです。

そして、町長、私の思い描いている公園の構想をちょっと夢物語ですけれども、しゃべらせてください。

中根松グラウンドが、今、全然使用していない状況なんです。そして、あそこ上に平地になっています、グラウンドですからもちろん、平地になっています。そこを利活用できないかなと。北側には殿川が流れております。あの殿川って不思議な川なんです。涸れたことは一回もないんです。どんなに天気が続いても水は流れているんです。あそこを遊水地として整備をして、平地は芝生を張って遊具を置いて、そしてやはりキャンプ、グランピングができるような、そういう施設を造れるんじゃないかと。また、あそこは木を切ればすごい景色がいいんです。夏場だと花火も見えるはずなんです。そのようなすばらしい土地があるのを、私は発見したというか、あ、ここならいいなという思いがあつての今回の質問なんです。

今回の町長の答弁を聞いていると、やらない言い訳は一切言っていないです。考えます、検討します。それよりも、やっぱりやる方向に一步步進むような答弁を聞けたので、非常に安心しております。ぜひとも一步一步でいいです。一步一步でいいですから、その実現に向けて歩んでいただきたいんですが、いかがですか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、これやる方向でございます。それで、中根松のグラウンド、もしここを利用するのであれば、かなり早くできるような気がします。それで、当然間違いなく眺めはいいです。周りの木を伐採すれば、これは間違いありません。それと、殿川は涸れたことない、よく本当にこれもご存じだと思います。間違いなく、あれ鮫川のほうから来るんです、あの水は。本当に涸れたことないです、そしてまた水がきれいであります。もし本当にそういう方向で町民の目が向いていただければ、かなり進むと思っております。

それで、キャンプ場やグランピング、それも当然雲五郎山を利用して、ものすごく夢が膨らむと思っております。本当にいい、貴重な意見ありがとうございます。今後ともそういう方向で進めば、皆さんで相談しながらやっていきたいと思っております。

それで、当然できるのには数年後かかりますから、当然4番議員が言ったとおり、既存の公園は本当にちゃんとやっていかなければ大変ですので、今後ともいろいろとご指導よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ぜひ町長、一步一步進みましょう。何もやらなくても1日、何かやって1つでも進めばゴールが近づくという、まさにさっきの花火の里ロードレースじゃないですけども、歩みをやめれば終わりなんです。ですから、できない言い訳を考えるよりも、やらない言い訳を考えるよりも、やれる方向に一步一步地道でいいですから、進めていきましょう。そして、何とか実現できる方向で。

私、物事考えるときに、こんなふうがいいかなと自分で紙に書くんです。ここにこういうの置いて、ここにこう川が流れているからこういうふうにとかって。夢物語の設計図を書くんです。町長もそういうの好きだろうと思うので、そういうのをつくりながら担当課長さんと一緒に、どうだ、俺、こんなこと考えたんだけども。ざっくばらんに話し合いしながら前に進めていってください。町長、お願いします。

そして、この件とは違うんですけども、雑談で申し訳ないんですけども、私、手がけている浅川座の件、一歩前に進みましたので、ご報告申し上げます。いろんな地権者の方がいる中で、そういう方と今後お会いできるような段取りになりまして一歩近づきました。その中には、何と驚くことなかれ吉田富三博士の名前も載っていたということで、ご報告までに。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） どっちにしても、キャンプ場やグランピングができて、本当に泊まる場所を造れば、浅川町は人口交流も増えると思っておりますので、本当に今後とも一步一步進んでいきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、7番。

○7番（須藤浩二君） はい、オーケーです。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順4、5番、木田治喜君、（1）所得税・住民税申告業務及び森林環境税の有効活用についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 所得税・住民税申告業務及び森林環境税の有効活用についてお尋ねします。

人口減少、少子高齢化により、町税が減少傾向で推移することが見込まれることは、以前の一般質問の中でも提起させていただいています。国、県からの補助金は、国、県の財政状況に左右され流動的であり、町債の依存し続けることは町の財政状況の悪化を招きます。また、今、公園云々の質疑の中でもありましたが、小学校、庁舎、公園等々、これからやるべきことが山積みになっているという状況下で、持続可能な行財政運営を実現するためには、依存財源に頼らない自主財源による歳入の確保が不可欠です、と思っております。中学校建設で、ここ2年は歳入における町税比率16%前後で推移していますが、平均的には20%くらいの比率になって

いると思います。町にとって重要な財源であることに異論のないことと思います。

町は、学校教育や福祉、衛生、消防、道路、上下水道などの整備といった様々な行政分野の中心的な担い手であり、町民生活に大きな役割を果たしています。だからこそ、町税収入の確保にあらゆる手段を講じるべきと思う中で、令和5年分の所得申告相談が2月15日から3月15日までの期間で実施されました。ご承知のとおり、確定申告は納税者が自分で納付額を計算し、自主申告するのが所得税の申告納税方式であるのに対して、住民税は、町が税額を決定し通知する、いわゆる税金を割り当てる賦課決定がなされ賦課課税方式であるというのですが、期間中において、様々な所得区分に対する税の相談等の税務課員の皆様の業務遂行、本当にご苦労さまと感謝申し上げます。

冒頭申し上げたとおり、重要な歳入項目である町税収入も影響し、税の公平性から町納税者にとっても正しく計算するのが基本中の基本である申告相談の実施、手順等について何点か伺います。

また、あわせて令和6年度より住民税均等割と合わせて徴収される森林環境税についても伺います。

それでは、1点目、所得申告相談の申告者数を、所得区分別に伺います。

所得区分というのは、給与、事業、不動産、一時、雑所得の区分となると思いますが、所得区分について伺います。

2点目、所得申告相談会場、1日の担当人員の配置数及び延べ担当者数について、その期間中、2月15日から3月までの延べ人数についてお伺いします。

3点目、申告相談担当者の税務教育の内容、これは新たに配属された人もいるだろうし、また、経験不足の方もいらっしゃると思いますので、そういったときの税務申告に対する教育をどのような形で行っているか、簡単でいいのでお伺いします。

それから、4点目、税務システムの委託先と直近の所得税税制改正の主な項目、こちらをお伺いします。

それから、5点目、現在までの森林環境譲与税の年度別基金積立額及び今後の具体的な活用法に町はどのように考えているか、こちらのほうを5点ほどお伺いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町の申告相談会場では、令和6年2月15日から3月15日までの21日間で963名分の受付を行いました。

所得別では、1人で何種類もの所得がある方もおられますので、それぞれの延べ人数になりますが、給与では527名、事業のうち営業では100名、農業では276名、不動産では127名、一時所得では5名、雑所得のうち、公的年金では623名、その他の雑所得では77名となっております。

2点目につきましては、所得申告相談は中央公民館大ホールを会場として行い、1日に4名、可能な場合は5名体制で申告相談を受け付けました。延べ人数では90名となっております。

3点目につきましては、住民税の担当者を講師として、令和5年中に2回、令和6年に入ってから3回、機械の操作方法を含めて、申告相談に向けた研修会を内部で開催しました。

また、税務署主催の研修会にも相談を受け付ける職員全員が参加しております。

4点目につきましては、現在、税務課のシステムは町の基幹システムと同じく株式会社TKCが委託先となっております。直近の所得税制の主な改正につきましては、令和6年分所得税の定額減税、子育て世帯に対する支援策としての住宅借入金控除の拡充、ストックオプションに対する税制の要件緩和などがあります。その中でも、町民の皆さんに大きく関わってくるものが、最初に申し上げた令和6年分の所得税額から納税者及び同一生計配偶者、または扶養親族1人につき3万円を減額するものとなります。

5点目につきましては、現在までの森林環境譲与税の総額につきましては、令和元年度から令和5年度分で合計1,035万6,000円、現在の基金残高については、840万4,050円となっております。

今後の具体的活用法につきましては、引き続き森林整備として、城山の環境整備に活用していくとともに、木材利用としまして、公共施設等の施設整備なども考えられますので、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

よく分かり、1点目、2点目については、期間中の税務課の方が約90名ということで、1日4名から5名ということです。それで、3点目についてですが、税務課より専門性の要求される部署でもあり、経験や知識が必要な部署でもあります。研修としては、一般的な地方税法、それから町税、町税条例等の研修、これをOJTとかOFFJTでの研修は重要との認識です。今、町長の答弁からあるように、5年度2回、令和6年度3回と。それから全員参加の研修会等も行っているということをお聞きました。

税務職員は、町行政職員としての幅広い視野を持ちながら、安心・安全で豊かな暮らし、住みよい町づくりに使われる財源を確保するというような重要な使命を担っていることを自覚して、町民の負託に応え、町税の安定的な確保に努めると、リテラシーアップというのは優先事項であるというふうに思っています。

税の基本は、公平、明確、便宜、徴収経費最小とされています。これは世間的によく言われることなんですが、地方税法、町条例など、税務関係、法令遵守の上、適正な申告指導や課税客体の把握を行い、適正、公平な課税に努めて公平性を基本とした徴収業務を行うということだと思います。

それで、徴収率の向上だとか、それから受益者負担の原則だとか、こういったことについては、次の別の機会にただしていきたいと思います。4点目については、TKCが委託先ということです。当町では、複数課にまたがって利用している企業と心得ています。税務課においても、多岐にわたって導入していると思いますが、そこで再質問させていただきます。

所得税の改正、先ほどちらと定額減税も含めたところで町長より回答があったんですが、私が質問した所得税という部分に限れば、所得税の改正が、先ほどのなんかも含まれるとは思いますが、我々というか、いわゆるサラリーマンだったり、公的年金の人たちが関係するということになるのであれば、給与所得控除と、それから公的年金等の控除、それから基礎控除、それから扶養親族の範囲、それから配偶者特別控除、青色申告控除が、これは主な改正点だと。令和2年から行われている、直近でいえば所得税の改正はこのものがあって、ほかにもまだいろいろあるんですが、主なものというのはそういうことだと思います。

それで質問なんですが、実際に申告時期にシステム変更、TKCとかでやられていると思うんですが、正しく実行されたかの確認、いわゆるベリファイ、これは確認するとかそういう意味です。それから、広い意味で

のリグレーションテスト、これは中のシステムがきちっと動いているかどうかのテストは実施されていますかということ、再度ちょっとお伺いしたいのと、それから、と言うのも、6月より先ほど町長からもありましたように定額減税も実施されています。給与明細上の減税分の表示が必要だよというようなことも示されました。様々な変化の対応に重要と、いわゆるベリファイと、リグレーションテストというのは最重要課題だというふうに考えて再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

申告のシステムのテスト、中身の確認につきましては、各事業所のほうより、年明けから給与支払報告書等、また、年金の支払い報告等が随時届いてきます。そちらを入力する作業もございます。その中でも、入力しながら間違っていないか等も確認します。また、仮に税制改正等あれば、仮に入力して正しいものが出るかどうかというような確認も行つてはございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

非常に重要で、これはシステムが入ればそのまま、多分普通にやれば普通に出てくるんだというふうに思っているんですが、この中身をいじった場合には、非常に大事な項目、チェックポイントになろうかと思っておりますのでお尋ねしました。

税制の改正というのは、通常業務とある意味関係ない項目で、年1回のみの業務であるため、システム変更等の確認がおろそかになる部分があります。チェックシートを作成して作っているのかもしれませんが、実証確認することをお勧めしたいと。我々民間でもそういった形をさせてもらっています。全てシステムは自分のところで作るんですが、つくった中身についてどういうふうに動いて、どういうふうになっているかというチェックポイントをちゃんとチェックシートをつくって、それをチェックしながらやっていた覚えがございます。ぜひ実証確認することをお勧めいたします。

それで、令和6年度の人事異動においても、税務課相当数の異動がありました。業務の引継ぎは行われ、支障はないものと推察いたしますが、住民税の所得割の流れについてはホームページ上で私も確認させていただきました。国税である所得税の数値が、地方税である住民税に影響し、国民健康保険税に影響し、介護保険にも連動します。だからこそ、起点である確定申告が非常に重要になってくるんだということです。令和2年度から適用された基礎控除と給与取得控除はプラスマイナスゼロの関係にあります。これは皆さんご存じのとおり、基礎控除は2,400万以下の合計所得であれば、38万円から10万円引き上げられまして48万円になりました。給与所得控除は一律10万円引き下げられました。

そこで、具体例として質問なんですが、改正項目に所得金額調整控除というのがあります。これ私もちょっと分からなかったんですけども、所得金額調整控除対象者が申告書作成時に、所得金額調整控除はどこに表示されるのか、これちょっとお伺い、もし分かればお聞きしたいなと思います。これは本当に細かい質問で恐縮なんですが、私もちょっとこれ分からなかったものですから、お聞きしたいなというふうに思っています。

それから、その中で、令和2年度の先ほど改正点言いましたけれども、その中に、配偶者特別控除の改正が

ありました。配偶者合計所得金要件を38万から123万の枠から、48万から133万に変更されました。特別控除を受けるキーとして、配偶者の合計所得金額とありますが、ある方より、確定申告相談に行ったとき、配偶者の収入を聞かれる前に金額が表示されていたということをお聞きしました。実際の申告相談時には、配偶者の合計所得金額をどのように確認しているかお伺いします。

また、連動するもの、何かあるんでしょうか。多分、私が考えるには、年金収入なんかが直接そのシステムの中に入ってきているんでしょうかというちょっと問合せがあったものですから、私、逆にあれをお聞きしたので、ちょっとお伺いします。

今回の一般質問で住民税手続を取り上げた理由がここにあります。というのは、担当者により納税者に不公平感が出ていないかという点です。もしそれが違っていたとすればですよ。改めて、いわゆる先ほど冒頭に言いました、起点は確定申告書ですから、確定申告書から住民税に移動されるとき、多分システムで移動なっているんだと思います、真っすぐ。確定申告の金額が全部住民税の申告書に持ってきているんだと思いますが、給与支払報告書等の各特別徴収義務者から送られてきているものについては、多分もう一回入力しているんだと思うんですが、その辺はちょっとあれなんですけれども、中身は分かりませんが、改めて申告書を、これどういうふうな確認するかというのは別なんです、各年ごとの全申告書をもう一回見直すとかしてはいいのかなというふうな、再検証を行う必要があると思うんですが、いかがでしょうか。3点ほど再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

所得申告の調整分につきましては、今、手元に申告書のほうございませんので、ちょっと確認することができません。確認できましたら、改めてお答えしたいと思います。もし今日中に確認できましたら、お答えしたいと思います。ちょっと時間がかかるようでしたら、次回までお待ちいただければと思います。

配偶者の所得の件でございます。

こちら、議員さんおっしゃいましたように、年金の支給額については、情報のほうが連携しておりまして、それを自動で取り込んでおります。また、先ほど給与等のものにつきましては、給与支払報告書が事前に届いておりますので、そちらを入力して、昨年ですと5年分の所得について、給与等の所得について既に入力しております。そこに合わせて年金等は全てデータ連携したものが既に入力されておりまして、その金額を間違いないですかということで確認させて、所得申告相談のほうは進めさせていただいております。

あと、確認につきましては、その場で申告相談終わりましたら、夜、役場のほうに戻りまして、1件、1件、間違いがないか再確認のほうはしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

1点目については、後日ということで、これ私もちょっと所得金額調整控除がどこに表示されるのかちょっと分からないので、もしかしたら、何だ、知っていたんじゃないかと言われるのもあれなんですけれども、もしかしたら、所得金額控除の金額とプラスマイナスなっているかもしれませんという感じです。じゃ、後で見

ていただければと思います。

それで、2点目なのですが、確かに公的年金の金額を、そのまま配偶者の公的年金の収入をそのまま持ってきていると、今、回答あったんですが、先ほど町長さんより、1点目ですね、所属区分別の来場者数といいますか、相談件数お伺いしましたけれども、公的年金623、それから雑が77名ということは、公的年金以外に雑所得あった人はどういうふうな確認しているんですかということなんです。もしかしたら、そのシステムがそのまま入ってきて、公的年金だけ入ってきて入力されていたら、その雑所得の分は確認していますかということなんです。そういうことですね。配偶者特別控除ですから、通常、配偶者にも収入がありますよということになれば、33何がしからずっときて、16万だとか11万だとかとなってくると、多分5万ぐらいの差がありますんで、税額で言えば5,000円ぐらい、10%ですから5,000円ぐらい違うんじゃないですかというようなことがあるので、再確認したらいかがでしょうかという話をさせていただきました。その辺がどういうふうになっているか、私もちょっと具体的には分かりませんが、そんな話です。

それで、浅川町税条例で36条がございます。これは長々と読む必要もないんですが、最後のところに、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従ってその所得を計算し、その計算したところに基づいて町民税を課すると、36条のあれがあります。ですから、所得税を完璧100%にしておかないと住民税は正しく計算されませんよと。それでは駄目ですよというようなことを、この36条の中に網羅されています。

その中で、36条に深く関わるという思いの中で、先ほど給与所得控除と所得金額調整の表示法や配偶者特別控除について確認させていただきました。後ほど確認お願いしたいと思います。

それで、5点目、森林環境譲与税の年度別基金積立については理解いたしました。全部で先ほどいただいて、今、八百何がし残っているんですか、残っているということで、これは浅川町森林環境税基金条例に基づいて基金化していると承知しています。

譲与税の使い道は各自治体での裁量に任されていますが、森林整備及びその促進に関する費用、それから森林整備を実施する支援等に関する費用に使うという縛りがあります。その中で、具体的な活用案については各自治体が知恵を絞っているという状況で、この活用法については、先ほど町長より答弁もありました。これ全国的に見ても、よくテレビでこの頃、森林環境税が6月よりなるということで、テレビでも盛んに言われています。都市部の横浜だとか、何々区が全く森林がないのに譲与税どうするんだというようなことで、使い道に困っているんだというようなことを、逆に困っているんだというようなことをいろいろ話聞きます。

それで、1つ案としてあるんですが、都市と山村部が協定を締結して山村部における森林整備の費用に都市部の譲与税を譲渡する取組、山村部での森林整備によるCO2吸収量を都市部でのカーボンオフセット、これは皆さんお聞きしたことあると思うんですが、カーボンオフセットに活用する取組等が行われています。

自治体連携ということで、若干皆さんにお知らせしたいのは、東京の荒川区と福島市の協定があります。多分副町長もご存じだと思うんですが、これ荒川区中心に行われたということで、荒川区と福島市の協定があります。荒川区では、令和3年6月にゼロカーボンシティを証明して、実践の取組として令和4年5月に福島市と協定を結んだということです。ちなみに福島市は、令和3年2月にゼロカーボンシティの宣言をしています。植樹などを通じて交流や経済活性化や子供たちを中心とした参加者同士が地球温暖化防止への意識向上を図り

ながら、ひいては福島市をアピールするのにも寄与したということです。

当町においても、令和5年10月にゼロカーボンシティを宣言をしました。当町の林野面積はご存じのとおり全面積の43%ぐらいと承知しています。石川管内でも一番面積率は低いと、いわゆる山林の面積は低いんだということですが、ゼロカーボンシティ宣言後のマッチアップの取組の一環として、福島市のような活動を含めて、一環としてゼロカーボンシティ宣言後の取組として、福島市のような活動を森林環境譲与税を有効活用する方法として、こういった具体例、例えばゼロカーボンシティとこういう組合せをしてやるんだというような、もし具体例があるんだったならばお知らせ願いたいということと、また、令和6年度、今年度、今月から始まります。6年度から徴収される森林環境税に対して、町民の理解を得るために、今まで丁寧な広報等は行ってきたと思うんですが、具体的にどのような広報活動を行ってきたか、森林環境税についてどのような広報活動を行ってきたか、併せて2点ほど伺います。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

所得申告相談の際には、先ほどご説明しましたとおり、直近で言えば5年分の給与と年金等は既に入力のほうは終わっております。そのほかにつきましては、その前年の部分の画面も見られるようになっておりますので、それを確認しまして、去年はこういうものがあったようなんですがどうですかということで、聞き取りはしております。そのほか、その年によってもいろいろ違いますので、そういったものがないかどうかというのも、一声、声のほうはかけさせていただいております。そういった形で申告のほうは進めてございます。

あと、あわせて、森林環境税、今年度住民税と共に取られる国税の1,000円分ですが、そちらにつきましては、納税通知書のほうに森林環境税1,000円ということで載せてございます。今までも特には周知のほう広報等に載せたぐらいで特にはしておりませんが、今後、またさらなる周知のほう図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから、議員さんのほうから提案のございました都市部との交流ですとか、それからカーボンオフセットに関する活用についてお答えいたします。

浅川町も昨年度、ゼロカーボンシティの宣言をさせていただいたところですが、町としましては、まだそのような具体的な取組例の案はございませんが、今後ロードマップを作成する上で、そのようなことも検討できるかどうか考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ぜひゼロカーボンシティも大事です。大切ですし、るいろんな事業これからやってくんだということで説明もあったところだと思いますが、これを森林環境譲与税と組み合わせてそれを行う、1のお金が100にも200にも考え方によっては増えてくるんだらうなというふうに思っていますし、基本的には森林の整備等々に使うお金ですので、それが本当に森林のないところに配付されるのがどうなのかということで、今、国のほうでも大分議論になっていて、その辺の比率をどんどん変えていこうと。今、3つの条件があ

って、やっぱり人口、この多さによって譲与税がそちらのほうに多く配付されるということなので、この辺の見直しも含めて、今、行っているところだと思いますので、当町においても、ぜひその辺のゼロカーボンシティと組み合わせた中での、ちょっと具体案をこれから検討していただきたいなというふうに思っています。

それで、最後になるんですが、住民税等に関しては、税務行政の基本、公正、適正、公平な課税と収納率の向上、効率的な効果的な業務執行の体制、町民の利便性向上というふうに先ほどから申し上げています。特に町民の利便性については、町民の負担が少なくなるように申告手続の電子化推進、電子決済等による納税環境の拡充、こちらが大切なんですが、浅川町も行っています。どんどんDXが叫ばれる現状でそちらのほうも推進しているというふうに認識しています。

それで、先ほどもちょっと言ったんですが、いわゆる業務を電子化することによってチェックすることが逆に困難になってくるということの弊害もあるようでございます。先ほど申し上げたペリファイ実証する、確認する作業をアナログ的にピンポイントで行う必要があるんだと。いわゆるソフトで打ち出されて、システムで打ち出された金額が間違っていないよとチェックするのではなくて、自分の手で1回上からちゃんと計算してみてもチェックする必要があるんだらうなというふうに思っています。というのは、システム化されればされるほどチェックが難しくなりますので、どのような作業でも、もう間違えないんだというふうにある意味思い込んでしまうという部分がありますので、ぜひともそれも注意していただきたいなというふうなことで、また、職員の皆さんにもスキルによっても勤続、それから経験年数によっても格差も生まれます。だから先ほど町長よりあり答弁あった教育等が非常に大事になってくるんだらうなと思います。一からそういったものの中身を改正点も含めたところで教育をしていくということが重要だというふうに思っています。

それで、あと森林環境税については、広報などでやっているというんですが、なかなか国からやったもののそのものを表示しても、いわゆるまずは浅川町のホームページに入らないと、そのやつがぽんといかないし、広報等にも若干載っているんでしょうけれども、なぜ必要なんだということをかみ砕いた言葉の中で、全町民がある程度分かるような形の中で、町の広報としても必要なんじゃないかなと。しらっといううちに何となく1,000円が復興税がなくなったならば、そのまま森林環境税が同じ金額で1,000円でぽんとして入ってくると、いつの間にか入ってきたと。だから引かれているほうにとっては全然変わらないわけです。去年も取られた、今年も取られたと。中身が全然違うんだというようなことになろうと思いますので、ぜひとも森林環境譲与税、皆さんに分かるようにホームページ上でも、国の言葉じゃなくて浅川町言葉でちょっとお知らせ願えれば、非常に助かるなというふうに思っています。ですから、町としても町民負担を与えるわけですから、その辺の広報活動が重要であらうかなというふうに思っています。

最後に、町は少子高齢化に伴うあらゆる手段にて、全ては町民のためにということで実践しているということに敬意を表しますが、1つ、子供たちの教育や浅川町の20年後、50年度を見据えて譲与税をどう使うことはもちろんですが、将来を担う子供たちのためにどう活用していくか、森林環境教育も含めて伺って、町の見解を伺って終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、お答えいたします。

環境譲与税の使い道ですが、町長答弁にもありましたとおり、引き続き町のシンボルであります城山の環境整備に努めるとともに、木材利用としましては、公共施設等の施設の整備なども考えられますので、今後検討してまいりたいと思います。その中には、施設の木造、木質化としまして、公共施設のウッドデッキですとか、木柵ですとか、公民館、小・中学校等にも活用可能な旨の使途がございますので、そのようなことも、今後子供たちのために検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） トイレ行ってきていいですか。

○議長（水野秀一君） 暫時ここで休議、2時半までここで休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の時間が長くなっております。明瞭簡単な質問をお願いいたします。

次に、（2）里小・山小廃校後の跡地活用についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 簡単明瞭にしたいところなんです、なかなか私のまとめる力もないものですから、ちょっと長くなってしまっています。申し訳ありません。

それで、令和3年第1回の定例会にて、里小・山小の跡地活用について質問いたしました。そのほかにも、同僚議員等にも何回かこの議題は出ていると思うんですが、町民共通の地域資源である里小・山小の跡地利活用は放置できない課題です。廃校から5年を経過した中での跡地利活用をどのようにお考えか。以前の定例会にて、全国的に見た場合、3年の経過が一つの目安となり、その期間を超えると利活用が非常に厳しいとの趣旨で質してまいりました。

そのような現状の中で、4点ほど伺います。

1点目、現状の里小・山小の利用状況の令和5年度実績を伺います。

2点目に、里小・山小の維持管理費、令和5年実績で結構ですので、明細をお伺いします。

3点目に、学校跡地利用推進検討委員会の開催数及び開催日を時系列的にお願いしたいと思います。

それから、4点目に、両小学校跡地利用推進委員会にて策定するとした令和3年第1回の定例会を受けて、利活用計画のマイルストーンを含めた計画、そちらの内容についてもお伺いいたします。

よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、まず旧里白石小学校ですが、主に校庭や体育館をスポ少学童野球で約70回、自動車教習所のドローン講習で約10回、さらには社会人野球やバスケットボールチーム等にも利用されており、計86回となっております。

次に、旧山白石小学校ですが、こちらも校庭や体育館を地元シルバー愛好会によるグラウンドゴルフで35回、スポ少バレーで16回、社会人野球で12回、還暦野球で3回、その他、地元団体等使用で3回の計69回となっております。

2点目につきましては、両校合わせての金額となりますが、光熱水費で約140万円、機械警備代で約70万円、浄化槽等の保守点検代で約68万円、校庭の草刈りや樹木の剪定で41万円、その他、定期的な窓の開け閉め委託で24万円等となっており、総額で年間400万円を支出しております。

3点目につきましては、過去に4回開催しております。内訳につきましては、町の幹部職員を対象に、平成30年7月9日と8月1日の2回の開催、山白石、里白石の地元住民を対象に、令和元年12月25日、26日の両日開催をいたしました。

4点目につきましては、利活用計画の策定はしておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

1点目、2点目、学校施設というのは、これは後でもまたあれでしますが、子供の教育施設の役割というほかに、これは皆さんご存じのとおり住民、保護者、行政の地域協働の象徴として、100年間以上地域コミュニティの中心に立ち続けてきたということはご存じのとおりだと思います。もともと持っている役割からすれば、跡地利用はいろんな方策が考えられるんだろうなというふうに思っていますが、1点目については、現状の利用状況をお聞きしました。思っていた以上に利用しているなという感覚で、里小については86回、それから山小については69回という回答をいただきました。

それで、2点目については、現状維持の方向性の中でも相当の維持管理費、400万円相当ですか、ぐらいかかるんだということだと思います。本来の費用対効果の意味合いで調整が取れているかどうか否かは、難しい判断になろうかなというふうに思っています。

3点目については、理解いたしました。計4回ですか、できるときには4回ほど開催しているんだということと、逆に言えば、この頃はやっていないんだろうなということだと思います。

それで、年間500校が今でも廃校になっています。各自治体で競い合っている様相です。近年では、民間事業者による廃校活用が進んで、雇用創出、地域活性化につながっていると聞いています。そのような中で、3年ぶりに廃校活用推進イベントが行われました。令和5年10月20日、文科省にて開催されたと報告されています。全国の廃校活用について、自治体や企業が活用に至った経緯などの事例を紹介しながら、廃校を使ってほしい自治体がブースを出展し、使用してほしい自治体と使用したい企業が一堂に会するイベントです。これが、久しぶりに行われたと。10月20日に行われました。当町でそのようなイベント、把握しているでしょうか。お聞きいたします。

それから、直接の関係はないと思うんですが、5月1日付で、民報に飯舘村の廃校が埼玉県のバドミントン

のガット工場、バドミントンの網のところですが、ガットを作る会社ができたとということで、校舎内に製造工場を進出したと新聞報道されました。村からの誘致によって工場立地を決めたとあります。全国的に自治体と民間企業のコラボが県内でも顕在化しているんだろうなということなんですが、そのような中で、ちょっと基本的な項目で再質問いたします。廃校は、財務上、公有財産のうち、行政財産か普通財産かどちらに分類されているでしょうか、今。そちらをお伺いします。

それから、また参考までで、今さらながらで申し訳ないんですが、先ほど委員会のほうの開催数は4回だということでお聞きしたんですが、令和6年6月時点の学校跡地利用推進検討委員会の、今、現時点での構成メンバーをお伺いしたいと思います。

以上、3点ほど質問いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

3点……、4点かと思ったんですが、まず校舎の維持管理、その費用対効果なんですが、費用対効果は取れていないと認識しております。

2点目ですが、昨年10月20日の文科省のマッチングのそのブースには、うちのほうでは、我が町では分かりませんでした。

3点目ですが、普通財産としております。

4点目ですが、今現在は幹部職、課長職がメンバーとなっておりますが、先ほど町長答弁のとおり、開催はしてございません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

3点だったんですが、1点は費用対効果の件。これはちょっと質問じゃなかったもので、取れていないのは当然だと思います。これは、それでもこれだけの開催というか、利用があるので、その辺のどうかなという意味で、私は難しい判断になるんだろうなというふうなことを申し上げました。

それで、2点目については、情報は把握していなかったということだと思います。

それから、普通財産についても分かりました。

それから、構成メンバーは課長職ということで、このところ開催していないので、多分メンバーその他の方も、私が入っているのかどうかも。課長職の方なので、その意識はあるんだろうとは思いますが、その辺のところもちょっと不明確だということだと思います。

それで、ある自治体の例ですけれども、これは利活用に関して、廃校になる2年前ぐらいから、以前もちょっとお話しさせてもらっていると思うんですが、検討委員会を立ち上げて、その利活用に関してを町長に答申して、それから統合から1年弱で利活用計画が策定されて、それから個別計画、個別というのは校舎、体育館、グラウンド、プール、それから維持管理費とか含めて、これを個別に計画策定しているということで、現状は

計画がないということで。

これはちょっと議事録読んでいただいて、皆さんもご承知だと思うんですが、令和3年第1回の定例会のときの答弁では、つくりますという回答だったと思うんですよ。どのぐらいこの両校の山小・里小の廃校を、本当に具体的に考えているんだろうかと言わざるを得ないんだと思います。策定すると、令和3年のその前のやつ見てもらえれば分かるんですが、令和3年第1回の定例会には策定しますよと、方向性決めますよというようなことを答弁いただいています。これをやっていないというのは、ちょっと私は理解できないところであるんですが、今現状できていないのですから、今後についてちょっと期待したいというところもあるんですけれども。

平成31年1月28日、多分、町長覚えていると思うんですが、里白石小学校の児童たちが町長室、役場に来ました。それで利活用のプレゼンをしていると思います。これも案内されています。みんなが利用できる、地域や浅川町の役に立つ、地域の人や浅川の利益になる、地域の人働く場所になるなどをコンセプトにしたプレゼンをしたとあります。これホームページ上にも載っています。いわゆる共有財産、それで先ほど財産の内訳を聞きました。普通財産になっているということなんですが、費用対効果、雇用創出等と、基本的廃校の利活用が網羅されると認識しています。全ての地域の活性化につながる施策です。

ある意味、行政が提言する内容を児童たちが先行して提言しているんじゃないかなと、私はホームページ上で見て、そういうふうに感じました。町長もにこにこしながら聞いている姿が写っています。非常に、町として中身まではよく理解していないところですが、そういったイベントがあったということで、里小の子供たちも、自分たちの育った小学校をこれから利活用していただきたいという思いの中で、多分プレゼンしたんじゃないかなというふうに感じています。

検討委員会の利活用の成功は、地域を含めた合意形成、これがなくしては絶対始まりません。議会や関係部署の情報の共有化と思いますが、まずは役場の中が動かないと何とも言えないという部分あるかなと思います。他自治体の実績等も、そういうのも大変有効だと思います。

それでは、多分これは聞くのもあれなんですけど、やっていないと思うんですけども、見学も含めて、学校跡地利用推進検討委員会では、全国の廃校の利活用実態調査、いわゆる見学も含めて、これを何回ぐらい実施されたか。多分、先ほどの委員会の開催数からすればされていないんだと思いますが、実施されていますかということをちょっとお聞きします。

それから、以前、同僚議員の質問の中に、里小においてグラウンドの利用の場合、一部民地があるため、更地での利用は時期尚早との回答がありました。これも回答を受けています。これは菅野議員だと思いますが、質問したときに町長よりそういう話がありました。じゃ、ベスト時期はいつとお考えか。この2点、伺いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、本当に木田議員、平成31年1月の二十何日ですか、旧里小の子供たちが、間違いなく町長室に来ております。それで物すごく、私、感動したのをいまだに覚えております。とにかく、まず校舎を壊さないでくれというのが、一番印象に残っております。そして、浅川町には食べ物を作るところがないから、ぜひできればレストランという言葉もありました。そういう中で、子供たちの中には、僕がコック、調

理師になってこのレストランを開催したいなんて、そういう夢を与えていただいたのを、今よみがえってきました。そういう中で、本当に壊すのは簡単であります。1億円もあれば壊せるらしいです。でも、そのグラウンド、年何十回も使っているんですよね。それで、そういう子供たちの思いがあれば、簡単に壊すことは本当に難しいと思います。

それで、確かに今年は見学に1回も来ておりません。昨年は、私の記憶だと1回です。ところが、その1回、2回来たのは、変な電話なんですよ。やっぱり引かかるような、そういう電話が多ございます。ですから、やはり東京の人たちを見学で呼んで、いろんな形で使っていただけるのが幸いですが、今、企画というか、総務課のほうでも間違いなくやっているとは思いますが。

それと、もう1点。これはちょっと話がそれますが、これご存じだと思います。3年前に、山小が学石のサッカーのクラブが使うということで、契約寸前まで行ったんですよ。それが破棄された。私は物すごく不愉快に思っております。そういう中でも、やはり今、学石は物すごくマンモス学校ですから、いろんなクラブがありますから、今、再度、前の水を流して、そういうスポーツのクラブの寮、あるいはグラウンドを使っていただけるようお願いをしているところです。本当にいい結果が出ればいいなと思っております。

なお、補足説明を総務課よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足の答弁をさせていただきます。

1点目ですが、利活用の実態調査、こちらにつきましては、私ちょっと聞き漏らしたんですけれども、文科省の廃校プロジェクトの中のことを言っているのでしょうか。

〔「いや違う」の声あり〕

○総務課長（生田目源寿君） それとは違うんですね。その中にも実態調査はございます。そちらかなと思ったんですが、それ以外でしたらば調査は行っておりません。

2点目につきましては、里白石小学校、ご存じのとおり校庭の一部が借地となっております。進入路と、具体的に言いますと校庭の南側となっております。こちらにつきましては、地権者の方と15年契約で、来年度がちょうど更新となっております。今回、改めてこの件も含めまして、地権者の方とよく交渉をしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） どうもありがとうございました。

いろんな町長の思いというのは、よく分かりました。

それで、利用実態調査はないと。ゼロだということと、それから一部民地の部分については、ちょうど15年契約の更新時期が当たるということです。

それで、今、総務課長からあった、みんなの廃校プロジェクトには、里小・山小とも登録されているのを私も確認しております。登録されています。

それで、これからなんですけれども、廃校利活用の一つの案として、私ちょっと提言したいことがございます。浅川町は、福島県市町村面積なんかでも46位の狭い町です。これは皆さんご存じのとおり、本当に狭い町

です。だからこそでき得る対応もあります。当町のどこに住んでいても、車を利用すれば、里小・山小に行く場合、それほど時間はかかりません。例えば天栄村なんかは、端から端まで行くの大変な時間がかかります。そういう意味合いからすれば、すごくコンパクトにできている町でもあります。

城山再開発が、多分いろんな形の中で話題には出てくるんですが、再開発が厳しいと、状況下の中で、両校のグラウンドや建物を利用することを最優先で考えたいと。私も先ほど町長からあったように、何億もかけて壊すというよりも、再利用ができるのであれば再利用のほうに、私はそういうふうに考えています。

それで一つ、先ほど来から、公園設置の話が同僚議員の中でもいろいろ飛び交っています。公園設置は町民アンケートで常に上位に入る要望です。令和6年5月の広報にも、公園を望む声が私もあるというふうに見えています。それで、山小においては、自然豊かな環境を生かしたスポーツや、自然学習の場として再生できるものと考えていますし、何を町民が望んでいるかの前提に立ち戻って考えれば、すばらしいアイデアが生まれると思いますし、関係人口だとか交流人口が、それによって増加するんだということも考えられると思います。

5月に、町長による活動報告4号が折り込みとして入りました。その中に、先ほどもちらっと出たんですが、浅川町には大きな公園や大きな遊具等がないとの問いに、山林を利活用して大きな公園ができるように検討したいとありました。町民の要望に応えることに対しては敬意を表するんですが、私は逆なんです。今ある資源を有効活用するということは、ゼロカーボンシティを発表した当町の方向性や進む道としては、既存建物の活用を踏まえて発想するのも必要ですし、例えば里小の各教室内に、里小がどのぐらい持ってどうなのかという中身への状態が、今、現状がどうなっているかというのは私も詳しくは分からないんですが、1週間にいっぺんぐらいですか、1か月に三、四回はあそこの上まで上がって、ちょっと校庭を見たり校舎を見たりはしているんですが、確かに窓を開けて維持管理されていると私も確認しています。

中がどうなっているかというのは、なかなか入っていけないので、その辺の確認はしていないんですが、例えば里小の各教室内に遊具を設けて、いわゆるよくあります、今、東京あたりも広場を使うよりも室内の中に、キッズワールドじゃないですけども、その中に遊具と簡単なけがのしないような、例えばゴムのボールを置いたりとか、そういったものができるんだろうというふうに思いますし、子供たちのいわゆる集まるところに再利用するとか、それから保護者とか高齢者のコミュニティーの場としても図られるんじゃないかなと思いますし、春夏秋冬を通じて、家族にて安心して遊べる天然芝、グラウンドは天然芝による公園として整備等も考えられるんじゃないかなと。

先ほど、公園の要件にいわゆる木、遊具じゃないんだと。いわゆる自然の木だったり、桜だったりツツジだったりいろんな木があって、そこに虫たちがいっぱい集まってくると。そういう中で、天然芝をあそこのグラウンドに植えて、それであそこで家族全員がいわゆる遊んでいける。それから、教室内でいえば、そういったもののあれがある、おもちゃ等もあるというようなことで、考えていただくわけにはいかないでしょうかということなんですが、町の考えちょっとお伺いしたいなと思います。

それで、日常生活圏などでコミュニティーの場が、本当に町民同士のつながりが希薄になっています。それで、町、行政の中も、推進委員会についても、ちょっと希薄になっているなというふうに私は感じられます。町民が主体となつてつくり上げるネットワーク、それから地域のコミュニティーの在り方を問われる時代になっているんだろうなというふうに思いますし、かつて我々のときはそうだったんです、活動の拠点だったと。

保護者を含めて活動の拠点だったことには間違いないし、廃校となった今でも、学校はそういう役割を担っているんだろうというふうに私は思っています。

廃校の価値というのは、そこにあるんだと。逆に言えば、廃校になったから終わりじゃなくて、廃校の価値はそこにあるんだと、新たなコミュニティーを生む場所になるんだということだと思います、私は。だからこそ、一刻も早く、町民の合意とともに全体的活用方法をまとめなきゃならないと思いますし、設備等の陳腐化の、いわゆる設備の陳腐化したら何にもなりませんので、それとの競争だろうというふうに思います。

これは、先ほどの一つの質問にも関係するんですが、町は利活用の方法の全体図をいつまでに町民等に示すことができるのか。利活用の推進委員会の計画の策定もそうなんですが、いつまでそういったものが町民の皆さんに示すことができるのか。こちらの2点をお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 公園整備あるいは遊び場、今ある資材を活用したらいいんじゃないかというのを、今いただきました。これも一つの案だと思っております。すぐに答えは出ませんが、様々に検討して、とにかく町民の税金ですから、子供たちのため、あるいは高齢者のために使っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足答弁させていただきます。

改めてなんですが、先ほど町長が一番最初に答弁した内容なんですが、校庭と体育館につきましては、常時使用団体が利用しております。それが実績となっております。問題は校舎なんですね。先ほど木田議員さんも言いましたその費用対効果も含めてなんですが、校舎の利活用を、改めて仕切り直して委員会を、まず庁舎内の委員会は存続しておりますから、メンバーもおりますので、改めてまず庁舎内でもんでみて、その後に推進委員会たるものを検討したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そういう意味で今どういう状況になっているのかなということで、今、浅川町の廃校の利活用を考える部署というのは、小学校跡地利用推進委員会のみなんです。ほかにないですね、そういうことを考えているところが。いろんなアイデアは各部署にあるんだろうと思います。ただし、それをまとめ上げて、計画として町長に説明したり、我々議会などで合意形成したりという部署はその推進委員会のみ、一つだけなんです。ですから、その活用が、両校のいわゆる廃校の命運を握っているというふうに思いますし、そのために先ほどどういうふうな財産として、普通財産といえども、既存ストックを有効に活用することが大前提です、町は。ですから、普通財産に持っていたからといって、それでいいわけではないんですね。

一見すると行政財産に注目しがちですけども、町が所有する普通財産が埋もれていないか。ほかにもどういったものがあるか私もちょっと承知していないところもあるんですが、無駄に維持費だけ歳出していませんかという原点に立ち返って活用することが重要だと思いますし、廃校等の活用についても国も様々な補助制度設けていますが、先ほど町長からもありました解体は、これ対象外なんです。町単独の非常に厳しいと、単独で解体の費用を捻出しなきゃなりませんので、厳しいんだというふうに思います。補助制度はないと、私、認識しているんですが、もしあったら後で教えてください。これないと思います。解体に関する費用は持ち出し

だというふうに考えています。

だからといって、解体費用がかかるんだから廃校をそのまま放置するというわけにもいかないんだと思います。自治体の財政を圧迫する負の遺産になることはないかと、長期的な視点に立つことが重要です。全国的に見ても廃校の再利用は多様ですけれども、成功例はさほど多くないんです、実際のところは。いろんなことで再利用されているんですけれども、成功していましたよというのはそんなに多くないんです。結局、維持管理が大変なんです。維持していくの、だんだん先細りしちゃって、結局最初に大上段に構えた再利用が、どんどん鉛筆の芯みたいに細ってくるということなんですね。ですから、廃校のモチベーションの維持をどんなふうに保っていくかということが一番重要だと思う。これは、公園でも何でもそうなんです。公園も遊具は設置しましたよ、ただしそれも必ず更新だとかなんかが必要になってきますし、維持管理していて陳腐化すればペンキを塗ったり、いろんなところでやっていく。ほかの例を見てもそうなんです、どんどん廃れていくというような状況があります。

維持管理が非常に大事だということは皆さんもご承知だと思うんですが、先ほど、話戻りますけれども、廃校にしてもあまり成功例はないということです。ですからこそ、住民、関係者、行政との間で情報の共有、今後の施設の在り方について共通認識として合意形成をするということが一番重要ですし、住民、地域ニーズに合致した公共施設、再生を期待したいというふうに私は思っていますし、一日でも早く、町の地域資源である里小・山小の利活用方法が見える形で町長から発信していただければなというふうなことを強く望んでいきたいと思います。

本当に繰り返しで恐縮ですが、それに対しての町見解を伺うとともに、ぜひとも、本気になっていないとは私言いません。言わないんですが、本気になって考えないと、下手すれば私の、先ほどちらっと出ましたけれども、浅川座のようになったらおしまいです。ならないという確約はないんですね。何年も過ぎればどんどん風、雨にさらされて、使っていない、窓は開けているんでしょうけれども、どんどん細かいところが駄目になってきます。ぜひとも早めに、時間が私はないと思っています。

それをどういうふうにするかは、町のほうの推進委員会等で考えてもらって結構なんですけれども、ぜひとも再利用の話を地域の皆さん、ひいては町民の皆さんにお示しできるような計画を、ぜひとも立てていただきたいというふうに切に、本当にお願ひするし、それこそ一步一步、先ほどの公園の話じゃないですけども、一步一步進んでいただきたいなというふうに思っていますので、最後に町の見解を伺って終わります。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これ本気で考えていますよ。議員さんもこれ、反問権ありませんが、議員さんも本当にこれやったほうがいいだろう、何々やっていく、そういう利活用をどんどん示してくださいよ。議員さんが今10名おります、本当に。そういう中、私あまりそういう意見を聞いたことありませんよ。我々、一生懸命、私なんか今年特にそうですよ。改めて、今、学石のほうに、一時ありましたが、足を向けて頭下げて、何とか学石で使ってくださいというお願ひをしているんですよ、今。でも簡単に、はい分かりました、あるいは東京に行って、いろいろ企画商工課とやっておりますが、はい分かりました、じゃ、浅川に行きますというのはないんですよ。今、ここを企画商工課に変わってから、さらに一步も二歩も進めているところなんですよ。

今、本当に私たち物すごい厳しいですよ。なぜならば、あの小学校閉校するときには、本来であれば5年前に閉校するということを決めなくちゃいけなかったんだよ。それを来年から閉校しますといたら、その利活用できますか。できないですよ、だから今こうやって苦しいですよ、我々が。でも、私が町長になった限りは、泣き言言っていられないんですよ。だから、私は常に足を運んで、あちこちでお願いをしているところですよ。私は今まで中途半端したことありませんから、この6年間。よく調べてください。

ですから、この旧山小・里小、そしてまたこのいろんな問題は、とにかく今、一生懸命やっています。ですから、私は文句も何も言いません。いいアイデアがあればぜひ下さい。そして、話をすれば、もっと前に進むじゃないですか。ですから、とにかく私たちは、職員同様、物すごい今厳しく言っていますよ、本当に。聞いてください、職員に。庁議のときに、私、本当に言っていますよ。ただ、思い切って主導できないんですよ、今。パワハラだ何とかという言葉が、私本当は口悪くはないんだけど、性格もいいんだけど、ただ私、興奮すると厳しくなっちゃうんですよ。でも、本当に私の気持ち、あるいは職員の気持ちを少しでも分かっていたければ幸いですと思っています。とにかく前に進めますので、よろしく願いいたします。

○5番（木田治喜君） いいですか。

○議長（水野秀一君） 5回終わりです。

○5番（木田治喜君） 分かっています、質問じゃないです。

○議長（水野秀一君） 質問

○5番（木田治喜君） 質問ではないんです。ただ、今、私パワハラを受けているような感じがしましたんで、ちょっとだけ一つ言います。

私は、何もやっていないとは言っていないんですよ、一言も。言っていますか。言っていないんです。ただし、ここで議場の中で決めたことをやりましょうということを言っているだけです。それは、我々も皆さん全員がいろいろ考えているんだと思います。そのために皆さん議員になっているんですよ。町をよくするためにはどうするか、町を一つずつ、一步一步上げるにはどうしたらいいか、常に皆さん考えているはずですよ。でなきゃ議員になっている人なんか一人もないはずなんですよ。それを町長のところに行って、こういうのはどうだ、ああいうのはどうだというごちゃごちゃ言うよりも、まず内部でこういう方向性があるんだということを示していただければ、我々もいろんなアイデアを示すことができます。だけど、基礎となる計画が一つもなければ、その話にもならないわけですよ。計画、方向性だけ示してくださいということを私は言っているんです。

町長たちが何もやっていないなんて言っていないんです。よくやっていることを私はもう知っています。動いていることも知っています。いろんなところで聞きます。ですから、町長自らがそういった営業努力をしているんだと、トップセールスやっているんだということは重々分かった上で、それでももう5年もたったんだね、どんどん過ぎていくよと。どんどん使い道がなくなっていくよという、幅が狭まっていくよという状況の中で私は言ったつもりです。ですから、私は町長とか役場職員の方に対してそんなこと、おまえら何もやっていないんじゃないかという話を一言も言ったことはありません。私としては、先ほど冒頭言ったはずですよ、敬意を表していますという話をしているはずですよ。ぜひとも、その辺のところは議事録で読んでください。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に進みます。町長、駄目だよ。

次に、質問順5、4番、兼子長一君、（1）浅川町の山林保全についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 4番です。

浅川町の山林保全についてちょっとお聞きしたいと思います。

今、町内の山林において、広い範囲で伐採されている箇所が幾つか散見されております。山林は、土砂崩れなどの災害を未然に防いだり、水源地を守るなど大切な機能を持っていることから、3点ほどお伺いをいたします。

1点目ですが、伐採事業者との間で、浅川町地域森林計画に沿って伐採面積などの協議は行われているのか。また、森林法に基づく許可は受けているのか。これは県の許可でありまして、面積が1ヘクタール以上伐採する場合は許可が必要だということでございます。

2点目、伐採後の植林を行うなどの指導はしているのか。

3点目、民有林が外国資本に譲渡される案件が日本各地で、今、問題となっております。浅川町においてはこういった事例があるのか、把握をされているのかお伺いします。買主が県外だったり、あるいは外国人だったり、1ヘクタール以上の売買ですね。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、森林法第5条に基づき、県が立てる地域森林計画の対象である民有林の立ち木の伐採を行う場合は、町へ伐採造林届出書の提出が義務づけられております。町では、その届出内容につきまして、伐採面積も含めて、町の森林整備計画に適合しているか確認しております。また、森林法に基づく許可については、届出者から申請があった場合、適合通知書を発行しております。

2点目につきましては、伐採後の植林等の指導については、届出の際の造林計画書により確認し、町の森林整備計画に適合していない場合については、計画の変更を指導することとなります。

3点目につきましては、現在、町内において民有林が外国資本に譲渡される案件は把握しておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 1点目なんですけれども、町の森林計画に沿ってそういう伐採する際の届出があって、それを確認していると。森林法に基づく許可は県の許可なんですけれども、この1ヘクタール以上の、これはちょっと通告にはないんですが、実際、これ1ヘクタール以上の伐採は何件あったですかね。その辺ちょっと、再度、答弁をお願いします。

それから、伐採する目的、伐採した後の目的などについては、その申請書に明記されているんでしょうかね。何か例えばソーラー発電所を造るとか、何かそういう目的があるのかどうか。そういう案件はあったんでしょうか。ただ伐採して、木材を搬出して終わりだよというだけの申請書だったんでしょうか。その辺の内容、分

かる範囲でお願いいたします。

あと、2点目の植林の指導は、今、町長答弁のように、その造林計画をチェックしてそれに沿わない場合は指導するというので、植林の指導は明確にしているのかどうか。その辺がちょっと、今、答弁で分からないんですが、植林をしなさいというふうに、何でしょうか、指導はできないんでしょうかね。単なる伐採のそういう申請書が来て、一応、町の計画に沿っているからいいよ。造林計画というのは、多分、植林のための計画だと思うんですけども、それに沿ってその計画、何というんですか、エリアに入っていないから、じゃ、伐採ただけで植林はしなくてもいいよとなっちゃっているんでしょうかね。その辺、やっぱり心配されるのは、伐採後のいわゆる土砂災害ですよね。これがちょっと心配されるので、その辺の指導はどうなっているのか、再度お聞きします。

あと、3点目については、こういう外国資本が買ったとか、そういった案件は浅川町においては無いということなので、これは安心しました。

再度、お聞きいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうからお答えいたします。答弁します。

まず、1点目の面積1ヘクタール以上の伐採、それから2点目に聞かれました目的についてなんですが、こちらにつきましては、1ヘクタール以上の土地の形質変更が必要な場合のみ、県の林地開発許可を取ることになってございます。町のほうに届出されるのは、森林法5条で立てられました県の地域計画に入っている森林につきましては、1本であっても立ち木を伐採する場合については届出が必要になってございます。

また、植林の指導とそれから土砂災害の心配についてなんですが、まず植林の指導につきましては、町長答弁にもありましたとおり、伐採のときに届出してもらいます造林計画書により確認いたします。伐採後の造林につきましては、造林計画書に人工造林か天然更新ということで造林を計画していただくことになります。今現在、浅川町の計画ですと、もちろん造林計画書により人工造林が計画されている場合につきましては、計画どおり造林していただくことになりますが、町の今の現在の計画ですと、森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況、伐採面積等の条件によりまして、植栽の必要がない森林につきましては、天然更新のほうを認めておることになっております。このことから、造林計画書によりまして天然更新の計画が計画されている箇所もございます。

それから、土砂災害とかの心配についてなんですけれども、確かに最近の浅川町の伐採の届出とかを見ますと、主伐、皆伐が多い状況にはございます。浅川町の森林整備計画では、択伐による複層林施業を推進すべき森林におきましては、皆伐が計画されないようにというふうに計画しておりますが、今の浅川町の計画ですと、皆伐を制限している区域はございません。ただ、城山ですとか、それからアカマツの保護の観点から、一部皆伐を保護している地区もございます。また、議員さんおっしゃるとおり、災害の防止や土壌保全、それから水源の涵養とかの観点から、伐採の延長を推進すべき森林というところもございますので、引き続き、計画に沿った届出となっているか確認しながら進めている状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 詳細な答弁ありがとうございます。

今、この県の許可、該当になるのは形質変更、いわゆる造成ですね。山を造成してソーラー発電を造るとか、あるいは何か大きな建物建てるとか、何かやるという場合はこの許可の対象だという答弁だと思うんですけども、そうすると、今、浅川町であるこの広範囲な伐採はそういう造成目的ではなくて、いわゆる木材を搬出する、切って搬出して売るといふ、こういうののみの、今、伐採だということなんですかね。その辺、確認したいのと、いわゆる1ヘクタール以上の許可案件はなかったということですかね。

それと、植林ですけれども、今言ったように、人工造林とあと天然林ということで、切ったまんまでも、そのままほっとけばまたそれ木が生えて、広葉樹林、いわゆる葉っぱが落ちるものは自然と生えてくるんでしょうけれども、ただ杉とか松とかは、これなかなか一度切ってしまうと難しいのかなとは思いますが、果たしてそれでいいのかどうか。町の森林計画がそういう方針であるから、植林してくださいという指導もなかなか難しい。だから、今、皆伐、要するにみんな伐採ということですよ。そういうことで認めざるを得ないという状況が実態だと思うんですけども、ただ、やっぱりその辺でそのまま伐採していいですよという、そういう行政指導で法律、条令、計画の限界はあるんでしょうけれども、その辺よく考えていただいてですね。

私、一番気になっているのは、畑田の奥、鉢田地内と鮫川村の西山地区の境界で、すごい広範囲で伐採しています。あそこの山が、万が一、大雨とかで土石流が発生したらば、これ大変な被害が発生するんじゃないか。あそこには砂防ダムがございますよね。砂防ダムがあるということは、やっぱりそういう危険性がある地域、地形なんですね。だから、そういうことも勘案して、そういう伐採事業者から届出があった場合は、やっぱりその辺十分チェックをしていただいて、やはりそういう行政指導も必要なのかなと思います。

それから、今、課長答弁あったように、木1本切るだけでも、民有林、町の計画対象地はこれができませんから、ちゃんときちんとした手続にのっとってやる必要があるというのは、それは分かりました。

それから、今は各県の行政機関も連携して、上空からヘリコプターなどで随時パトロールしています。山林で広範囲に伐採している場所があるとか、あるいは何か不法投棄があるようなところは、県警ヘリやら防災ヘリでもう巡回して、そういうので横の連携でいち早くキャッチするという仕組みにもなっていますんで、そういう観点から、今後もこの山の問題、今、木材の需要が多くなっているがゆえに、浅川町に限らず、近隣町村で相当広範囲な伐採行われていますんで、そういった観点からあるし、浅川町ゼロカーボンシティ宣言していますんで、あまり伐採したんでは二酸化炭素の抑制にもならない話になってしまうので、そういうのも含めて、今後の指導をお願いしたいと思います。

以上、答弁は結構でございます。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、7番、須藤浩二君、（2）タクシー補助券をより使いやすくの質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） タクシー補助券をより使いやすくについて質問いたします。

町民の方からの要望です。現在行っているタクシー補助事業を、水郡線の利用にも使える乗り物補助事業に  
していただき、使い勝手のよいものにしてほしいとのことです。

それでは、質問事項のまず1点だけなんですけれども、町はこの要望に応えることは可能でしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

このことにつきましては、ＪＲ東日本水戸支社へ問合せを行いました。ＪＲの見解としては、前例がなく、  
ＪＲとしても今後の検討課題としたいとのことでした。

また、磐城浅川駅舎内にて、切符の簡易委託販売契約を行っている方はおりますが、個人で現金立替えとな  
りますと、いろいろ問題は出てくるのかなと思っております。

水郡線活性化のためにはよいアイデアだと思いますので、今後もＪＲと協議を重ねていきたいと思ってい  
ます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ありがとうございます。

それでは、昨年度、令和5年度のタクシー券の利用された方の人数、人数を掛ければ、掛ける2万ですから、  
どのぐらいの発行金額かは分かるんですけれども、それで利用率、実際何人の方が申請してどのぐらい使われ  
たのか、答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 5年度実績ですが、新規の利用者は58名です。新規の申込みの方、58名。総交付  
人数でいいますと565人です。率でいいますと、

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、計算しておりますから、時間もったいありませんから私に答弁させてください。こ  
のタクシー券は、本当に買物弱者のために5年前やらさせていただきました。今、本当にこの利用券は、大変  
利用しやすいというお言葉はいただいております。それで、利用はどのぐらいになっておりますという、今、  
計算しておりますが、私はこのタクシー券はタクシー券で今後使いたいと思っております。

それと、ＪＲ活性化のためには、今度、対策会議で、今いろんなことやっていますから、やはり水郡線も利  
活用できるように、今、この前、先週ですか、石川の役場庁舎内で水郡線の11市町村かな、で話し合いを、総会  
を持ちました。それで、やはり今年90周年ですから、何が何でもやはり廃線は絶対に私はしないでくださいと  
いう意見は出しております。ですから、この活性化のためにも何らかの形で、町でできればできることをした  
いと思っています。

あと、今、去年からかな、サイクルトレインができましたので、このサイクルトレインもＰＲしながらやっ  
ていきたいと思っています。とにかく、タクシー券はタクシー券、水郡線利活用の交付は何らかの形でしたい  
と思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 交付率なんですが、概算でいいますと約4割となっております。40%、利用率がです。交付者に対しての利用率は約40%となっております。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 交付した人数というのは把握ができていない。交付した、実際に2万円の利用券を受け取った方は何人いるのか。その受け取った方の利用したのが40%ということでもいいんですかね。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） すみません、質問事項になかったものですから、今、計算はしているんですが、改めて申し上げます、5年度の実績は、交付人数は565人でした。支払額は153万円でした。ほかにございますか。

○7番（須藤浩二君） 実際にもらった人というのは分かんない。

○総務課長（生田目源寿君） ですから、交付人数が令和2年度スタートで、令和5年度までのトータルで565人となっております。

○7番（須藤浩二君） トータルなの。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ということは、令和5年度のタクシー利用券で町がお支払いした部分が153万円ということ認識してよろしいんですかね。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 今の答弁で、若干すみません、訂正がございます。

令和5年度は、集計が途中の数字を私言いました、153万は。トータルでいいましたらば、令和5年度は468万円となります。訂正いたします。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） これ3回目でもいいですよ。

それで、あらかた大体40%の利用率だと。

それで、町長、これこういうものにしてくれと言っている人の気持ちは、郡山の病院とか、塙の病院とかに通っている方なんです。やはり80歳超えると、家族から免許返納しろと言われると。そうすると、やはり息子や孫に、家族の人に、会社を休んで病院に連れていってくれとは言えないと。それで、タクシー券はもらっているんだけど、タクシーでわざわざ塙まで行くのもというのが声なんです、実情の。

それで、私も駅前の蛭田さんのところに行って、いろいろ話聞いたんです。仮に乗り物補助事業の2万円を利活用しますと、郡山往復が1,800円ぐらいです、約。1,720円だっけかな。そうすると、500円の券を3枚使って1,500円、あとの残りを200幾らを自分のお金で出して使うとすると、1年間通えるそうなんです、12回。1万8,000円分で。ですから、そういうものにしてもらったほうが。タクシー補助券を俺はもらっているんだと、ばあちゃんが言うんですよ。俺ももらっているんだけど、タクシーで行くところないんだと。だから、タクシー補助券、確かに使っている方にはすごいありがたいというのは分かっているんですけど、もう一歩踏み込んでもらいたい。

それで、蛭田さんとの話合いの中も、多分、町長の耳に入っていると思いますけれども、さっき町長言いましたけれども、一時立替えということね。ですから、その辺はもう甘えて、協力していただくということですから、協力していただいて何とか使えるように。そうすれば、塙に通う人も、福島の医大に通っている人もいるそうですね。そうすると、医大に行っている人、毎月行っているわけじゃないんだと。2か月に1回、3か月に1回だから、2万円あれば1年間通えるんだよね、こういう声も聞こえてきています。

ですから、何とか町長、さっきから言っているけれども、前向きに考えてください、一步一步。そうすれば、このタクシー利用券も、タクシーを使いたい人はタクシーを使う、J Rを使いたい人はJ Rを使うというような形で、その人たちにプラスになると思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） タクシー券で、私タクシーは使っていないから、このタクシー券で町内で買物できないかという問合せは皆さん聞いていると思いますよ。これ何件も来ているんですよ。ですから、私は言ったのは、タクシー券はタクシー券で使いたい。そして、J RはJ R、何らかの、今、協議をしています、それなりの補助をしたい。そしてまた、買物を商店街でできるのは、それ商工会でプレミア30%の出していますから、そういうので使ってくださいと私は答弁しておりますので、これは本当に一歩進んで、検討課題とさせていただきます。いろんな問題がありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 最後に、町長、来年度の4月は期待しています。よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）教育長の兼務職についての質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） 3件目の質問です。

教育長の兼務職についてお伺いしたいと思います。

教育長が、一般財団法人吉田富三顕彰会の運営する吉田富三記念館の館長を兼務しております。法律上の違法性はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

法律上の違法性はございません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条において、教育長の兼職禁止事項が定められています。地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長、地方公共団体に執行機関としておかれている委員会の委員、地方公共団体の常勤の職員等、これらの項目に該当しないため、法律上の違法性はございません。また、浅川町教育長の営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則第2条の、職務遂行に支障がないこと、この要件も満たしているため、問題はございません。

なお、教育長の兼務については、事前に文部科学省にも確認をしたところ、次のような回答がございました。教育長の一般財団法人浅川町吉田富三記念館館長の兼務は可能である。無報酬であること、また一般財団法人であることから、兼務するに当たって教育委員会の許可は不要である。このような文部科学省の回答をいただ

いております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今の町長の答弁の中の内容は、私も調べました。兼務は可能だと。そして、今、町長の答弁の中で、吉田富三記念館の館長を受けるに当たって、給与は発生しないと。ですよね。富三記念館からの給与は発生しないと。

じゃ、ここでなんですけれども、吉田富三記念館に非常勤で教育長が土曜日なり日曜日、また平日でも何か行事があるときに、今やっている教育長という立場を一時お休みして、向こうに館長としてのお仕事をしてくると。そうすると、じゃ、教育長っていつ休めるんですかということなんですよね。まして、富三記念館からは無報酬だと。労働の大原則である対価である給与が払われない。富三記念館はそれでいいのか。労働に対する対価を払わなくていいのか。富三記念館には、町から財源として2名の職員の給与として年間予算出しております。その辺はどうなのか。

私思うに、一つ垣根をつくんなきゃならないのかなと思うんですよね。町でお金は出しているけれども、富三記念館というのは一般財団法人という立派な組織なんですよ。ですから、館長は館長で置くべきなんですよ。館長が置けないからといって、教育長におんぶにだっこであんたやってこいよと、それじゃ教育長が潰れちゃうと思うんですよね、私は。ですから、兼務職が違法じゃないのは分かっているんですけれども、違法じゃないからといって、1人の人にあまり重責を担わせるというのはいかがなものかと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育長は休みがない、当然、教育長ですから、恐らく何あっても、私もそうであります。365日、常に体制は整えております。私この6年間、一度も休んだことはありません。正月も一時はコロナで、12月31日出て、1月1日から仕事しています。ですから、休み云々じゃなくて、やはり長に立った以上は、いざ何かあった場合は常に出る体制は整えていると思います。それが宿命だと思っております。

そういう中で、教育長の無償、お金は間違いなくもらっていません。お金はもらっていません、教育長は。自分から辞退しております。そういう方が、ほかの教育長もお金はもらっていない人もおります。そういう中で、いや教育長はせ니까だからどうぞといったって、やはりいろいろな運営、そんなに楽ではありませんから、自分から進んでやってもらっているのが現状であります。

なお、その気持ちを、今、教育長に確認させていただきます。教育長、お願いします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） まず、記念館ですが、これは町にとって、皆さん同じ認識だと思いますが、非常に重要な施設だと思っております。いろいろな意味でですね。ぜひ、私の思いとしましては、記念館の職員の皆さんと相談しながら、記念館を活性化していきたいと。少しでもお役に立てればと。そして、町のためになれば、浅川町のお役に立ちたい、そういう思いでやっております。まずはそれが前提なんですけれども。

それから、議員さんからありましたように、休みなしということでしたが、平日におきましては、職員の方から何か相談事があれば出向いて、そして相談に乗ってあげる。あとは、私からも企画面において、こんなふ

うなことをやったらいいんじゃないですか、ここはこうしたほうがいいんじゃないですかという、そういうアドバイスをさせていただいております。それは、本当にいつ行っているのかといいますと、毎日決まった時間ということではなくて、自分の意思で、私自身のちょっと今行ったほうがいいんじゃないかという、こういうことちょっと話したいなと、自分の意思で都合のつく時間に行っておりますんで、自分の本業であります教育長、これが支障になるようなそういう形は取っておりません。職務遂行の義務というのはありますので、まずはそちらが大事ですんで、それに影響するような記念館への行き方ということはしておりませんので、いろいろご心配をいただいておりますが、そのような本当に行けるとときに、都合のつく時間に短時間で相談に乗っているというところであります。

ということで、今いろいろご心配いただきましたけれども、法律に基づいて法の精神に反しないようにやっております。これからもそのように考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 私から言うのは、もうただただ、やはり財団と役場、執行側ですか、というのは、やはり垣根を設けるべきだという思いはいまだにあります。その中は、やはり先ほど申し上げましたとおり、教育長が兼務することによって、やはり体も大変になるだろうし、前任の館長さんのお話もいろいろ聞いております。館長という立場でのお付き合い、人脈、そういうもろもろのことを考えますと、やはり専任するのが今後いいのかなという思いは変わりません。町長、ずっとこのまんまいくつもりですか。それとも、やはり財団は財団で正常な形に戻す、将来的に戻す考えはございますか。再度お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） このことは、評議員、理事会でもお話をさせていただいております。それで、今、理事さんの方々、評議員の方々が、館長の代わりではありませんが、全面的に、今、出て営業をしております。特に、今、事務員の方も名前出していいのかな、これ。松本さんが館長みたいなことを今やっているのはご存じだと思っております。ですから、本当にこれから、じゃ、このままずっといくのかと言えば、お金も発生しますし、今、理事会からも評議員からも、あるいは事務員からも、今のところは全く苦情が来ておりませんので、もうしばらくの間はこのままいきたいと思っております。もし、何かそういう苦情があれば、あるいは教育長がもう駄目だと言えば、もうその時点で終わると思っておりますので、もうしばらくの間お待ちいただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 町長、将来的には元のスタイルに戻すような考えはあるのかどうか聞きたいんですよ。

このまんまやはり兼務職でずっといくのか、それともいつかはちゃんとした館長を迎え入れて、財団は財団で独自で運営していく、そのような元のスタイルに戻す考えはあるのか、その点だけお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4年間、館長を募集しましたが来ませんでした。そして、今までの、今、亡くなりましたが、内田館長さんみたいな方はなかなか現れません。そういう中で、いろいろ考えた結果、やはり吉田富三記念館に興味がある今の真田教育長に白羽の矢を立てました。そういう中で、本当にすばらしい内田館長みた

いな方が出てくれば、それは考えていきたいと思っております。本当に素晴らしい方がいれば、ぜひ紹介していただきたいと思います。これ学会のほうにもそういうお話はしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○7番（須藤浩二君） はい、ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順7、1番、須藤孝夫君、（1）大草地区テレビ電波受信状況の改善についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 地区的に大草のことで大変申し訳ないんですけれども、浅川町の受信状況は、ご覧のとおり、大草を除いて共同アンテナが入っているようなんですけれども、大草地区は全域が山間部にあり、地理的に困難なところから電波の悪い状況が続いております。特に、殿内、滝ノ沢、平田地区は、気象や日々によってはテレビの視聴が困難になっております。

そこで、1、大草地区のテレビ電波受信状況の改善について町の考えを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町内の地上波テレビの受信状況につきましては、大草地区を除く全地区が東京電力送電線による影響、または福島空港の航空機離着陸に伴う電波状況の悪化により共同アンテナが設置されておりますが、大草地区につきましては、これらの電波状況の影響が及ばないとの判断がなされたものと思われ、各世帯ともに従来のテレビアンテナ設置により視聴をしている状況です。しかし、地区住民の方からは、テレビの受信状態が著しく悪いとの声を以前から伺っておりました。

なお、町では、なぜ大草地区のみ共同アンテナが設置されなかったのかは、今となれば究明できかねますが、現在の受信状況を把握し、まずは東京電力の共同アンテナを管理している会社へ加入を要請することにより、テレビの受診状況の改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） そこで、昨日ですけれども、棚倉の駅前にあります日本フィールド・エンジニアリングに行って、状況をちょっと話ししてきました。今さらということではないんですけれども、いろんな話があったんですけれども、経費の状態とかであって、絶対無理だとは言っていないけれども、無理でしょうというような見解でした。

その前に、大草地区において、区長と相談してちょっとアンケートを取ってみました。戸数68戸あります。その中で、38戸が「かなり、また時々テレビの電波状況が悪い」というような結論です。局的にいいますと、年寄りが多いんでこういう結果になったかちょっと分かりませんが、「NHK」がトップです。その次「日本テレビ」、「TBS」等々であります。

以前、ちょっといろいろ、ここで言うってはあれなんですけれども、ちょっと動いてもらったというか、NHKさんに来て電波の状況を調べてもらいました。最低限ぎりぎり映るぐらいの電波の量だそうです。町のほう

でも何とかしてもらいたいというようなことしか、今のところ大草では方法がないんで、よろしくお願いしますというように感じないんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に全世帯がNHKはじめテレビを映るようになるのには、恐らく知っていると思いますが、共同アンテナを設置すれば、すばらしく映ると思います。でも、これ共同アンテナを設置すれば、まず町の補助はありません。そうすると、大草地区だけのお金になりますので、これは大草地区の住民が了承しないと思っております。でも、やはりこうやって映らない映ないと言われると、もうここ何十年、町では、今、本当にいろんな手を使っているのはご存じだと思います。それで、今、自分たちの電波が映る、何だっけか、ブースターを設置すれば映るわけでしょう、たしか。ですから、ブースターをまず設置していただきたいなと思っております。それで映らなければ、再度、町としてはいろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 今、ブースターという話あったんですけれども、NHKさんが来て受信状況を見たときに、ラインブースターというのがあるそうです。それをつけると、かなりよくなるんでないかという話がありました。値段はちょっと分からないんですけれども、そういうような助成というかな、そういうのがあれば大変助かると思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足答弁させていただきます。

先ほど来出ておりますテレビの、特にNHKの視聴が悪いということで、昨年の10月なんですけど、NHK福島放送局で技術者とNHKの東京からも営業の方いらっしゃいました。須藤議員さん同伴で、大草行政区内を電波の入る具合調査に歩ったわけなんですけれども、その後に町に対して報告書が届いております。NHK自体の受信は、結果的には届いているという認識になっております。しかしながら、今、議員さんからありましたとおり、大草行政区の視聴する方々の考えとNHKの見解は乖離していると認識しております。

町内の電気屋さんとも総務課職員のほうでいろいろ協議して、大草地区どういう対応が一番ベターなのかということも話あるんですが、原因としましては、我々9割方が、浅川住民の方は共同アンテナなので、従来の過去になりますが、テレビのアンテナを屋根に上げてテレビを受信しているというケースは、今ほとんど大草以外はなくなりました。そのケーブルなんです、ケーブルが劣化するとどうしてもテレビの受信状況は悪くなるということがあります。特になんですけど、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、大草地区どうしても中山間エリアなものですから、アンテナをいわゆる背戸山の上のところに立てると。そうするとケーブルが長いと。そのケーブルが劣化しているんじゃないかということも、NHKのテクニカルな方はおっしゃってました。これを交換するだけでも改善の可能性があるということが、NHKの見解です。

あと、もう一つ、最後にNHKの方が言っていた中なんですけど、これ国の話なんですけれども、今現在、総務省におきましては、昨年から有識者会議を開いておりまして、全国的に中山間エリア、難視聴地区、そちらの代替措置としてブロードバンドの代替を検討しているということで、早ければ年内に結論が出るという見解なんです。ですので、これを待ちながら、それと今は元旦の能登半島地震のNHKの急遽対応として、BSの3チャンネルはNHKの地上波と同じ放送を、北陸版にはなってしまうんですが、そちらを大草地区の方見てい

るという話も聞いております。

今後、先に戻りますが、改めて東京電力の送電線、こちらエリアになりますので、私どもも以前にも棚倉の事務所とは話はしていますが、改めてこちらからも話をしつつ、今後の国の動向を見たいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） フィールド・エンジニアリングなんですけれども、ゼロではないというような、先ほど言ったように、要望は町でもしてくれ、部落とするのか、この辺はどうなんだろうかね。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 今年度になりまして、棚倉町にあります東京電力の送電線の共同アンテナの管理事務所の日本フィールド・エンジニアリングの担当の方とは話はしております。改めて、行政区、町、どちらかといいますと、町民に対してのことなので町で対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） では、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）これから益々増えると予想される空き家問題についての質問を許します。

1 番、須藤孝夫君。

〔1 番 須藤孝夫君起立〕

○1 番（須藤孝夫君） これも全国的というか、ここにいらっしゃる方もみんな抱えている問題だと思いますけれども、私もそうですけれども、全国的な傾向で核家族化が進み、少子化が進み、空き家がどんどん増えていきます。浅川町も同様です。空き家は空き家になる前に何かできないかと伺います。今現在、戸建てで高齢者独り暮らし、または高齢者二人暮らしの世帯は何世帯あるか。また、年齢は幾つか把握していますか。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、

○1 番（須藤孝夫君） ちょっとその前にもう一つ上げていなかったんですけれども、現在の空き家は何戸あるか、分かればよろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○1 番（須藤孝夫君） すみません、飛んじやった。

○議長（水野秀一君） 通告してあるのかい。

○1 番（須藤孝夫君） ②、すみません、将来どうしても空き家になってしまう世帯に、町はどう対処していくか伺います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

1 点目につきましては、令和 6 年 4 月 1 日現在における戸建ての高齢者一人暮らしの世帯数は、65 歳以上が 267 世帯、75 歳以上が 153 世帯。戸建ての高齢者二人暮らしの世帯は、65 歳以上が 242 世帯、75 歳以上が 88 世帯

程度あるものと把握しております。

2点目につきましては、今後の空き家となってしまった空き家対策については、相続登記の義務化について定期的に広報するなどし、相続登記がされることで所有者を特定できるため、適正管理や解体をしていただくよう通知したり、空き家バンク等を活用して空き家の利活用を促進したりするなどして対応を図ってまいります。

なお、今年度より、移住者等を対象として、空き家の改修、再建築のための解体、調査費などの経費に対し、浅川町空き家改修等支援事業補助金の交付を開始し、利活用の促進を図っているところであります。

今現在、空き家は何件か、今、課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 今現在、把握しております空き家の数でございますけれども、こちらにつきましては、今現在、把握しているのは、ちょっと8年ほど前に一度調査をした数字でございます、270戸ほど当時あったと確認しております。

なお、今年度、予算を計上しておりまして、空き家の実態調査を行う予定となっております。空き家の数につきましては、若干増えるのではないかなというふうには見込んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 大草地区も同じですけれども、目に見えたという、予想されるという言い方しかないんですけれども、10年後にどうなっているんだというようなことを考えると、恐ろしい数字になるんですけれども、どの家も最初から空き家じゃなかったわけですよ。みんなで住んでいて、その次、大体は2人になって、1人になって、空き家になっちゃうんですけれども、いるうちは壊せない、いなくなったら壊せない。いつとか、大草地区もそうなんですけれども、だから周知してもらいたいというか、PRというか元気なうちにといったら大変失礼ですけれども、どうしていくんだと、そのお子さんもいるわけですし、東京に行っているんだかどこに行っているんだか分からないですけれども、相談するというか、そういう方法を取らないと、ますます増えてくると思うんですよ。

だから、そういうのを町でというか、相談するというか、家族で今のうちに何とか相談しておくようなことをしないと、一人暮らしの人に壊すのというか、しまいというのかな、それをしなさいとも言えないし、亡くなったら、今度、息子さんのところに電話しても連絡つかない、そのままだという、大草地区あたりも今のところ8件ぐらいあります。この間、袖山であったように、ああいう不審者が歩いて、たまたまそういうことはなかったんですけれども、誰が住んでいるか分からないようになっちゃったりする、不用心になると思います。

だから、今度、回覧で回りましたよね、これ。今、町長言ったように、空き家を活用してみませんか。これはあくまでも県外、町外からの回覧だと思います。そういう活用方法もあるんですけれども、今現在、元気なうちに、家族が相談してどうしていくというのを、少しでもやっていくような周知をしてもらいたいと、そういうことをしていつてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最初、今現在、空き家は何戸あるか、8年前には270戸でした。8年前がね。それで、

ご存じのとおり、今年度、予算を取って、空き家の調査に入りますので、新しい数字が分かると思います。それと、空き家になる前に家族に周知する、東京とかに行っている方に周知する、相談するというのは、今、現時点では大変難しいと思いますので、なお、各担当課と今後この空き家に対して、あるいはその家族に対してどういうふうに周知するか、今後、各課で相談させていただきます。今の時点では、じゃ、相談しますよとか言い切れませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順 8、3 番、菅野朝興君、（2）道路の停止線の再点検をの質問を許します。  
3 番、菅野朝興君。

〔3 番 菅野朝興君起立〕

○3 番（菅野朝興君） 町内の道路を自動車で通行しておりますと、停止線が消えているか、消えかけている箇所が複数箇所見受けられます。特に、集落の周りは交通事故の可能性が高いので、停止線の引き直しが必要かと思いますが、お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町内の道路における停止線については、町で管理している町道、県が管理している県道や国道などに設けられている道路交通法による交通規制であります。停止線は、車両が停止する場合の位置を示すことにより、交通の安全と円滑を図る目的として、横断歩道、一時停止、踏切及び信号機の交通規制が行われている場所に設置されております。これらの管理者は福島県公安委員会でありますので、適正管理について引き続き要望してまいります。

また、町道においては、道路交通法による規制がされていない箇所、団地内や三差路など、一時停止の交通規制までは必要はないが、停止して安全確認を行うことが好ましい箇所について、道路管理者が設置できる指導停止線を設けている箇所があり、引き続き交通の安全と円滑を図るため、更新や設置を行ってまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3 番、菅野朝興君。

○3 番（菅野朝興君） そうですね、車もそうなんですけれども、自転車の運転ということも、最近特に危険な運転ということでよくニュースで出ているかと思うんですけれども、子供の人も大人の人もよく分からない状態で、交通の規則が分からない状態で運転しているようなことがあるのかな。また、分かっているにもかかわらず何か無視しているのかなというところもあるので、やはりこの停止線というのはすごく重要なものであると思います。

特に、子供は停止線があったとしても、何か楽しいからといって、坂道をブレーキもかけずに停止線を越えていってしまうというようなこともありますので、子供にも分かるような、やはり自転車も止まるんだよというようなことも、これは学校の現場でも指導というところからやる必要があるのかなと思います。そのような指導がないような状況で、やはり大人になってしまっている人もいますのかなと。であれば、やはり大人の人も

何か交通安全教室じゃないですけども、そういうのを実施したりとか、また広報で停止線は必ず止まりましょうと、大人の人も率先して止まって、子供にもやはり止まらないといけないですよということをやっていくと。さらに、学校の現場で、小学校、中学校あると思います。また、こども園でもやっぱり急な飛び出し、危ないということで、これを周知させていくというようなことが必要であるかと思いますが、お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、自転車の危険が増加しているのは、私も存じております。それで、停止線で止まるのは、その人自身のマナーも必要かなと思っております。どちらにしても、子供たちあるいは停止できるような、そういう標識をつくるのは町だと思っておりますので、引き続きそういうマナーを守る学校の指導、あるいは停止線を町でできることは進んでやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、特に私が町内を見てというか、自分が回っているようなところで見たとくろでは、太田輪のところだったんですけども、その集落の周り、公園のところの丁字路というんですか、浅川の町のほうから太田輪のところに入っていくというようなところの、丁字路なのに停止線がない、何かもう消えてしまっているなというような箇所もありますので、やはりその部分もちょっと、そこだけではないんですけども、至るところに何かそのような箇所があるんじゃないかなということで、確認をしてやはり安心、安全な浅川町ということで、町内の人が安心、安全で暮らせるような町づくりをやっていっていただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 太田輪の丁字路、すぐ職員に確認させていただきます。

なお、そういう停止線が消えているところ、消えかけているところ、職員あるいは私も気になって見ておりますが、もしそういうところ失念していれば、早急にやらさせていただきます。当然、子供たちの安心、安全交通のために、引き続き頑張らせていただきます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（菅野朝興君） はい、ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順9、8番、上野信直君、（1）我が町の入札に官製談合や情報漏洩は絶対ないと断言できるかの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 石川町で官製談合防止法違反と競売入札妨害の疑いで町長が逮捕されました。一昨日は、贈収賄事件として再逮捕とも報道されました。こうしたことが本当にあったとすれば、住民を裏切るものであります。我が町の入札は公正に執行されているか、以下3点伺います。

1点目です。石川町長の逮捕という事態を町長はどう受け止めているのか伺いたいと思います。

2点目です。新聞報道は、石川町で問題となった入札の落札率は、98%台で高止まりしていたと指摘をしています。しかし、我が町の入札でも、これまで予定価格や最低制限価格に極めて近い落札が何度もあり、疑問

視する町民の声は以前からあります。町長は、我が町では入札は公正に執行され、官製談合や情報漏えいは絶対にはないと断言できるかどうか伺います。

3点目です。今回の逮捕を受けて、石川町は、防止策をつくるための第三者委員会を立ち上げると報じられています。我が町においては、官製談合や情報漏えいを起こさないためのさらなる対策は考えているかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、当然あってはならないことで、非常に残念でなりません。石川地方5町村の同じ首長として、長年共に歩んできた中での事件であり、裏切られたという気持ちが率直なところでございます。

2点目につきましては、おただしのとおり、強く断言できます。

3点目につきましては、常日頃から、私も含め職員は、公務員としての自覚を持つことにより、服務規律の徹底に努めているところでありますが、この事件を機に、対岸の火事と思わず、より次元の高い倫理を持つよう、さらなる意識徹底を指示したところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 予想したとおり、当然の答弁でありました。

それで、ちょっと基本的なところから伺いたいんですけども、この情報漏えいで問題とされた予定価格、この決定過程ってどういうふうに予定価格って決まっていくのか。それから、予定価格って誰が知っているのか、役場の中でですね。この点をまず1点目として伺います。

それから、どの業者が指名を受けたのか、その予定価格、金額だけでなく、指名を受けた業者が誰なのかということも外に漏らしてはならないと、これも秘密事項ですよ。今日の新聞でも、どこかのセクハラ町長が入札業者を漏らして、そして再逮捕されたみたいな話が出ておりましたけれども、この入札に指名を受けた業者が誰なのかというのを知り得る立場の人というのはどなたなのでしょう。その点も伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、予定価格は、当然知っているのは私と担当の一部だと思っておりますが、なお、後ほど担当課より説明させていただきます。

あと、どの業者が指名を受けたのかも、これ恐らく何人もいないと思っておりますので、なお、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足答弁させていただきます。

まず、1点目ですが、情報漏えいは、先ほど町長が答弁したとおり、ないものと認識しております。予定価格なんですが、町長答弁のとおりなんですが、担当課長が町長室に來まして書いていただきます。そちらは封印しまして、入札の当日まで出納室の金庫で預かってもらっています。

あと、入札を執行するということは、事前に指名委員会を開くわけなんですが、指名委員会、事業課でいい

ましたらば、建設水道課もしくは農政課等、教育委員会等ありますが、担当者そして担当課長、担当の管理職の職員、課長含めて。それと、指名委員会のメンバー、こちらは5人おります。副町長を筆頭に総務課長、建設水道課長、教育課長、保健福祉課長、農政課長とおりますが、このメンバーの指名委員会でもみまして決定としておりまして、町長に決裁をいただいております。それらのメンバーの者が知り得る立場となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そうすると、まず工事の設計価格というのを積算しますよね。これ役場の職員の方が積算するのか、そういう職、できる人がいるのかどうかちょっと分からないんですけども、設計業者に委託をしたり、あるいは県の何かそういう機関、たしかあったと思うんですけども、そういうところをお願いをして設計価格を出します。その設計価格を指名委員会に出して、この金額のこういう工事ができる業者、どこが適当でしょうかということで、何社か指名の案が指名委員会に出されますよね。その案が町長のところに行って、その設計価格を踏まえて、町長が何パーセントこれは削りたいとかいうことで、予定価格を町長のほうで設定すると。先ほどの話だと、その場で封印をして入札のときまでは開かれないと言うんだから、予定価格を知っているのは町長だけ、こういう理解でよろしいですね。

それから、どの業者が指名を受けたのかというのは、これは指名委員会のメンバー、先ほどおっしゃいましたけれども、皆さん分かるわけでありましてけれども、指名委員会の指名に関する要綱を見ると、指名委員会メンバーの皆さんは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと、この2条のほうでそういうふうになってますから、どの業者が指名を受けたかというのは漏らしてはならないと、こういうことになりますよね。

私、以前、もう今は古い話だからいいと思うんですけども、公民館で何かの入札やったときに、全く見知らないところの業者の人が来て、担当者に聞いていたと思うんですけども、ほかに指名を受けた業者はどこなんでしょうかと聞いていて、今ちょっと待ってくださいと言って教えていたんですね。私、当時はそういう知識全くなかったんであれだったんですけども、今はそういうことは絶対ないと、こういうことで理解してよろしいですか。

それから、仮に公民館の例えばエアコン修繕するというときは、担当はこれどこになるのかな、公民館になるのかな、館長が担当するんですかね。そういうときに、指名業者、誰が指名を受けたかというのもこれ分からないということになるんですか。教育課長が、あるいは教育長がこれ何かそこら辺をあんばいするのかどうか、どういうふうになっているのか、そこも併せて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、予定価格の決定方法についてでございます。

先ほど、再質問の中で、設計額と予定価格というお話が出てきました。設計額は設計書を、設計図面とか数量計算書に基づきまして職員が積算する場合もありますし、業者で委託という場合もございます。その決定されたものにつきましては、担当者を含め担当係、担当課長、それから町長まで決裁が回って決裁を受けるとい

う形になってございますので、それに目を通した方は設計額を知り得るということになろうかと思えます。

また、そこから予定価格の算出の方法でございますけれども、おただしのとおり、過去には町長の段階で設計額から何パーセントを切るというような算定方法をしていた時代もあったと記憶しております。ただし、これに関しましては、やはりその価格を知っている人が特定されるということからすると、もしそれが例えばびったりだった場合に、それを透明性という点で疑われるというところもございますし、さらには国のほうの指針で、適正に設計したものを歩切りすることは厳禁というふうに通知が来てございますので、はっきりとは申し上げられませんが、設計額から予定価格において歩切りする、金額を少なくするということは厳禁というふうにされているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野さん、公民館のほうもですか。

○8番（上野信直君） さっき課長だということで、公民館の現場の方は必要なんですかという質問をしたんですけれども。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

公民館の場合なんですけれども、先ほど建設水道課長がお答えしたとおりでございます、公民館の場合は、じゃ、どなたがということになると、担当者、担当の係の者が設計額なり業者さんなり出していただいて、それを担当課長のほうで指名委員会に上げて、それで指名委員会のほうで決定していただくということになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そうすると、今、浅川町では、設計価格が予定価格になっていると、こういう理解でよろしいんですか。

以前、ある人から聞いたんですけれども、国の補助事業の場合は、後で会計検査院が入ってきたときに、歩切りをやっていると、これ何でこういう歩切りをしたんですかと説明を求められて、合理的な説明ができないと大変困ることになると、こういう話でした。でも、歩切りをするのに合理的な理由がある場合もある。例えば、工事現場が八溝碎石から極めて近いところで、運搬費がそんなにかからないというような場合は、これは削っても合理的な理由なんだということで、必ずしも設計価格にこだわる必要はないんじゃないかと、こういうことでありました。でも、そういう考慮はなくて、今、浅川町は設計価格が予定価格になっていると。つまり、予定価格でそれがそういうことだとすると、予定価格というのは、町長だけでなく指名委員会の方々も皆さん知っていると、こういう理解でよろしいんですか。その点を確認したいと思います。

それから、さっきのエアコンの件は、課長のほうは分かっているけれども、例えば公民館の館長は分らないと、こういうふうな理解でよろしいんですか。その点を、再度、確認したいと思います。

それで、一番言いたいのは、こういう問題が発生して、町長は、早速、職員の皆さんに対して、対岸の火事と見ないでさらなる意識の改革をと、気持ちを新たにしたいと、こういうふうな訓示をされたということなんですけれども、それだけにとどまらず、石川町では専門家を集めて、組織的にどうやったらこういうやつを防げるのか、減らしていけるのか、こういう対策を練るということなんですから、そういうものの推移を見

ながら、やはり浅川町の今のシステムについて改善すべきところを注意をしていって、改善すべきところがあればそれは改善してほしいというふうに思うんですけども、その点を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全くそのとおりだと思います。改善できるものは改善させていただきたいと思います。まさかこういう事件がこの管内で起きるとは、全く本当に予想もしておりませんでしたので、本当に突然でびっくりしております。ですから、今、改善できるところは改善しますが、今後どのようにすればいいのか、課長あるいは庁議で諮っていきたいと思っております。

そのほかあれば、担当のほうから説明させていただきます。

とにかく、まさかこういうことが一般質問で来るとは思っていなかったのでありますので、私は断言して、私はじめ職員はないといまだに信じております。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、予定価格と設計額の件でございます。

はっきりと同じですと申し上げることはできませんが、平成27年か28年ですか、公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に伴いまして、それに伴う発注者が厳守、守るべき事項の中に、歩切りは厳禁ということでございますので、そちらを遵守しているというところでございます。

予定価格につきましては、事後公表しておりますけれども、設計額は公表しておりませんので、見た目では同じだということでは分からないんだとは思いますが、今、申し上げたとおり、町といたしましてはそれを守っているというところであります。

また、過去には、おただしのとおり、国の補助事業なんかですと、やはりそういった指摘もあるということで、国の補助事業につきましてはあまり予定価格を下げないとか、そういったこともしていたというような記憶はございますけれども、過去のお話でありまして、法律の施行後につきましてはそういった国の指針といいますか、指導を守っているというようなところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

公民館長は分からないのかというところなんですけれども、一連の事務につきましては、公民館長も決裁しておりますので内容は把握してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 3点目について、補足答弁させていただきます。

過日、今年度1回目になります指名委員会、開催しております。その際も、この石川町の案件につきまして、議題に出しまして協議しました。改めてなんです、こちらの庁議でも各課長に伝えておりますが、公務員の倫理、こちらを遵守して、このようなことがないようにということで、今時点では委員会を開く予定はしておりませんが、今後も指名委員会等で、この件につきましてはもんでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）町内の交通事故多発地点とその場所の事故防止対策はの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 3点伺いたいと思います。

1点目ですけれども、ここ3年間、町内で交通事故が多発した場所はどこでしょうか。多い順に3地点の発生件数と、その後対応した事故防止策、それから今後行おうと考えている防止策があればそれを伺いたいと思います。

2点目です。個別の話になりますが、カットひろしさん前の町道同士の交差点は、依然事故が多く、信号機の設置を求める声まで寄せられております。町の考えを伺います。

3点目です。役場庁舎と役場の駐車場の間には横断歩道がありません。毎日、多くの職員や来庁者が横断歩道のない場所を横切っています。これについて、子供たちには横断歩道を渡れと言いながら、これでは示しがつかないのではないかという声が、町民の方から寄せられております。どう考えるか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、石川警察署へ問合せをしたところ、大字浅川字月斉地内の国道118号ダイユーエイト付近の、町道月斉城山線の十字路交差点付近で6件。次に、大字浅川字古語宮地内の石塚管工業付近で、県道塙泉崎線と町道月斉線、荒町新町線、月斉城山線が交わる五差路交差点でも同じく6件。次に、大字浅川字大明塚地内カットサロンひろしさん付近の町道大名大塚背戸谷地線と町道大名大塚箕輪線の十字路交差点で4件となっております。

事故防止策としまして、県、町、警察と連携し、月斉地内と古語宮地内におきましては、止まれの路面標示や路面のカラー舗装の施工。大明塚地内におきましては、路面のカラー舗装等に加え、止まれの路面標示や赤と黄色の点滅表示灯などを設置しております。また、今後も車の運転者に注意を促すような対策を順次検討してまいります。

2点目につきましては、令和2年度において、この交差点開通に伴う要望活動への一環として、石川警察署へ伺った経緯があります。その際、信号機設置の条件に該当しないとの警察からの見解を踏まえ、町といたしましては、設置は困難であると認識しております。

3点目につきましては、警察の見解として、横断歩道同士の間隔は約100メートル取ることになっております。中学校校門横断歩道から約60メートル、コンビニエント緑川さん横の横断歩道からも約60メートルと近距離での設置となることから、いずれにせよ困難と思われますが、継続して警察と協議を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目はありがとうございます、分かりました。

月斉と古語宮、近接している場所なんですけれども、確かに交通量も多いし、地形というか道路も複雑で、確かに事故が起りやすい箇所ではないかなというふうには思っております。前から多いところでもありました。引き続き、対策に力を入れていただきたいというふうに思います。

2点目のカットひろしさんの前の交差点については、信号機の設置の要件には該当しないんだというお話であります。信号機設置の要件って、これどういう要件があるんですか。その辺を伺いたいと思います。

それから、信号機をつけてくれという人もいれば、交通量がそれほど多くないのに信号機をつけたらば、車が来ないのに赤信号で待ってなくちゃならなくなる。こういう不便が出てくるんじゃないかという人もいます。それで、中には両方一時停止にしたらどうだと、こういう話もあります。なるほど、もともとはあそこ、こっちから行くのには一時停止だったんですよね。そういうのもありますので、いろいろと検討していただきたいというふうに思うんですね。信号機設置の要件と今後の検討について伺います。

それから、3点目、私も危惧していたんですけれども、横断歩道の間隔が意外と近いから駄目なんじゃないかということなんですけれども、ということは、警察の見解は、役場の職員の皆さんは駐車場に車を止めたらば、中学校の横断歩道かコンビニエント緑川の横断歩道を渡って役場に来なさいと。これが警察の見解ですというふうに理解してよろしいですか。それから、100メートルの間隔が必要だというのは、これは法令上の要請なのかどうか、その点も伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目は担当課より説明させていただきます。

2点目の役場前の歩道は、今言ったそういう理解ではないと思います。私は、やはり職員も通っている、中学生も通っています。やはり、これ私は横断歩道が必要かなと思っております。それで、もし横断歩道ができれば、カラー塗装ありますよね。それを、今、要望しているところであります。夏になれば7時頃まで今明るいですよね。それで、夏はいい。冬は4時か5時頃暗くなります。大変危険であります。当然、そういうところを中学生たちに、横断歩道もないところを通すのはいかなるものか。夜、夕方、大変危険でありますから、できれば今カラー塗装を要望しておりますから、今いい返答があると思いますので、もうこの横断歩道に関してはもうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足答弁させていただきます。

まず、大明塚のカットひろしさんの前の十字路の件の信号ですが、信号機設置の指針でございます。こちらの条件が、大きく言えば2つあります。隣接している信号機と150メートル以上離れていること。これは該当しておりませんが、もう一つなんです、こちらなんです。1時間の往復交通量が300台以上となっております。

先ほど、町長答弁にもあったんですが、実は過去、令和2年に当時の担当課長が石川警察署に伺いまして、ここの交差点ができたので、改めて開通したので信号機を設置してくださいというお願いに行った経過があります。そのときの記録を見ているんですが、やはり警察とすれば今のような条項があるので、こちらに該当すればということが一つですが、あともう一つ、これは我が町ばかりではないんですが、福島県内の事情なんです、バブル期に設置した信号機がおのおの寿命を迎え、その更新に費用がかかり、新規の信号機の設置は望

めない。逆に必要のない信号機の撤去を進めているというそのコメントが残っております。

過去に記憶があればなんですが、簗輪のセブンイレブンあるんですが、そちらの信号機を県の公安委員会で撤去するという話があったと思うんです。そちらにつきましては、町で何とか話をしてお願いをして、現在に至るで信号機設置をしておりますが、そのぐらいの状況なものですから、改めて石川警察署とは話はしておりますが、条件的にはなかなか厳しいかなと思っております。

それと、飛びますが、役場前の横断歩道の件です。

こちらにつきましては、確かに我々も毎日横断しておりまして、来賓駐車場にしろ職員駐車場にしろ、道路反対側になっておりますから、物理上、道路を渡ることになっておりますが、100メートル100メートルのスパンはございますが、これを機に、改めて石川警察署に協議はしております。特例措置もあるのかなと思っております。ですので、ここは粘り強く、公共施設、町の一番トップの庁舎があるものですから、ここは横断歩道つけていただきたいという強い要望を改めて出したいと思っております。

それ以外につきましては、建水課長より答弁します。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、答弁させていただきます。

交差点の信号機のほかに、両方一時停止というお話がございました。これに関しましても、具体的には大明塚地内の問題となっている交差点のいろいろな協議の中でも、警察のほうに話をした経過はございます。実際に町内を見ましても、十字路、交差点で全方向が一時停止というところはございます。農協さんの十字路、あそこは全方向一時停止の規制がされております。また、変則ではありますけれども、町民グラウンド入り口の十字路は、3方向一時停止というような規制がされているところもございまして、そういったところも踏まえて、町といたしましても、そういった方向はできないでしょうかという相談をした経過はございます。ただ、警察のほうの見解といたしましては、やはりそういった交通規制は望ましくないと。本来はやりたくないようなことだそうです。どちらか、十字路の場合は優先関係をつけて、優先されるほうとそれから規制されて止まるほうというのをはっきりとしたいというところで、大明塚地内の交差点はあのような形になった経過がございます。

それから、役場前の横断歩道の件でございます。

横断は、横断禁止とされている場所以外であれば、横断することは基本的には可能というところだと思います。では、具体的にどこが禁止なのかといいますと、道路交通法上だと横断禁止の標識がある場所、それから車の直前と直後からの横断ですね。それから、横断歩道付近、これは横断歩道があるところは横断歩道を通らなければならないというようになると思います。それで、横断歩道付近がどの程度なのかというところにつきましては、こちら判例でおおむね30メートルというような判例が出ているようです。それから、横断歩道がない交差点につきましては、歩行者が優先されるというところがあるようです。ちなみに、高齢者、障がい者、子供につきましては、横断者が優先されるというような決まりがあるようです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、2点目のカットひろさんのところは、そもそも何か優先つけるのが間違ったん

でないかなと。設定当時もそういう声はあったんですけども、一時停止するほうを従来の旧国道のほうにして、新しくできたところは一時停止にしたほうがよかったんじゃない。旧国道は優先して、新しい道路のほうを一時停止にしたほうがよかったんじゃないかなというふうな話が当初からありました。今さらそれを言うてもしょうがないので、信号機設置も含めて両方一時停止とか、したくないと言ったって、これだけ頻繁に交通事故が発生している箇所でもありますので、一生懸命考えてもらいたいなというふうに思います。

それから、3点目の役場庁舎の前のあれなんですけれども、裁判やったらば30メートル以内に横断歩道がないので、あそこ通っても歩行者は悪くないということになるんですかね。でも、問題は、はねられないようにするために横断歩道をつけてほしいと、こういう話でありますので、どちらがいい悪いの話じゃなくて。ですから、これは引き続き警察のほうにここは警察の許可が必要なんだろうから、要望していただきたいなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） カットサロンの交差点、これ両方とも一時停止にしてくれという話であります、警察のほうでは駄目だということでもあります。それで、今度、停車場線の信金の真ん前、今度同じ事案が出てくると思います。あれ今年中に開通すると思われま。今、そういうところも、今後、警察と相談していくと思います。同じことが恐らく繰り返されるとしますので、今後、警察官といい方向に持っていきたいと思ひます。

なお、あとあれかな、担当課のほうからも説明させていただきます。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）鏡石の事故を教訓に車の急発進抑制装置の設置に町が助成をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 今年の2月、鏡石町駅前で70代の方が運転する車が、ブレーキとアクセルの踏み間違いから暴走し、若者2人が死傷する悲惨な事故が発生しました。鏡石町では、以前から後づけで急発進抑制装置をマイカーに設置する場合、補助金を交付する制度を設けていましたが、この事故の後、希望者が増えているという話を聞き、鏡石役場に行って話を伺いました。それによると、事故前には1件の申込みもありませんでした。しかし、事故後は3か月間で問合せが90件、補助金申請が30件になっているというお話でありました。頂いた資料によれば、補助金の上限は2万円で、一般的な後づけ費用約4万円のほぼ半額に相当しております。アクセルとブレーキの踏み間違いによる悲惨な事故は、全国各地で発生しています。これを防止するため、我が町でも急発進抑制装置の後づけの設置に町が助成をするべきではないでしょうか。考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

本年2月に、鏡石町で発生しました2人が死傷するという痛ましい事故につきましては、まだ記憶に新しいところです。この事故は、高齢の運転手のブレーキとアクセルの踏み間違いが原因となっております。我が町

におきましても、現状の交通事情に鑑みれば、高齢者でも車の運転をせざるを得ない状況となっております。

おただしの町単独の新たな助成制度の導入につきましては、長期にわたる継続が必要となりますので、国・県、近隣市町村の動向を注視しながら、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 現在、県内で恐らくこの助成制度をつくっているというのは、鏡石町だけかと思います。まだ普及はしていません。しかし、今回のこの事故後の鏡石町民の皆さんの関心の高さというのを見れば、やはりこれは、今の時代、こういう制度が必要だということはこれよく分かるというふうに思うんですね。町長は、国・県、他町村の状況を見ながら検討したいということでありますけれども、国や県がこういう助成措置をつくらなくても、浅川町、これやはりやるべきだというふうには思わないですか。伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本来であれば、国が率先して補助をつけるべきだと思っております。でも、これなかなか国に要望すれば、相当な時間がかかると思っております。町の助成制度につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。前向きに検討させていただきます。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） これ鏡石の例だと、3か月間で30件。これ単純に計算したって、1年間でこの4倍だから120件。120件に2万円の補助ですから、240万円の予算でできるということであります。これ予算的には対応できない金額ではないですよ。伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど申したとおりに、本当に前向きに検討させていただきたいと思います。

○8番（上野信直君） 分かりました、いいです。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）独居老人も安心して生活できるよう防犯カメラの設置に補助をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 2点伺います。

1点目ですけれども、一人暮らしの高齢者の方から、安全、安心のために家に防犯カメラをつけたいんだけど、町からの補助はないのかとの声が複数寄せられています。家庭用防犯カメラの設置費用は、1台当たり15万円程度といわれ、企業などがつけるもっと性能がよいものは約30万円ほどで、決して安いものではありません。県内では、相馬市で自治会や防犯組織等を対象に設置費用の90%、上限20万円を補助しております。大熊町、富岡町、広野町では、個人宅にも対象に5万円を補助しているようであります。浅川町においても、防犯カメラの設置に補助をしていく考えがあるかどうか伺います。

2点目です。現在、防犯カメラの設置に町以外の公的な補助制度はあるでしょうか。あれば、広く周知する必要があるのではないかと思います。考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、町における補助制度はございません。しかし、山間部の住宅を狙った強盗事件が、福島県内を含む関東圏を中心に発生しており、我が町におきましても、高齢者世帯は多々あり、いつこのような事件が発生してもおかしくはございません。防犯カメラ設置につきましては、設置による抑止力や犯罪発生時における追跡捜査などに非常に有効であると認識しております。今後、要望や制度の在り方も含め、国・県、近隣市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、現時点で国の補助制度による補助金につきましては、学校や店舗、事業所等の法人や団体が対象の制度のみとなっておりますが、今後の社会情勢の動向によっては、新たな補助金が導入される可能性も十分考えられると思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目のほうは、国・県、近隣町村の動向を見ながら判断していきたいと、こういう答えでありました。それはそれでとします。

2点目ですけれども、私のところに相談に来られた方が、新聞記事を持ってきたんですね。3月4日付の今年の新聞です。何新聞かちょっと分かんないんですけども、防犯カメラ県警が費用補助ということで、県警は来年度から、という今年度から、自治会や町内会などを対象に、最大50万円を助成すると。事業費は500万円だから、10件分ぐらいしか取っていないんですけども、こういう制度がまずあるということなんです。それで、こういう制度を活用して、要望している方に答えることができないかと、そういう取組を私はすべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、補足の答弁させていただきます。

今の件なんです、実は私のほうでも記事を見ました。福島民友です。早速なんです、石川警察署にこの件につきまして、県警のホームページにも載っていたんです。問合せをしました。こういう補助があるんじゃないかということ、照会で。結果的な話なんです、県警では具体的なものがまだ煮詰まっていないうちにホームページに掲載したそうなんです。ですので、今ホームページを見てもそれは削除されています。なので、それを福島民友さんが情報を先にキャッチして、それを記事にしたらしいんです。ですので、まだこのことは内容を詰めている段階で、補助金の申請のスタートは行っていないと聞いておりますし、これとはまた別に、いろいろ補助金等あるようにアンテナを高くしているところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで、本日の会議時間を、一般質問が長くなっておりますので、あらかじめ延長いたします。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 県内で個人の防犯カメラ設置に補助を出しているのは、浜通りの一時避難した、盗難事

件が問題になったような地域だけであります。やはり、広く活用できるような補助制度というのは、防犯カメラの設置補助というのは、やはり地域あるいは防犯組織が設置する場合ということが多くなるんだろうというふうに思うんですね。その場合、そういうふうに今必要としている独居老人の世帯とか、そういう方々が活用できるように、恐らくこれ行政区さんと連絡を取り合いながら進めるというような形が必要になっていくというふうに思うんですけれども、そういう体制も取りながら、要望に応えられるように町としても取り組んでいくと、こういう姿勢が必要ではないかと思うんですけれども、その点に対する認識を伺います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

確かに、高齢者の一人暮らしの方、何かといろいろな不安なことは多々あるかと思います。特に、隣県でこのような強盗事件等があると、やはり鍵を確実に閉めるかどうかということの認識も出てくるんですが、町におきましては、防災無線の定時放送を定期的に流しておりますし、あと併せて高齢者関係ですので、保健福祉課とタッグを組みまして、民生委員の方も含めてなんですが、あと袖山でも、先ほど町長午前中に言ったような事案もありますし、改めて町全体で監視するようなシステムを取れば一番理想なのかと思っております。

あと、もう一つは、高齢者の方がすぐに相談できるような体制も、親族にしろ、ご近所さんにしろ、そのような体制を取って、今、昼どき、どのような人が、業者を装った人がいる可能性もなきにしもあらずだと思うんです。ですので、住民の方それぞれいろいろな立場ありますが、ながらで目を光らせていただければと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）女性の減少だけをとりえて「消滅可能性」自治体とする議論への認識はの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 4月に民間組織、人口戦略会議というところが、子供を産む20代から30代の女性の人口減少だけを捉えて、消滅可能性自治体の推計なるものを公表しました。県内では33市町村で、当然浅川町もここに含まれ、そのショッキングな見出しのために、浅川町は近い将来消滅するかの印象が振りまかれました。

これに関して、2点伺います。

1点目ですが、この推計に対しては、女性の減少だけを問題にするのはおかしい、人口減少がまるで地方自治体の責任であるかのようだなど、各方面から批判の声が上がっています。町長は、この推計についてどう考えるか認識を伺います。

2点目です。浅川町は、既に平成28年に浅川町人口ビジョンを作成しており、今さら人口戦略会議が騒ぎ立てるまでもなく、このまま何もしなければ人口は減っていくという4つのシミュレーションを示しています。そして、それを踏まえ、浅川町まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくり、人口減少に歯止めをかける取組を

してきたはずであります。詳細を伺うのは別の機会にしますが、これまで取り組んできた浅川町の人口減少対策の効果と今後の取組について、主要なところを改めてこの機会に伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、2020年から2050年までの30年間で、20歳から39歳の女性の人口が半数以下になるとの推計を根拠に、消滅可能性があるとして自治体リストを公表することは、各自治体だけでなく、それぞれの地域のこれまでの努力や取組等をないがしろにするものであり、極めて私は遺憾であると考えております。

2点目につきましては、人口戦略会議の分析結果によりますと、本町の若年女性の減少率は60.8%の減となっており、石川管内では、玉川村の59.7%の減に次いで2番目によいものとなっております。この結果からも、本町の人口減少抑制対策には一定程度の効果があつたものと考えております。子育て支援、空き家対策、産業振興や雇用などを総合的に検討し、引き続き人口減少抑制対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（上野信直君） 了解しました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい。

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 5時01分